

【2026～2035】

「板橋区基本計画 2 0 3 5」

（素案）

令和 7 年 1 1 月

板 橋 区



はじめに

区長の挨拶文が入ります
(原案で示します)

目 次

第1章 10年後の板橋区のまち	5
第2章 施策展開	9
1 施策体系	
2 基本政策・施策	
(1)子ども・若者・子育て世代が住みたくなるまち.....	14
(2)学びを通じて成長と幸せを実感できるまち.....	28
(3)安心して住み慣れた地域で暮らせるまち	54
(4)すべての人が健康で自分らしく輝けるまち	68
(5)スポーツ・文化に親しみ魅力へつなげるまち.....	86
(6)板橋らしい魅力を創造・発信するにぎわいあふれるまち	98
(7)みどり豊かで人と地球にやさしいまち.....	108
(8)地域で支え合い安心・安全に暮らせるまち	122
(9)身近な暮らしの中でこころの豊かさを感じる魅力にあふれるまち	132
第3章 計画を推進する区政経営	145
1 取組の方向性	
2 公共施設の整備に関する基本方針	
3 財政収支の見通し	
4 評価・改善の仕組み	
第4章 人材戦略基本方針	153
第5章 計画の策定について	157
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第6章 計画策定の背景	161
1 板橋区の特徴と現況	
2 人口動向	
3 区民意識意向調査の結果	
参考資料 用語解説	170

第1章

10年後の板橋区のまち

第1章 10年後の板橋区のまち

- 基本構想では将来像を「未来をひらく緑と文化のかがやくまち“板橋”」と掲げており、将来像が実現されたまちの姿を「誰もが幸せを実感している」、「つながりと愛着がはぐくまれている」まちとしています。
- 基本構想の実現に向けて策定する板橋区基本計画 2035（以下「基本計画」）では、将来像が実現されたまちの姿を以下のとおり、具体的な様子を示すとともに、イメージ化して表現することで、すべての基本政策でめざす方向性を統一し、それぞれの施策を総合的に推進していきます。また、実現に向けて分野横断的に取り組んでいく戦略については実施計画において掲げることとします。



- 子どもから高齢者まで、地域の中で誰もが居場所と役割を持ち、生きがいを感じながら暮らしています。世代を問わず、様々な背景を持つ人々が地域の中で自然に交流し、支え合っており、すべての人が生涯にわたって活躍できる共生社会が実現しています。
- 絵本文化などの地域資源を活かした創造的な活動が日常に溶け込み、多様な文化や芸術の交流が生まれています。区民一人ひとりの個性と発想が大切にされ、文化芸術を通じた活動が盛んになることで、区内外から人や資源を呼び込み、地域に活力が生まれています。

基本構想で掲げる「将来像が実現されたまちの姿」

「誰もが幸せを実感している」

- 誰もが日々の暮らしで幸せを感じ、全世代が支え合う共生社会が形成されています。
- 豊かな自然や歴史、文化が守られつつ新たな魅力も創出され、安全で快適な都市基盤のもと、持続可能な発展と地域の活力が両立しており、すべての人々がウェルビーイングを実感できるまちづくりが進んでいます。

「つながりと愛着がはぐくまれている」

- 人と人、人と地域のつながりを大切にするあたたかな社会が形成され、板橋での暮らしや地域に対する愛着と誇りが深まっています。
- 多様な人々が活発に交流し、地域の課題解決に住民が主体的に参加できる仕組みが整っています。この強い絆を基盤に、「住みたい」「住み続けたい」と思える持続可能なまちが実現しています。



- 育まれてきた自然・歴史・文化が引き継がれ、板橋らしいまちなみが広がっています。これらの空間では、子どもから高齢者まであらゆる世代がくらし、働き、学び、楽しみ、憩う場として、人々の活力と交流が育まれており、一人ひとりの豊かさが地域全体の豊かさにつながっています。
- 安心・安全を感じられる災害に強い都市基盤のもと、身近なくらしがみどりや水辺に彩られ、誰もが移動しやすく出かけたくなる、人と環境に優しい持続可能なまちが実現しています。人々が支え合い、ふれあう中で、笑顔あふれる板橋の風景が未来へと引き継がれています。

第2章

施策展開

1 施策体系

2 基本政策・施策

第2章 施策展開

1 施策体系

01 子ども・若者

子ども・若者・子育て世代
が住みたくなるまち

- ①子ども・若者・子育て環境の充実に向けた計画の着実な推進
- ②子どもの成長と子育ての支援
- ③育児と仕事の両立支援
- ④多様な主体による切れ目のない支援の推進
- ⑤安心・安全な社会的養育の推進
- ⑥おやこの健康づくり

02 教育

学びを通じて成長と
幸せを実感できるまち

- ①教育行政の着実な推進
- ②豊かな遊びと体験を通じた幼児期の学びの充実
- ③保幼小接続・小中一貫教育の推進
- ④確かな学力の育成
- ⑤豊かな心と健やかな体の育成
- ⑥特別支援教育・日本語指導等多様な教育的ニーズへの対応
- ⑦安心・安全に学べる居場所の充実
- ⑧教員の育成・働き方改革の推進
- ⑨新しい時代の学びを実現する学校環境の整備
- ⑩学校・家庭・地域の連携・協働
- ⑪生涯にわたり学び・活躍できる環境の整備
- ⑫生涯を通じた読書活動の充実と支援

03 福祉・介護

安心して住み慣れた
地域で暮らせるまち

- ①持続可能な介護サービスの供給に向けた基盤整備・人材確保支援
- ②高齢者の地域包括ケアの推進
- ③地域福祉の充実
- ④障がい者への理解促進
- ⑤障がい者の自立支援とサービスの充実
- ⑥生活基盤の安定と自立の促進

04 健康

すべての人が健康で
自分らしく輝けるまち

- ①健やかに暮らすことができる健康づくりの推進
- ②疾病の早期発見・早期治療の推進
- ③健康を支える保健医療環境の整備
- ④国民健康保険・後期高齢者医療制度の適正な運営
- ⑤健やかなこころを育み支え合う環境づくり
- ⑥高齢者の社会参加の促進と生きがいづくり
- ⑦感染症対策などの強化
- ⑧食品・環境などの衛生力向上

05 スポーツ・文化

スポーツ・文化に親しみ
魅力へつなげるまち

- ①スポーツに親しむまちづくりの推進
- ②文化財の保存・活用
- ③多様な文化芸術を身近に感じ、つなげる環境づくり
- ④多文化共生を支える包摂的な社会づくり
- ⑤平和都市の推進

06 産業

板橋らしい魅力を創造・発信
するにぎわいあふれるまち

- ①時代の変化を乗り越える産業基盤の強化
- ②イノベーションを起点とした成長志向の産業育成
- ③産業の成長と区民生活の融和
- ④魅力ある観光振興と都市交流の推進

07 環境

みどり豊かで
人と地球にやさしいまち

- ①ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進
- ②環境ひとづくり
- ③快適で健康に暮らせる生活環境の実現に向けた取組の推進
- ④循環型社会の実現に向けた取組の推進
- ⑤自然・生物多様性の保全・活用の推進
- ⑥みんなで育むみどりの未来

08 防災・危機管理

地域で支え合い
安心・安全に暮らせるまち

- ①地域防災力の向上
- ②区民の命と生活環境を守る防災対策の推進
- ③防犯力の高いひと・まちづくりの推進
- ④倒れない・燃え広がらないまちづくりの推進

09 都市づくり

身近な暮らしの中で
こころの豊かさを感じる
魅力にあふれるまち

- ①地域固有の資源を活かした板橋らしい風景づくりの推進
- ②安心・安全で利便性の高い交通環境の確保
- ③持続可能な都市基盤の整備・維持
- ④駅周辺や商店街などを中心とした良好な市街地の形成促進
- ⑤多様で良質な住まい・住環境の確保

「基本政策・施策」ページの見方

基本政策

基本構想の将来像につながる
「9つのめざす姿」の各視点に
対応しています。

施策・主な取組

基本政策を推進するための施策一覧と主な
取組について記載します。

<基本政策ページ>

基本政策 1
子ども・若者

**子ども・若者・子育て世代が
住みたくなるまち**

9つのめざす姿

核家族であり、未来を担う子どもたちが笑顔で暮らせるためには、子どもや若者、子育て世代一人ひとりが核家族での暮らしに愛着と誇りを感じ、住みたい・住み続けたいと思うまちづくりを進めることが大切です。

子ども・若者・子育て世代が住みたくなるまちをめざします。



未来を担う子どもや若者たちが、核家族の歴史や文化・自然などに触れ、遊び、学び、意見を表明し、多様性を尊重しながら、自分らしく健やかに成長し、笑顔があふれています。

若者や子育て世代にとって、ライフスタイルに応じた交流や様々な活動がしやすいまち、また、子どもを産み、育てたい、親子で成長できる魅力的なまちとして、核家族での暮らしに愛着や誇りを感じています。

「誰一人取り残さない」理念のもと、いつでも子ども・若者・子育てに関する相談ができ、核家族子ども家庭総合支援センターを中心として切れ目のない子育て支援の充実が図られ、地域や民生、児童委員、関係・事業者、企業などの協働・ネットワークによって、安心して子育てできる環境が整っています。

施策・主な取組

施策 1-1 子ども・若者・子育て環境の充実に向けた計画の着実な推進
主な取組 ▶ 計画の策定・実行管理、児童福祉施設の施設整備など

施策 1-2 子どもの成長と子育ての支援
主な取組 ▶ 子育て支援拠点の整備、子育て負担の軽減

施策 1-3 育児と仕事の両立支援
主な取組 ▶ 待機児童対策、保育の質の確保・向上など

施策 1-4 多様な主体による切れ目のない支援の推進
主な取組 ▶ 子育て支援サービスの充実、相談支援体制の強化など

施策 1-5 安心・安全な社会的養育の推進
主な取組 ▶ 児童等への委託の推進、子どもの権利擁護の推進など

施策 1-6 おやこの健康づくり
主な取組 ▶ 妊娠期の支援、出産直後・新生児期の支援など

関連する主な個別計画

調整中
(原案で示します)

9つのめざす姿

基本構想で掲げた各視点の将来像につながる
「9つのめざす姿」を記載します。

関連する主な個別計画

基本政策の推進に関連する主要な個別計画
などを記載します。

施策名

基本政策を実現するための施策の名称を記載します。

施策の目標

施策を実現することによって、まちがどのように変わっているかを記載します。

主な取組

施策を推進するための主な取組について記載します。

関連するSDGsのゴール

施策に関連するSDGsのゴールのアイコンを表示します。

<施策ページ>

施策
1-1

子ども・若者・子育てで環境の 充実にに向けた計画の着実な推進

施策の目標

子ども・若者・子育てに関する計画が着実に推進され、
安心・安全に子育てや子育てができる
環境が整っています。

施策の概要

子どもや若者、子育て世代がまちに愛着と誇りを感じ、安心・安全に子育てや子育てができるよう、児童福祉施設等の環境整備による居場所の充実に回り、子ども・若者の意見や多様性を尊重するとともに、ニーズや時代の変化に対応できる計画を策定し、子ども・若者・子育て行政を推進します。

施策の成果指標



主な取組

計画の策定・進捗管理

子ども・若者・子育てに関する個別計画である(仮称)子ども・若者・子育て応援プラン2030及びいたばし子育て支援・社会的居場所推進プラン2029について、子ども・子育て会議などの付置機関への意見聴取などによる進捗管理を行い、計画的に推進します。

児童福祉施設等の環境整備

区立児童館・保育園施設を安心・安全に利用できるものとするための維持補修や、さらに利用しやすくするためのLED化やバリアフリー化を推進し、子どもや若者の居場所の充実に回ります。

子ども・若者の意見を聴く取組の推進

子育てや子育てがしやすいまちを、子どもワークショップやアンケートなどを通じて、子どもや若者の意見を聞き、区政に反映させる取組を推進します。

現状・課題

- 子ども・若者人口は、コロナ禍に減少したものの再び増加傾向(令和2～6年度で7,505人増加)にある一方、18歳未満の児童人口及びその割合はそれぞれ3,645人、0.8%減少(令和2～6年度)しています。この10年で出生数は約3割減少し、合計特殊出生率も令和3年に1を下回り、低下傾向が続いています。
- 令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、子どもの権利を保障し、子どもの意見を区政に反映させる仕組みづくりを行い、その意見を踏まえた子育て・子育て支援策などの検討が必要となります。
- 区立児童館や保育園の安心・安全な運営・サービスの提供を継続するために、老朽化対策の維持補修、LED化やバリアフリー化を推進し、子どもや若者の居場所の充実に回らなければならない課題があります。
- 少子化対策や子育て支援、社会的居場所の推進、虐待への対応などの複雑かつ多様な課題を解決していくためには、多様性を尊重し、ニーズや時代の変化に対応できるような柔軟な計画の策定・推進が重要です。

施策の概要

施策の概要を記載します。

施策の成果指標

「施策」の進捗状況を把握するための成果指標を設定します。

この指標は、ロジックモデル※におけるアウトカム(初期・中間)を数値化したものとなっています。

アウトカム(最終)
【基本政策の成果】

アウトカム(初期・中間)
【施策の成果】
活動結果により変化した状態

アウトプット
【活動結果】

アクティビティ
【活動量(具体的取組)】

インプット
【投入量(予算・人件費)】

現状・課題

計画策定時点(令和7(2025)年度)の施策に関する現状と課題を記載します。

子ども・若者・子育て世代が 住みたくなるまち

9つのめざす姿

板橋の宝であり、未来を担う子どもたちが笑顔で暮らせるためには、子どもや若者、子育て世代一人ひとりが板橋での暮らしに愛着と誇りを感じ、住みたい・住み続けたいと思うまちづくりを進めることが大切です。

子ども・若者・子育て世代が住みたくなるまちをめざします。



未来を担う子どもや若者たちが、板橋の歴史や文化・自然などに触れ、遊び、学び、意見を表明し、多様性を尊重しながら、自分らしく健やかに成長し、笑顔があふれています。

若者や子育て世代にとって、ライフスタイルに応じた交流や様々な活動がしやすいまち、また、子どもを産み、育てたい、親子で成長できる魅力的なまちとして、板橋での暮らしに愛着や誇りを感じています。

「誰一人取り残さない」理念のもと、いつでも子ども・若者・子育てに関する相談ができ、板橋区子ども家庭総合支援センターを中心として切れ目のない子育て支援の充実が図られ、地域や民生・児童委員、団体・事業者・企業などの連携・ネットワークによって、安心して子育てできる環境が整っています。

施策・主な取組

施策
1-1

子ども・若者・子育て環境の充実に向けた計画の着実な推進

主な取組 ▶ 計画の策定・進行管理、児童福祉施設の環境整備など

施策
1-2

子どもの成長と子育ての支援

主な取組 ▶ 子育て支援拠点の充実、子育て負担の軽減

施策
1-3

育児と仕事の両立支援

主な取組 ▶ 待機児童対策、保育の質の確保・向上など

施策
1-4

多様な主体による切れ目のない支援の推進

主な取組 ▶ 子育て支援サービスの充実、相談支援体制の強化など

施策
1-5

安心・安全な社会的養育の推進

主な取組 ▶ 里親などへの委託の推進、子どもの権利擁護の推進など

施策
1-6

おやこの健康づくり

主な取組 ▶ 妊娠期の支援、出産直後・新生児期の支援など

関連する主な個別計画

調整中
(原案で示します)

施策

1-1

子ども・若者・子育て環境の 充実に向けた計画の着実な推進

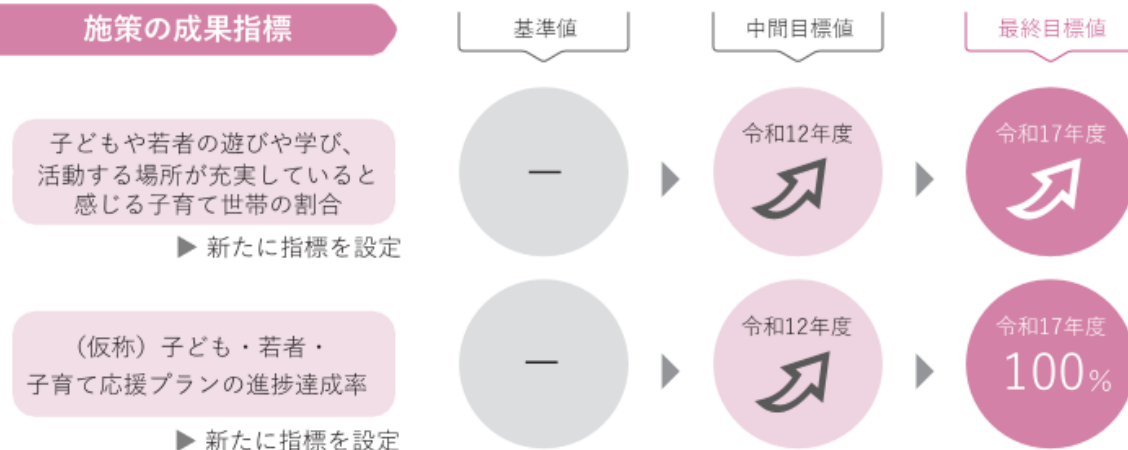
施策の目標

子ども・若者・子育てに関する計画が着実に推進され、
安心・安全に子育てや子育てができる
環境が整っています。

施策の概要

子どもや若者、子育て世代がまちに愛着と誇りを感じ、安心・安全に子育てや子育てができるよう、児童福祉施設の環境整備による居場所の充実を図り、子ども・若者の意見や多様性を尊重するとともに、ニーズや時代の変化に柔軟に対応できる計画を策定し、子ども・若者・子育て行政を着実に推進します。

施策の成果指標





主な取組

計画の策定・進行管理

子ども・若者・子育てに関する個別計画である（仮称）子ども・若者・子育て応援プラン 2030及びいたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029について、子ども・子育て会議などの附属機関への意見聴収などによる進行管理を行い、計画的に推進します。

児童福祉施設の環境整備

区立児童館・保育園施設を安心・安全に利用できるようにするための維持補修や、さらに利用しやすくするためのLED化やバリアフリー化を推進し、子どもや若者の居場所の充実を図ります。

子ども・若者の意見を聴く取組の推進

子育てや子育てがしやすいまちをめざし、子どもワークショップやアンケートなどを通じて、子どもや若者の意見を聴き、区政に反映させる取組を推進します。

現状・課題

- 子ども・若者人口は、コロナ禍に減少したものの再び増加傾向（令和2～6年度で7,505人増加）にある一方、18歳未満の児童人口及びその割合はそれぞれ3,645人、0.8%減少（令和2～6年度）しています。この10年で出生数は約3割減少し、合計特殊出生率も令和3（2021）年に1を下回り、低下傾向が続いています。
- 令和5（2023）年4月に施行された「こども基本法」に基づき、子どもの権利を保障し、子どもの意見を区政に反映させる仕組みづくりを行い、その意見を踏まえた子育て・子育て支援策などの検討が必要です。
- 区立児童館や保育園の安心・安全な運営・サービスの提供を継続するために、老朽化対策の維持補修、LED化やバリアフリー化を推進し、子どもや若者の居場所の充実を図る必要があります。
- 少子化対策や子育て支援、社会的養育の推進、虐待への対応などの複雑かつ多様な課題を解消していくために、多様性を尊重し、ニーズや時代の変化に対応できるような柔軟な計画の策定・推進が重要です。

施策

1-2

子どもの成長と子育ての支援

施策の目標

子育てに関する不安を抱えることなく、
子どもが健やかに成長できる拠点機能が充実し、
安心して子育てができる環境が整っています。

施策の概要

子どもや子育て世代が、地域や多世代の人との交流や様々な活動を通じて子育てに関する不安が解消されるよう、区の歴史や文化・自然に触れられる遊びや学びの場の提供、子ども・子育て支援の拠点機能の充実や、多様なライフスタイルに応じた子育てを支援します。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

児童館1館あたり乳幼児及び
その保護者の年間延利用者数

令和7年3月
17,441人

令和12年度
19,372人

令和17年度
20,000人

児童館1館あたりの子育て相談
を関係機関と連携した件数

令和7年3月
25.15件

令和12年度
30件

令和17年度
30件

関連するSDGsのゴール



主な取組

子育て支援拠点の充実

子育て支援の拠点機能を充実させ、子どもが安心・安全に過ごせる環境を整えます。

子育て負担の軽減

家庭などにおける児童の生活の安定に寄与し、次世代の社会を担う児童の健やかな成長につなげます。

現状・課題

- 区内での日本における日本人出生数は令和2(2020)年以降4,000人を下回り続け大幅に減少し、子育て世代の人口減少や転出超過の傾向が継続しています。
- また、人口動態をもとに令和11(2029)年度までの児童人口(18歳未満)を推計したところ、5年間で4,335人減少と予測されています。子育て世代から住みたくなるまちとして選ばれるには、いつでも子育てに関する相談ができる環境を整え、地域や関係団体との連携による切れ目のない子育て支援の充実が求められています。

施策

1-3

育児と仕事の両立支援

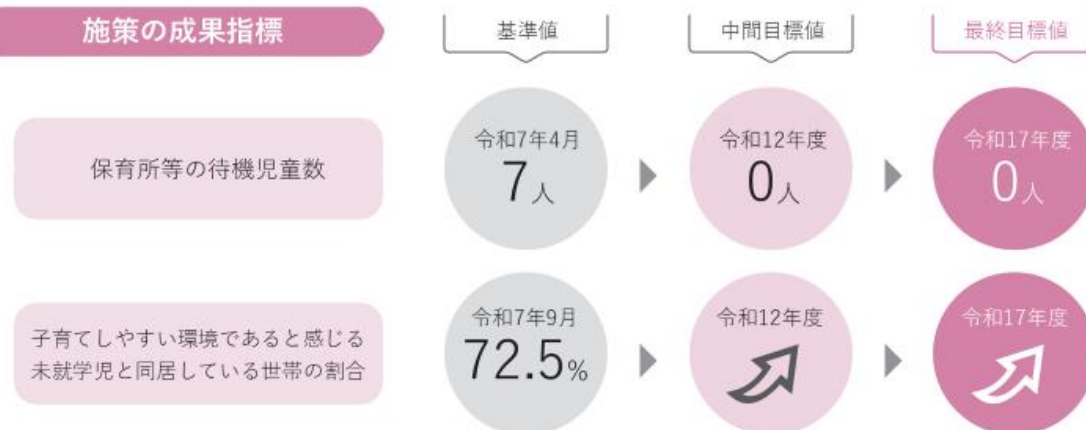
施策の目標

多様な保育サービスが充実し、
ライフスタイルに応じた保育を選択できることにより、
仕事と育児を両立できる環境が整っています。

施策の概要

若者や子育て世代が、ライフスタイルに応じて必要とする保育を選択し、仕事と子育てが両立できるように、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの充実と保育所等に対する巡回支援指導や保育DXの推進による保育の質の確保・向上に取り組めます。

施策の成果指標





主な取組

待機児童対策

待機児童数ゼロを維持するため、保育需要を的確に見込み、適正な定員数を確保していきます。

保育の質の確保・向上

区による指導検査及び巡回支援指導や、業務改善のための保育 ICT 導入支援などにより、保育の質の確保・向上をめざします。

多様な保育サービスの充実

障がいのある子どもや医療的ケア児など、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

現状・課題

- 施設整備などにより保育の量が拡大したことに伴い、待機児童数は減少しています。一方で、地域によっては空き定員が生じており、保育ニーズと提供体制にミスマッチが発生しています。
- 障がいのある子どもや医療的ケア児など、配慮を必要とする子どもの入所希望が増加しています。受入施設数の不足など、受入体制の整備が喫緊の課題となっています。
- 保育現場では、労働環境や仕事量が原因で、保育士の離職が増加傾向にあり、保育士の負担軽減や業務の効率化が課題となっています。

施策

1-4

多様な主体による 切れ目のない子育て支援の推進

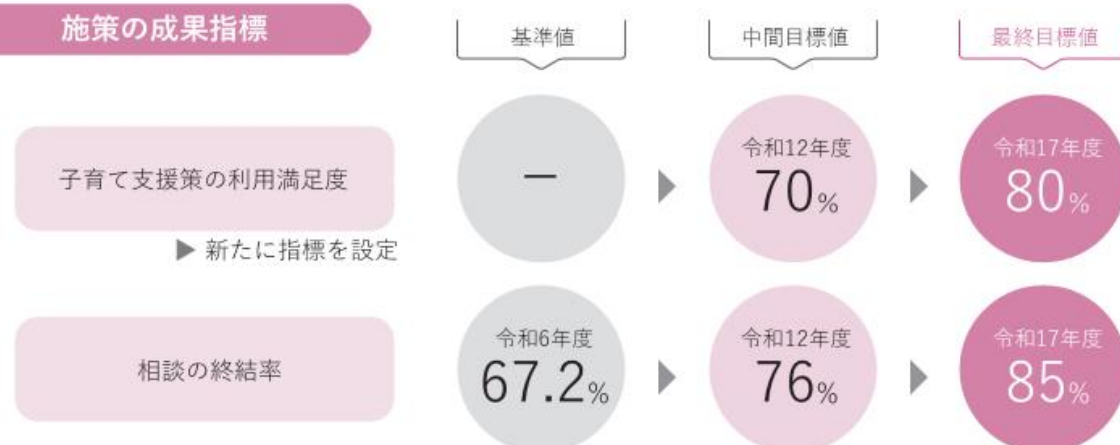
施策の目標

身近に相談できる場があり、
切れ目のない支援が提供され、
子どもも親も安心して暮らせます。

施策の概要

子どもと保護者が身近な場所で相談でき、必要な支援を切れ目なく受けられる状態になるよう、こども家庭センター機能をはじめとした様々な体制・制度を整備します。また、児童虐待の予防・未然防止が図られ、すべての子どもが安心して育つ環境を実現するため、地域や関係機関との連携を強化し、心配な子ども・家庭の早期発見・早期支援、適切な対応ができる体制を構築します。

施策の成果指標



関連するSDGsのゴール



主な取組

子育て支援サービスの充実

育児支援ヘルパー、ショートステイ、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッター利用支援、産前産後支援（産後ドゥーラ）など、多様なニーズに対応した子育て支援サービスを提供します。

相談支援体制の強化

子どもなんでも相談（24時間365日対応）や関係機関へのアウトリーチなど、早期発見・早期対応のための体制を強化します。

地域ネットワークの構築

民生・児童委員、NPO、事業者・企業などとの連携を強化し、支援対象児童等見守り強化事業などを通じて地域全体で子育て家庭を支える体制を構築します。

現状・課題

- 「令和7年度板橋区区民意識意向調査」では、「必要と感じる子育て施策」の第3位が身近な悩み相談の場となっています。子育て家庭の孤立を防ぎ、誰もが気軽に相談でき、必要に応じて適切な支援へ繋げる体制の強化が必要です。
- 子育て家庭は共働きやひとり親など多様化しています。様々なニーズに的確に対応するため、母子保健・児童福祉分野が連携した切れ目のない支援体制の充実とともに、支援サービスの拡充や効果的なプロモーションが必要です。
- 児童虐待相談受付件数は長らく増加傾向にあり、令和6(2024)年度には1,216件に達しています。児童虐待の予防・未然防止に向けてリスクの早期発見と迅速な対応ができるよう、関係機関との連携・見守り体制のさらなる強化が必要です。

施策

1-5

安心・安全な社会的養育の推進

施策の目標

社会的養育を必要とするすべての子どもが
権利を尊重され、家庭的な環境で健やかに成長し、
社会全体ではぐくまれています。

施策の概要

子どもとその家庭に対して、虐待などの早期対応や適切な一時保護などにより安心・安全な養育環境が確保され、子どもの最善の利益が実現されるよう、関係機関との連携を強化するとともに、子どもの意見を尊重した支援を行います。また、社会的養護が必要な子どもが家庭的な環境で成長・自立できるよう、里親制度の推進と児童養護施設などとの連携強化を図ります。

施策の成果指標



関連するSDGsのゴール



主な取組

里親などへの委託の推進

里親制度の認知度向上を図る普及啓発や、支援者に対して正確な情報を広く周知していくための研修などを行い、里親などへの委託に向けた取組を推進します。

子どもの権利擁護の推進

社会的養護のもとで育つ子どもとその関係者が子どもの権利を十分に認識し、子どもの意見が尊重される支援を行います。

社会的養護自立支援の取組

個々の状況に応じて自立支援計画などを策定し、進学などに向けた必要な援助を行うとともに、施設を退所した後も安心して自立できるよう継続的に支援します。

児童虐待に対する迅速な対応

警察や学校などの関係機関との連携を深め、児童虐待の未然防止と早期発見に努めるとともに、家庭に対しても最大限の支援を行います。

一時保護施設の適切な運営

ユニット制を活かし、「温かみがあり居心地の良い一時保護施設」を運営するため、子どもの状況に応じた生活の支援、子どもの意見表明の支援などを推進します。

現状・課題

- 令和 6 (2024)年度の児童虐待対応件数は 1,131件となっており、今後も全国及び東京都においては増加が見込まれているため、早期発見・早期対応のための関係機関との連携を、より一層強化する必要があります。
- 当区における社会的養護を必要とする子どもは年間 180人程度で推移しており、そのうち約 86%が施設養護、約14%が里親などによる家庭養護となっています。
- 令和 6 (2024)年 4 月に施行された「令和 4 年改正児童福祉法」に基づき、子どもの入所措置時や一時保護時などにおいては子どもの意見や意向を確認するなど、子どもの権利擁護の強化が求められています。
- 社会的養護のもとで育つ子どもの数は増加が見込まれる中、家庭的環境における養育を推進していくために、里親登録数の拡大や支援体制の整備が課題となっています。

施策

1-6

おやこの健康づくり

施策の目標

妊娠から子育て期まで、
切れ目のない支援が充実し、地域や人のつながりで、
おやこの心身の健康が守られています。

施策の概要

妊娠期から子育て期に渡って、母と子だけでなく父親やその他の養育者を含めた「おやこ」の心身の健康を守り、安心して子どもを産み育てられるよう保健サービスを提供します。
また、保健サービスを通じた健康課題の把握、関係機関や地域との連携により、おやこが健康やかに暮らしていけるよう相談支援を行います。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

産後に受けた
支援についての満足度

令和6年度
84.5%

令和12年度
90%

令和17年度
95%

主体的に育児に関わっていると
感じる父親の割合

令和6年度
72%

令和12年度
77%

令和17年度
82%

妊婦面接・新生児訪問・乳幼児健康診査における面会率

令和6年度
96.8%

令和12年度
100%

令和17年度
100%

関連するSDGsのゴール



主な取組

妊娠期の支援

おやこ健康手帳（母子健康手帳）交付、パートナー（父親など）支援を含めた妊婦面接、妊婦のための支援給付、妊婦健康診査、ウェルカムベビー講座（母親学級 / 両親学級）・プレパパセミナー開催などの保健サービス提供により、妊婦及びパートナー（父親など）が安心して出産・子育てをできるよう、妊娠期から相談支援を行います。

出産直後・新生児期の支援

新生児等訪問指導、産後ケア事業、各種医療給付などの保健サービス提供により、産婦の心身の回復と新生児の健やかな成長発達を支援します。また、産婦及びパートナー（父親など）の産後うつ病予防を図り、保護者（父母など）が協力して育児に臨めるよう働きかけます。

乳幼児期の支援

乳幼児健康診査、パースデーサポート事業、個別相談支援などの保健サービス提供により、おやこの心身の健康や子どもの発達の様子を把握して、必要に応じ支援することで、保護者（父母など）の育児不安や負担感の軽減を図り、子どもの健やかな育ちを支えます。

医療費助成による経済的支援

身体に機能障がいのある18歳未満の児童や出生体重が2,000 g以下の未熟児などに対して指定医療機関にて医療給付を行います。

現状・課題

- 少子化の進行、育児不安や虐待の増加、子育て家庭の孤立などが社会問題化し、新たな母子保健上の課題が顕在化しています。
- 「令和6年度板橋区区民健康意識調査」の結果では、子育て世代の半分弱がストレスを感じています。
- 相談窓口の有無、情報提供の種類・量などに関わらず、個別性の高い生活背景により、自らストレスを軽減したり解消することができない人が一定数います。
- ストレスを解消できない状態が続くと、子育てへの不安感や負担感が増し、虐待などにつながる危険性が高まります。
- すべての妊産婦とパートナーに接する機会をより多く設けることで、産後うつなどの心身の不調や虐待のリスクがある人を早期に把握できる体制を維持していく必要があります。

学びを通じて成長と幸せを 実感できるまち

9つのめざす姿

子どもから大人まで、あたたかなところをはぐくむためには 生涯を通じて学び続け、成長を実感することで幸せを感じられるまちづくりを進めることが大切です。学びを通じて成長と幸せを実感できるまちをめざします。



子どもが、一人ひとりの違いを認め、様々な価値観を持つ人と協働しながら、自らのよさや可能性を伸ばしています。また、それぞれの望む未来に向けた学びを選択し、豊かな経験を積み重ねながら成長し、幸せを実感しています。

すべての子どもの学びを保障するために、子どもを支える様々な主体が連携・協働し、子どもが安心・安全に学び、成長できる環境を創り出しています。また、様々な体験機会を提供し、子どもの豊かなところをはぐくむことで、子どもの未来の選択肢を増やし、可能性をひろげています。

多様な学びを通じて、子どもも大人も生涯を通じて教え、学び合うことで、人と人、人とまちがつながり、人と社会の幸せが実現しています。

施策・主な取組

施策
2-1

教育行政の着実な推進

主な取組 ▶ 教育委員会の運営、教育計画の策定・進行管理など

施策
2-2

豊かな遊びと体験を通した幼児期の学びの充実

主な取組 ▶ 幼稚園などにおける豊かな遊びと体験の推進など

施策
2-3

保幼小接続・小中一貫教育の推進

主な取組 ▶ 系統的な教育カリキュラムの推進、保幼小接続の強化など

施策
2-4

確かな学力の育成

主な取組 ▶ 教員の授業改善支援、探究的な学びの推進など

施策
2-5

豊かな心と健やかな体の育成

主な取組 ▶ 学級活動の充実、人権教育・道徳教育の充実など

施策
2-6

特別支援教育・日本語指導等多様な教育的ニーズへの対応

主な取組 ▶ 特別支援教育の推進、日本語指導の充実など

施策
2-7

安心・安全に学べる居場所の充実

主な取組 ▶ 校内の教室以外の居場所確保、学校外の多様な学びの場の確保・連携など

施策
2-8

教員の育成・働き方改革の推進

主な取組 ▶ 教職員の専門性向上の取組、校務DXの推進など

施策
2-9

新しい時代の学びを実現する学校環境の整備

主な取組 ▶ 学校の改築・長寿命化改修、区立学校の適正規模・適正配置の推進など

施策
2-10

学校・家庭・地域の連携・協働

主な取組 ▶ iCSの推進、青少年の健全育成など

施策
2-11

生涯にわたり学び・活躍できる環境の整備

主な取組 ▶ 区民が教え学び合う循環に向けた取組の推進など

施策
2-12

生涯を通じた読書活動の充実と支援

主な取組 ▶ 子どもの読書活動推進、区立学校における読書活動の推進など

関連する主な個別計画

調整中
(原案で示します)

施策

2-1

教育行政の着実な推進

施策の目標

教育行政の着実な推進により、
質の高い教育が実現しています。

施策の概要

教育委員会では、区民が生涯を通じて学び続けられるように、質の高い教育を提供し、教育に対する理解と信頼を得られるよう、円滑な教育行政の運営に努めるとともに、施策の進捗を定期的に確認・分析して継続的な改善を図り、広報活動を通じて教育の取組を広く周知し、区民との対話の機会を大切にします。

施策の成果指標

教育委員会が取り組む
「MIRAI SCHOOL いたばし」
を知っている割合

▶ 「教育の板橋」を知っている
割合を基準値として設定

基準値

令和7年9月
7.1%

中間目標値

令和12年度
↗

最終目標値

令和17年度
↗

教育計画の進捗達成率

▶ 新たに指標を設定

令和7年度

—

令和12年度

50%

令和17年度

100%

関連するSDGsのゴール



主な取組

教育委員会の運営

教育委員会では、重要な教育課題について迅速かつ適切な意思決定を行い、教育行政の円滑な運営に努めます。

教育計画の策定・進行管理

各施策の進捗状況を定期的に確認し、施策の効果を測定・分析し、次年度の事業運営に反映させ、継続的な改善を図ります。

教育広報の充実

多様なメディアを活用し、教育施策について区民に広く発信し、理解と参加を促進します。

現状・課題

- 教育広報の活性化や対話の機会を重視した教育委員会の運営、教育計画の策定・進行管理を行っています。
- 効果的な情報発信やデータ・エビデンスに基づいた教育行政の推進が必要です。

施策

2-2

豊かな遊びと体験を通した 幼児期の学びの充実

施策の目標

豊かな遊びと体験を通した幼児期の学びの充実により、
質の高い幼児教育が実現しています。

施策の概要

区内の幼児教育施設において、子どもたちが豊かな遊びと体験を通して主体的に学び、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことができるよう、幼児教育の質の向上に向けた環境整備や、保育者・保護者への支援、施設間の連携促進を図ります。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

主体的に遊びに取り組む
園児の割合

▶ 新たに指標を設定

—

令和12年度
80%

令和17年度
90%

主体的な遊びを通した学びを
意識して幼児教育を実施している
幼児教育施設の割合

▶ 新たに指標を設定

—

令和12年度
50%

令和17年度
75%



主な取組

幼稚園などにおける豊かな遊びと体験の推進

私立幼稚園における遊びや体験を通じた特色ある幼児教育を支援するとともに、幼児教育の重要性を保護者へ周知し、認知度向上を図ります。区立幼稚園における絵本の読み聞かせ、動植物との触れ合い、地域行事への参加などを取り入れたカリキュラムを実践し、各施設での主体的な遊びを通じた学びを推進します。公私立幼稚園における0～2歳児の預かりを支援し、早期からの幼児教育機会を確保します。

私立幼稚園の幼児教育の質向上のための支援

私立幼稚園における環境整備の支援により教育環境の維持・向上を図るほか、公私立幼稚園の保育者に対する研修を通じた支援により保育者のスキルアップを図ります。私立幼稚園保護者の経済的負担軽減及び私立幼稚園の運営支援の取組を通じて、区内の未就学児が安心して質の高い幼児教育を受けられる環境を整備します。

現状・課題

- 区内の幼児教育施設では、主体的な遊びを通じた学びの重要性の認識に差があり、幼児の非認知能力の発達に影響を与えています。
- 区立・私立を含む幼児教育施設間での連携や情報共有が十分でなく、質の高い幼児教育の均質的な提供が課題となっています。
- 保護者の幼児期における遊びを通じた学びの重要性への理解を深めるため、家庭と施設が連携した教育環境の構築が必要です。

施策

2-3

保幼小接続・小中一貫教育の推進

施策の目標

保幼小中の一貫した教育環境が整い、
子どもたちが連続性ある学びを通じて
力を伸ばしています。

施策の概要

区内の子どもたちが、幼児期から義務教育9年間を通じて連続性のある学びを経験し、確かな学力と豊かな人間性を身に付けられるよう、幼児教育施設と小学校の接続強化、小中一貫教育の推進、系統的なカリキュラムの実施などの取組を総合的に展開するとともに、幼児教育の機会を保証します。

施策の成果指標

幼児教育施設と小学校の
連携実施率

▶ 新たに指標を設定

基準値

—

中間目標値

令和12年度
50 %

最終目標値

令和17年度
80 %



主な取組

系統的な教育カリキュラムの推進

郷土愛育成（社会科副読本「わたしたちの板橋」の活用）、環境教育（環境教育テキスト「未来へ」の活用）、キャリア教育（キャリア・パスポートの活用）など、幼児期から中学校までの系統的・連続的な教育活動を展開します。

保幼小接続の強化

区立幼稚園におけるアプローチカリキュラムの実践と成果の普及、幼児教育施設と小学校の交流活動の充実、接続期カリキュラムの開発・実施により、幼児期から小学校への円滑な移行を促進します。

小中一貫教育の推進

小中学校間の教員交流、合同研修、児童・生徒の交流活動などを通じて、9年間の学びの連続性を確保し、中1ギャップの解消と学力向上を図ります。

現状・課題

- 幼児教育施設と小学校の接続において、施設類型や公私立の違いによる連携不足が見られ、子どもの円滑な移行に課題があります。
- 小学校から中学校への進学時に、学習環境や指導方法の違いから、学習意欲の低下や不適応が生じる事例が見られます。
- 地域への愛着や誇りを育む教育が十分に体系化されておらず、郷土愛の育成に系統的な取組が必要です。

施策

2-4

確かな学力の育成

施策の目標

子どもたちが確かな学力を身に付け、
自ら考え、学び続ける力を発揮しています。

施策の概要

子どもたちが、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、自ら考え、判断し、表現する力を身に付けていくために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、教員の授業改善や多様な学習支援体制の整備に取り組みます。

施策の成果指標



関連する SDGs のゴール



主な取組

教員の授業改善支援

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた研修や教材開発支援を行い、教員の指導力向上を図ります。

探究的な学びの推進

課題解決型の学習や体験活動を通じて、児童・生徒の思考力・判断力・表現力を育成します。

学力向上専門員の配置

少人数指導などのきめ細かな指導ができるよう教員免許をもった人員を小中学校に配置することで、学力の向上を図ります。

外国語指導助手の配置

英語力を身に付けさせ、積極的にコミュニケーションを図る態度や自分の意見を伝えられることができる能力を育成します。

現状・課題

- 生涯にわたって学び続ける基礎となる学力を育成するために、新しい学び方を推進するとともに学習支援体制の整備を図っていく必要があります。

施策

2-5

豊かな心と健やかな体の育成

施策の目標

子どもたちが自己肯定感を高め、
多様な他者と豊かに関わりながら、
心も体も健康に、生き生きと過ごしています。

施策の概要

区の子どもたちが、思いやる心や自己肯定感を高め、豊かな心と健やかな体を育むことができるよう、道徳教育の充実や協働的な学びの場の創出、多様な他者との交流機会の拡大を図ります。また、運動習慣の定着と生活習慣の改善に向けて、体育健康教育の内容充実や家庭・地域と連携した健康づくりの取組を推進します。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

体育の授業が楽しいと回答する
児童・生徒の割合

令和7年6月
80%以上

令和12年度
85%以上

令和17年度
90%以上

自分にはよいところがある
と思う児童・生徒の割合

令和7年4月
85%

令和12年度
85%

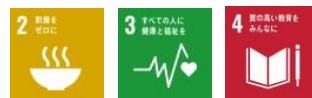
令和17年度
90%

朝食を食べる習慣のある
児童・生徒の割合

令和7年4月
6年生 93.7%
9年生 89.9%

令和12年度
6年生 94%
9年生 90%

令和17年度
6年生 95%
9年生 91%



主な取組

学級活動の充実

多様な意見交換を促進する学級活動を通じて、他者理解や合意形成能力を高め、自己肯定感の向上を図ります。

人権教育・道徳教育の充実

人権教育や道徳教育を通じて、思いやりや人権尊重の心を育み、多様な価値観を認め合える豊かな人間性を育成します。

体育健康教育の充実

体育健康教育の充実を図り、運動に親しむ態度や自己の生活習慣を見直し、改善を図る態度を養います。

食育と学校給食の一体的推進

栄養バランスの整った学校給食の提供と食育の推進により、望ましい食習慣の形成と食を通じた豊かな心の育成を図ります。

学校保健の充実

健康診断や保健指導を通じて、児童・生徒の心身の健康課題を早期発見・対応し、健康的な学校生活を支援します。

現状・課題

- いじめの認知件数が増加傾向であり、他者を思いやる心や自己肯定感を高める取組の充実が求められています。
- 教室には、多様な背景や個性をもった児童・生徒が在籍しており、多様な他者と関わる資質・能力の育成が求められています。
- 子どもの運動習慣の二極化が進み、体力・運動能力の低下傾向が見られるとともに、生活習慣の乱れによる健康課題も増加しています。

施策

2-6

特別支援教育・日本語指導等 多様な教育的ニーズへの対応

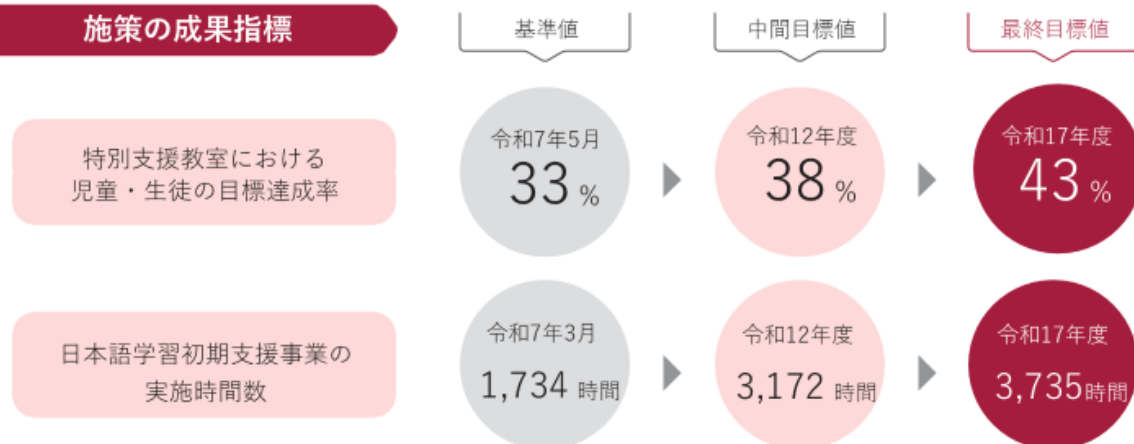
施策の目標

多様な教育的ニーズに対応し、
すべての児童・生徒が自立と社会参加に必要な力を
育む環境が整っています。

施策の概要

すべての児童・生徒が自分らしく学び、将来の社会的自立と幸せな人生の実現ができるよう、的確なアセスメントに基づく個別最適な支援の提供、インクルーシブ教育※の推進、日本語指導の充実及び就学援助などによる教育機会の保障を図ります。

施策の成果指標



関連するSDGsのゴール



主な取組

特別支援教育の推進

インクルーシブ教育を推進し、障がいの有無に関わらずすべての子どもの可能性を引き出します。アセスメントの充実、専門家相談の拡充、合理的配慮の提供で個別最適な学びを実現します。

日本語指導の充実

日本語能力が十分でない児童・生徒に、日本語指導の充実を図り、早期の言語習得と学校適応を支援します。

就学のための経済支援

経済的に就学困難な児童・生徒及び保護者へ、就学援助や特別支援教育就学奨励費などの支援を行います。家庭の経済状況に左右されない教育機会を保障し、安心して学べる環境を整えます。

現状・課題

- 特別な支援が必要な児童・生徒は年々増加しているため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援体制の充実が課題となっています。
- 外国籍の児童・生徒が毎年増加しているため、日本語指導が必要な児童・生徒も増加傾向にあります。言語や文化の違いから学校生活への適応に困難を抱える児童・生徒が増えており、日本語指導の体制強化が必要となっています。
- 経済的理由により就学が困難な児童・生徒が一定数存在し、教育機会の格差が生じています。家庭の経済状況に関わらず教育を受ける機会を保障するための支援の継続が必要です。

施策

2-7

安心・安全に学べる居場所の充実

施策の目標

児童・生徒一人ひとりが、
安心・安全に学べる居場所で、自分の学びたいことを見つけ、
自己肯定感をもって成長しています。

施策の概要

児童・生徒一人ひとりが、心理的に安全な環境の中で自己肯定感を育み、自信と意欲をもって学びに向かうことができるよう、学校内外の安心・安全な居場所の充実、教育相談体制の強化、関係機関との連携を推進します。これにより、児童・生徒一人ひとりの多様な学びを保障し、健全な成長を支えます。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

学校内外で専門機関などの
相談・指導を受けている
不登校児童・生徒の割合

令和6年3月
小学校71.6%
中学校76.6%

令和12年度
小学校90%
中学校90%

令和17年度
小学校95%
中学校95%

「困りごとや不安がある時に、
先生や学校にいる大人に
いつでも相談できる」割合

令和6年4月
小学校66.1%
中学校66.7%

令和12年度
小学校75%
中学校75%

令和17年度
小学校80%
中学校80%

「自分にはよいところがある」と
思う児童・生徒の割合

令和6年3月
小学校84.1%
中学校85.5%

令和12年度
小学校87%
中学校87%

令和17年度
小学校90%
中学校90%

関連するSDGsのゴール



主な取組

校内の教室以外の居場所確保

校内の教室以外の居場所に、見守り・寄り添いの人員を配置するなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導につなげます。

学校外の多様な学びの場の確保・連携

フレンドセンターやあいキッズ、まなぼーと、ジュニアリーダーなど学校以外の多様な学びの選択肢の保障に向けた取組を推進します。

総合的な教育相談体制の整備・充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充、福祉や医療などの関係機関との連携強化により、児童・生徒に必要な支援を適切につなげる体制を構築します。

現状・課題

- 不登校児童・生徒数が年々増加しており、令和5(2023)年度には、1,344人（前年度比26%増）に達しており、不登校児童・生徒への支援の充実が課題となっています。
- 不登校児童・生徒への支援の充実のほか、未然防止や早期対応が課題となっています。
- 専門機関などにつながっていない不登校児童・生徒の割合が小学校28.4%、中学校23.4%おり、不登校児童・生徒が学校内外の専門機関などと、つながっていない状況の解消が課題となっています。
- 学校内外の多様な学びの機会を提供し、すべての子どもが安心して学べる環境を整備する必要があります。

施策

2-8

教員の育成・働き方改革の推進

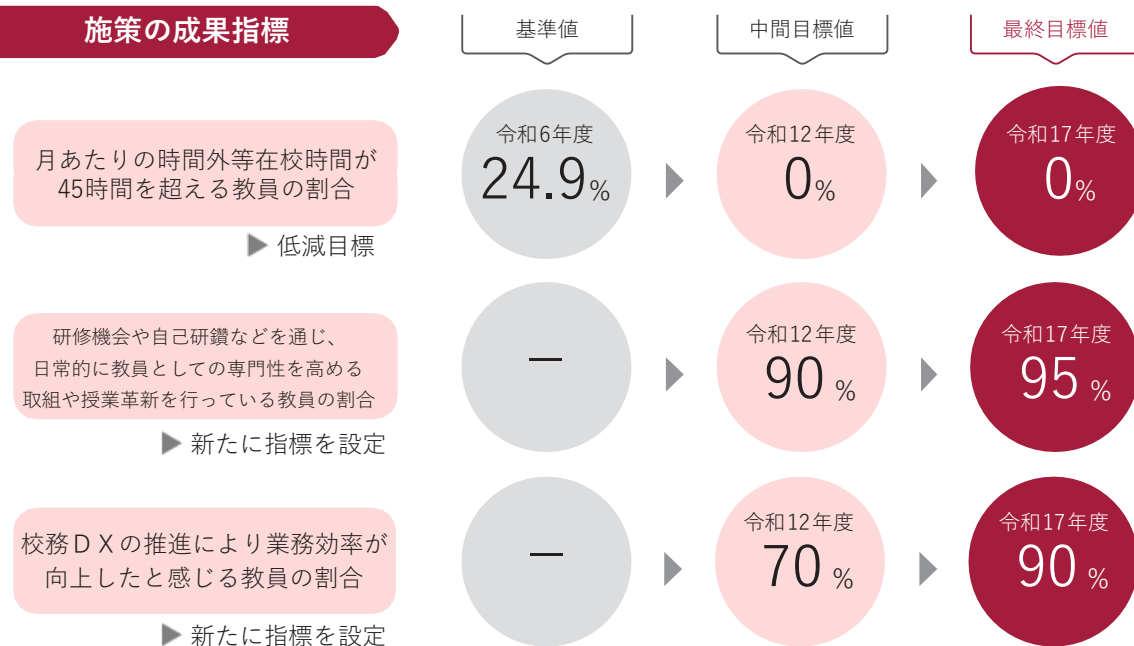
施策の目標

教員が心身ともに健康で、専門性を発揮しながら
子どもに質の高い教育を
提供できる環境が整っています。

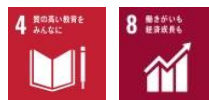
施策の概要

教職員をはじめとした学校運営を支える人材が、心身の健康を保持し、誇りとやりがいをもって専門性を発揮できるよう、業務改善と人員体制の充実を図るとともに、教員研修の質を高め、校務D Xを推進します。これにより、教育の質向上と業務効率化を両立し、子ども一人ひとりに寄り添った教育を実現します。

施策の成果指標



関連する SDGs のゴール



主な取組

教職員の専門性向上の取組

教職員が専門性を発揮し、子どもの多様なニーズに対応できるよう、実践的な研修を充実させ、教職員の資質・能力の向上を支援します。

校務DXの推進

校務支援システムの最適化と連携強化により、教職員の業務効率化と教育の質向上を両立する I C T 環境を整備します。

教育データ活用による個別最適な学びの推進

児童・生徒の学習データを分析・活用し、一人ひとりの特性や進度に応じたきめ細かな指導を実現します。

学校運営支援体制の強化

学校事務職員、栄養士、養護教諭などの欠員補充を迅速に行い、教職員の負担軽減と学校運営の安定化を図ります。

教員のメンタルヘルス対策

教員のストレスチェックを定期的実施し、自身のストレス状態への気づきを促すとともに、結果を分析して職場環境の改善につなげます。

現状・課題

- 月あたりの時間外等在校時間が45時間を超える教員の割合が28.2%に達しており、教員の働き方改革による業務改善と職場環境の整備が必要です。
- 継続的に I C T 環境を整備してきましたが、更なる業務効率の向上を見据え、校務 D X の推進及び教職員の I C T 活用能力の強化に取り組む必要があります。

施策

2-9

新しい時代の学びを実現する 学校環境の整備

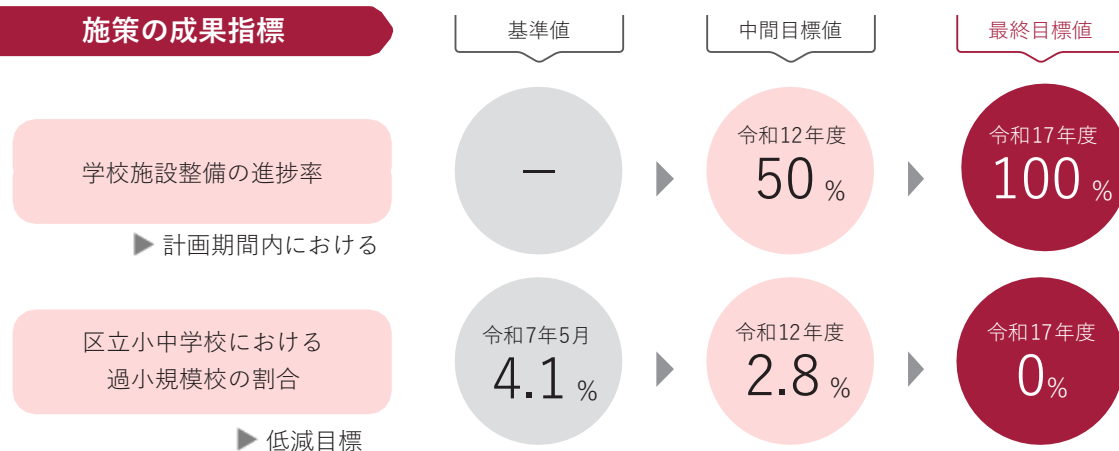
施策の目標

安心・安全な学校施設と
最適な教育環境が整備され、
未来志向の新しい時代の学びを実現しています。

施策の概要

子どもたち・教職員などに対して、ICT※活用や多様な学習形態に対応した学びを実現するため、学校施設の改築・長寿命化改修を計画的に進め、新しい教育環境の整備を行います。また、集団としての教育機能が最大限に発揮される規模となるよう、学校の適正規模・適正配置を推進するとともに、他施設との連携・複合化など、次世代の学習空間を検討し、整備します。

施策の成果指標



関連する SDGs のゴール



主な取組

学校の改築・長寿命化改修

時代に対応した学びを実現するため、将来を見据えた学校環境の整備を行います。

区立学校の適正規模・適正配置の推進

集団としての教育機能が最大限に発揮される学校規模を整え、充実した教育環境の整備を行います。

学校給食施設・設備の整備

学校の改築・長寿命化改修時に給食室のドライ化を進め、安全で衛生的な学校給食を提供できる環境を整備します。

ICT機器などの整備・更新

新しい時代の学びを支える I C T 環境を計画的に整備・更新し、効果的な活用を推進します。

現状・課題

- 児童・生徒数の減少により適正規模を下回る学校や、大規模集合住宅建設により一時的に大規模化する学校の発生が懸念されるため、的確な情報収集と分析・予測のもと、集団としての教育機能を整えていく必要があります。
- 昭和30～40年代に整備された学校施設の老朽化が進行しており、計画的な改築や長寿命化改修などによる適切な施設管理と、I C T 環境整備など新しい学びに対応した教育環境の向上が求められています。
- 給食備品・設備の老朽化が進み、安全で衛生的な学校給食を提供するため、計画的な更新とドライ化の推進が必要となっています。

施策
2-10

学校・家庭・地域の連携・協働

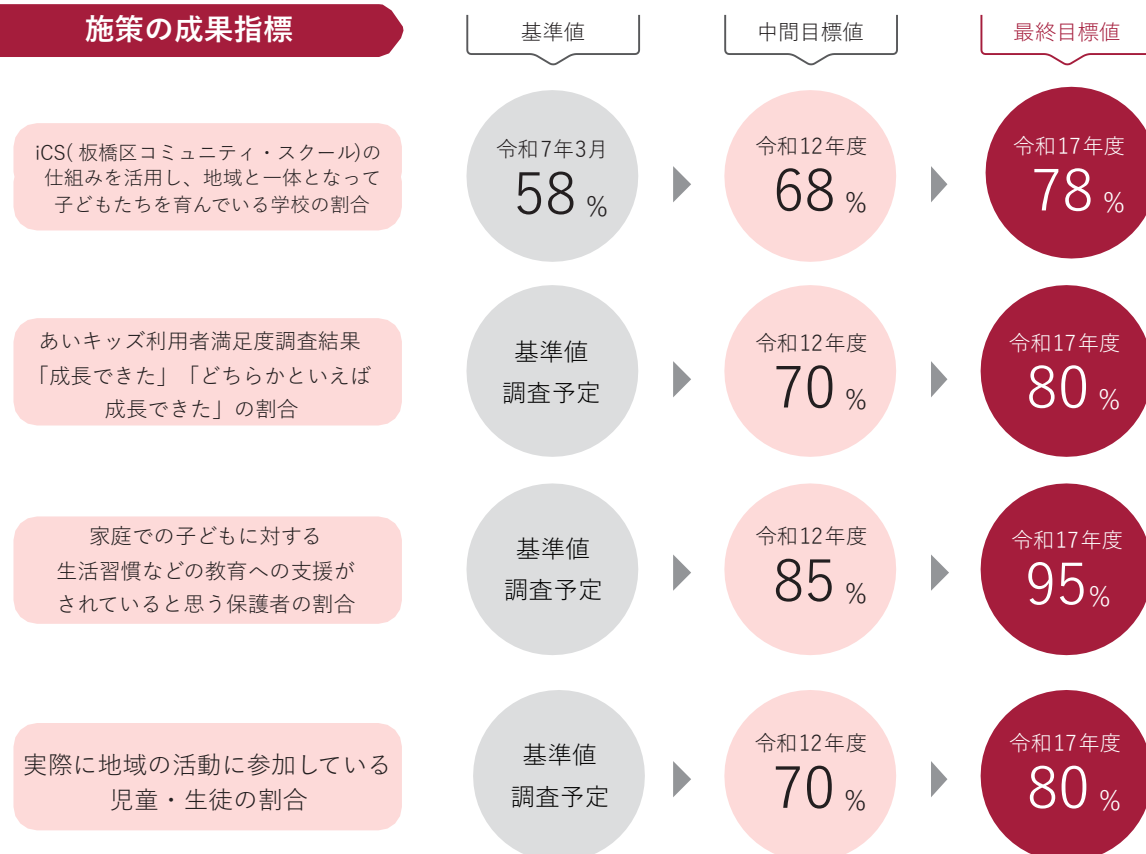
施策の目標

学校・家庭・地域が一体となって
子どもたちの育ちと学びを支え、
地域全体で子どもたちを見守り育てる環境が整っています。

施策の概要

区の未来を担う子どもたちに対して、子育ての担い手の減少や地域社会との交流・連携が限定的であることなどの課題解決に向けて、学校・家庭・地域が一体となって連携・協働し、地域全体で子どもたちの健やかな育ちや学びを支える環境づくりを進めます。

施策の成果指標



関連するSDGsのゴール



主な取組

iCS(板橋区コミュニティ・スクール)の推進

C S 委員会と学校支援地域本部の連携・協働により、「地域とともにある学校」の実現をめざします。

青少年の健全育成

各地区の特色を活かした地区青健事業と、スポーツ・文化活動における全区的な事業を実施し、子どもたちの健全育成を図ります。

家庭教育への支援

家庭教育を支援する様々なツールの提供を通じて、保護者の子育てに対する不安感や負担感の解消や家庭や子どもたちの孤立化を防ぎます。

学校施設を活用した居場所の充実

学校施設を活用した土日・放課後の居場所づくりや地域開放、地域の人材による学校支援、地域とともに子どもたちの安心・安全の確保などに取り組めます。

通学路の安全確保

学童擁護員による登下校時の安全指導、子ども見守り隊・スクールガードによる通学路の見守り活動、通学路上の防犯カメラの設置を行います。

部活動の地域展開の推進

地域の団体・企業・学校などと連携し、「生涯スポーツ社会」「生涯学習社会」の一層の進展を図ります。

現状・課題

- 現在、子どもたちの生活圏は限られ、子育ての担い手の減少や地域社会との交流・連携が限定的になっています。
- 子どもたちの健全な成長には地域との関わりが重要であり、学校・地域・家庭などの関係機関が連携及び交流するための仕組みづくりが必要であり、子どもたちの健やかな育ちや学びを支える環境整備が課題となっています。

施策

2-11

生涯にわたり学び・活躍できる 環境の整備

施策の目標

人々がライフステージに応じて
主体的に学び、

その成果によって互いに高め合っています。

施策の概要

子どもから大人まですべての区民が、生涯を通じて主体的に学び、その成果を地域社会で活かすことができるよう、多様な学習機会の提供と学習環境の整備を行うとともに、地域社会において教え学び合う循環の仕組みづくりや、学びを支える人材の育成・ネットワーク構築を推進します。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

現在積極的に学んでいることが
ある区民の割合

令和7年9月
75.5 %

令和12年度
77.8 %

令和17年度
80 %

若者向け社会教育事業の
企画・運営に携わった人数

令和6年度
122人

令和12年度
180人

令和17年度
210人

関連するSDGsのゴール



主な取組

区民が教え学び合う循環に向けた取組の推進

区民一人ひとりの生涯にわたる自主的な学習活動を支援し、互いに教え学び合う循環を生み出す取組を推進します。

社会教育人材のつながり構築

地域の学びを支えるファシリテーター※やコーディネーターなどの人材を育成し、社会教育人材同士のネットワーク構築と活動の活性化を図ります。

社会教育施設の充実

社会教育施設の効果的な整備を通して、多様な利用者が学びやすい環境を整えます。

現状・課題

- 近年社会の変化が激しく、デジタルスキルの習得やキャリアチェンジのための学び直しなど、多世代において新たな学習ニーズが高まっているため、それに対応した学習機会の確保が課題です。
- 一人ひとりの学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換が予測される中で、新たな知識やスキルの習得、ライフステージの変化に応じて生じる様々な悩みに関する学びなど生涯学習の必要性が高まっています。

施策

2-12

生涯を通じた読書活動の充実と支援

施策の目標

あらゆる人が本に親しみ、
豊かな人生を送るとともに、
本を通じて交流と活動が生まれています。

施策の概要

あらゆる世代において読書が身近になるために、資料の充実、読書環境の整備を行い、ＩＣＴの活用などにより、区民の読書活動を支援します。また、児童・生徒において学校図書館及び読書活動活発化のために、司書が学習支援や読書指導、教職員への授業支援を行います。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

区民一人当たりの
図書館利用回数

令和7年3月
5.2回

令和12年度
5.5回

令和17年度
5.8回

児童・生徒一人当たりの
年間図書貸出冊数
(学校図書館)

令和7年3月
児童41.1冊
生徒4.0冊

令和12年度
児童44冊
生徒4.4冊

令和17年度
児童49冊
生徒4.8冊



主な取組

子どもの読書活動推進

子どもが読書習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことをめざし、子どもの視点に立った取組や子どもが自由に本とふれあえる環境づくりを行います。また、多様な子どもたちに適応した読書環境の整備を進めます。

区立学校における読書活動の推進

司書を小・中学校全校に継続配置することで、児童・生徒への読書指導や学習支援、教職員への授業支援を行い、学校の読書活動の活発化をめざします。

知の拠点としての図書館の充実

区民が豊かな時間を過ごせる読書空間をめざし、魅力ある資料の充実、快適な読書環境の整備を行います。また、一般の方や児童・生徒の電子図書館の利用促進のため、電子書籍の資料充実と情報発信を行います。

本を通じた交流と活動が生まれる場の創出

本に親しみ交流と活動が生まれる場の創出をめざし、あらゆる人が楽しめるイベントなどの実施、身近な地域で本にふれあう機会の提供、その活動を支える人材の育成を行います。

現状・課題

- 子どもの不読率が高い傾向にあり、読書習慣について課題があります。すべての世代において読書が身近なものとなるため、本に自然にふれあえる環境づくりと多様な区民ニーズへの対応が求められています。
- 区立学校において司書により児童・生徒及び教員へ読書活動に関する授業支援を行っていますが、さらに支援を進めていくためには司書の配置日数など児童・生徒が相談しやすい環境づくりが課題です。
- 障がいのある方や日本語を母国語としない方への読書機会の提供や読書バリアフリー、多文化共生社会への対応も課題となっています。

安心して住み慣れた地域で 暮らせるまち

9つのめざす姿

誰もが安心して住み慣れた板橋で暮らし続けていくためには、どのような時でも、一人ひとりがあたたかいところでともに支え合えるまちづくりを進めることが大切です。安心して住み慣れた地域で暮らせるまちをめざします。



子どもから高齢者まで、一人ひとりが互いに支え合うあたたかいところを持ち、自分らしく暮らすことができるまちづくりが進んでいます。

人と人、人と地域がつながり、多様性を尊重し、助け合いながら安心してこころ豊かに暮らせるよう、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制が構築されています。

まち全体へ「誰一人取り残さない」理念が浸透し、誰もが「生きづらさ」を感じることなく、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちが実現しています。

施策・主な取組

施策
3-1

持続可能な介護サービスの供給に向けた基盤整備・人材確保支援

主な取組 ▶ 介護保険事業計画の策定・推進、地域密着型サービスの整備促進など

施策
3-2

高齢者の地域包括ケアの推進

主な取組 ▶ 地域包括支援センターの機能強化、介護予防・生活支援の推進など

施策
3-3

地域福祉の充実

主な取組 ▶ 民生・児童委員協議会の運営、地域福祉コーディネーターの配置

施策
3-4

障がい者への理解促進

主な取組 ▶ 地域自立支援協議会の運営、障がいと障がいのある人への理解促進など

施策
3-5

障がい者の自立支援とサービスの充実

主な取組 ▶ 相談支援の充実、障がいのある人の就労の拡充など

施策
3-6

生活基盤の安定と自立の促進

主な取組 ▶ 就労支援の実施、ひきこもり相談支援の実施など

関連する主な個別計画

調整中
(原案で示します)

施策

3-1

持続可能な介護サービスの 供給に向けた基盤整備・人材確保支援

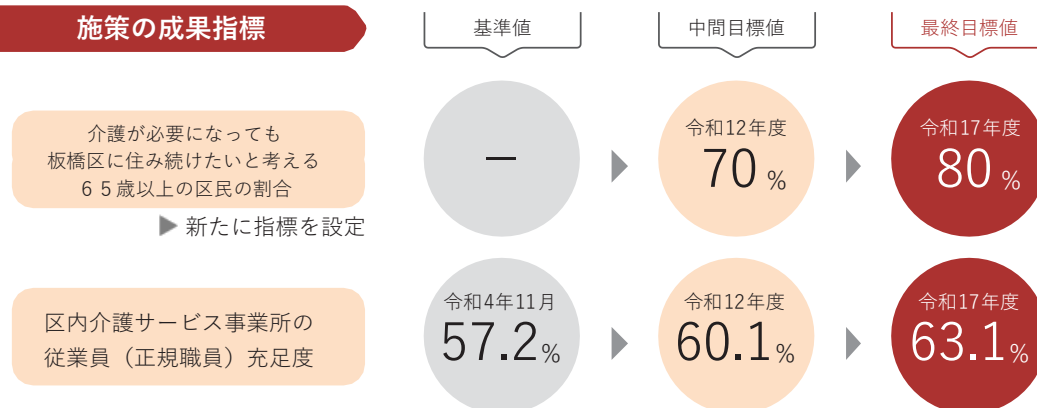
施策の目標

質の高い介護人材と充実した介護基盤により、
将来にわたって、誰もがそれぞれのニーズに応じた
適切な介護サービスを受けられる環境が整っています。

施策の概要

介護を必要とする方に対して、適切な介護サービスが供給されるよう、持続可能な介護保険制度の運営を推進するとともに、介護保険施設の整備を促進していきます。また、介護人材の確保や育成、定着支援に資する取組を推進していきます。

施策の成果指標





主な取組

介護保険事業計画の策定・推進

高齢者の自立支援や要介護状態の予防、重度化防止を図るとともに、介護保険制度の安定性・持続可能性確保をめざし、事業計画を策定し、推進します。

地域密着型サービスの整備促進

介護が必要になっても、住み慣れた地域・自宅で安心して暮らし続けられるよう、地域密着型サービスの整備を促進します。

持続可能な介護保険制度の運営

介護保険料の確実な徴収、正確な要介護認定及び介護給付の適正化などを行い、持続可能な介護保険制度の運営を推進していきます。

介護人材の確保・育成・定着支援

持続可能かつ質の高い介護サービス提供体制の構築に向け、介護人材の確保・育成・定着支援に取り組んでいきます。

介護保険業務と介護現場におけるICT化・DX化の推進

要介護認定業務におけるDX化を推進していきます。また、介護サービス事業所におけるICT化やDX化の支援に取り組んでいきます。

現状・課題

- 区の人口推計によると、高齢者人口は年々増加が推計されており、今後さらに介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。
- 一部の日常生活圏域において地域密着型サービスが未整備であるため、この状況を解消する必要があります。
- 介護保険事業費は年々増加傾向にあり、令和7(2025)年度当初予算では約481億7千万円となっているため、事業費を抑制する必要があります。
- 生産年齢人口の急速な減少や、深刻な介護人材不足が見込まれているため、人材確保・育成、定着支援及び介護現場の負担軽減に向けた支援が急務となっています。
- 令和4(2022)年度に実施した介護サービス事業所調査では、運営に関する課題として「介護人材の確保が困難」と回答した事業所が全体の70.4%を占めています。

施策

3-2

高齢者の地域包括ケアの推進

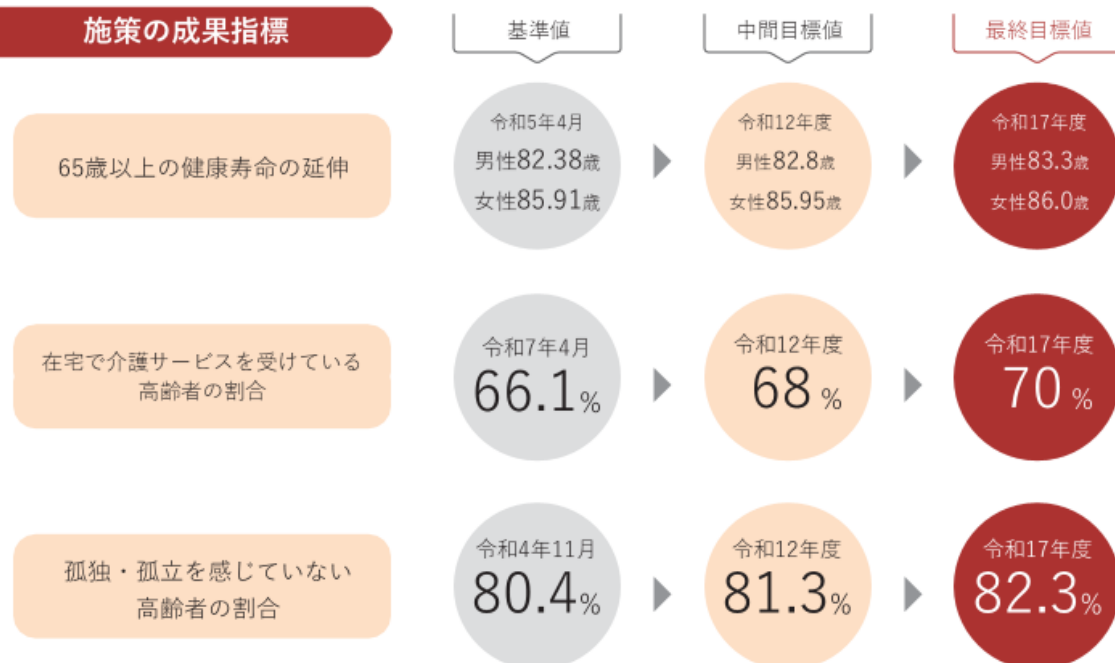
施策の目標

地域の包括的な支援・サービス提供体制が整い、
住み慣れたまちで自分らしく暮らしています。

施策の概要

高齢者一人ひとりが、地域のなかでその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるとともに、要介護や認知症などになっても尊厳を保持し可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進することで「誰ひとり取り残さない」地域共生社会の実現に寄与します。

施策の成果指標



関連するSDGsのゴール



主な取組

地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活が続けられるよう支援します。

介護予防・生活支援の推進

住民などの多様な主体が参画する「通いの場」を含む多様なサービスを充実し、自立支援、介護予防、重度化防止を推進していくとともに、地域の特性を活かした支え合いの地域づくりを推進します。

医療・介護連携の推進

医療・介護の関係機関と専門職の連携や、保健事業と介護予防の一体的実施を進め、切れ目のない在宅医療と介護の連携の実現をめざします。

見守り体制の拡充

地域や関係機関と連携し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が安心して暮らし続けることのできる見守り体制を拡充します。

認知症施策の推進

認知症になっても、自らの権利や意思が尊重され、能力を発揮し、希望を持って暮らし続けることができる社会である「認知症フレンドリー社会※」の実現をめざして施策を推進します。

高齢者の権利擁護

誰もが、尊厳のある本人らしい生活と地域社会への参加をし続けられるよう、高齢者の権利擁護支援の取組を推進します。

現状・課題

- 高齢者人口の増加により様々な社会問題の発生が予測される 2040年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が必要です。
- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加により、地域での見守り体制の拡充が必要です。
- 高齢者が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができるよう、認知症施策や権利擁護の推進が必要です。

施策

3-3

地域福祉の充実

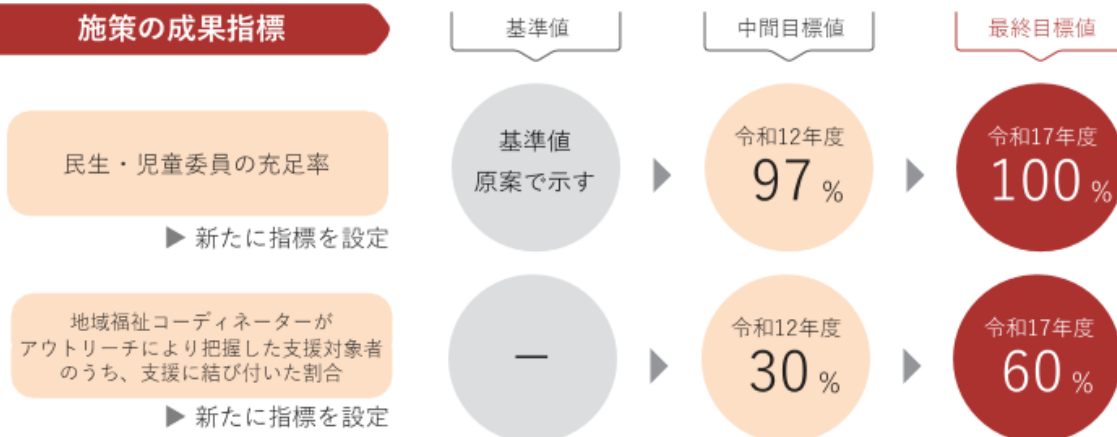
施策の目標

包括的な支援と人のつながりが、
誰もが互いに支え合う確かな基盤になっています。

施策の概要

すべての人が社会から孤立することなく人とつながり、必要な支援を受けられるよう、民生・児童委員の活動支援や社会福祉協議会との連携、子どもの食・居場所支援などに加え、アウトリーチによる支援や互いに支え合える地域づくりなどを行うことで、地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築をめざします。

施策の成果指標



関連するSDGsのゴール



主な取組

民生・児童委員協議会の運営

地域住民に寄り添い、見守りや顔の見える関係づくりを通じた身近な相談相手として、必要な支援や行政・専門機関へつなぐことで、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に貢献します。

地域福祉コーディネーターの配置

複雑・複合化する地域生活課題に対し、分野横断的に対応するため、住民や支援機関と連携し、課題の早期発見に努めるとともに、個人のエンパワメントと地域のつながりを育む地域づくりを進めます。

現状・課題

- 地域のつながりが希薄化し、単身世帯が増加する中において、地域と行政の橋渡し役である民生・児童委員の重要性が増す一方、高齢化やライフスタイルの変化などから民生・児童委員の充足率は低下しており、地域住民へのきめ細やかな支援が困難になっています。
- 様々な生きづらさを感じている人が、支援にアクセスすることが困難であったり、社会から孤立してしまったりすることで、抱える課題がより深刻になり複雑・複合化する傾向にあるほか、地域の支え合いの機能も低下しています。

施策

3-4

障がい者への理解促進

施策の目標

障がいのある人もない人も

ともにつながり、支え合い、認め合い、

自分らしく安心して暮らし続けることができます。

施策の概要

すべての人の障がいへの理解が深まり、障がいのある人が自分らしく暮らせる環境をつくるため、障がいについて学ぶことができる機会や、文化・スポーツ活動などを通して、障がいのある人と交流できる機会を創出し、ノーマライゼーション※の普及と障がいのある人の社会参加の場づくりを進めていきます。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

地域共生社会に向けた取組が進んでいると思う区民の割合

▶ 新たに指標を設定

—

令和12年度

令和17年度

関連するSDGsのゴール



主な取組

地域自立支援協議会の運営

板橋区地域自立支援協議会において、「障がい者計画」に基づく事業の進捗状況の点検や評価を行い、障がい者福祉の課題解決に向けて取り組みます。

障がいと障がいのある人への理解促進

障がいのある人などを講師とし、地域の小・中・高・大学、町会・自治会、各種団体などに向けた福祉体験学習を実施するとともに、区民交流に関する事業（イベント）などを実施し、地域におけるノーマライゼーションの普及・促進を図ります。

障がいのある人の社会参加促進

障がいのあるなしに関わらず、交流を深めることができる文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の場の提供・支援を行い、障がいのある人の生活がより充実したものとなるような取組を進めます。

現状・課題

- 障がいに対する社会的理解は徐々に進んでいるものの、十分に浸透しておらず、障がいを理由とする差別や偏見をなくすための啓発活動を強化する必要があります。
- 障がいのある人を支える家族や介助者の高齢化が進んでおり、「親亡き後」を見据えた、障がいのある人の地域生活を支える仕組みづくりが課題となっています。

施策

3-5

障がい者の自立支援とサービスの充実

施策の目標

障がいのある人が、必要とするサービスを利用し、
多様な支援を受けながら
自分らしく生き生きと暮らしています。

施策の概要

障がいのある人が、自分らしく生き生きと、安心して地域で暮らし続けられるよう、個々のニーズに応じた障がい福祉サービスの充実と支援の質の向上を図ります。また、専門的な相談員による支援体制を拡充し、適切な支援を活用できる環境を確保します。さらに、就労支援機関の支援体制や企業との連携を強化し、多様な生き方を実現する就労機会の拡充を図ります。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

障がい者就労支援センターの
就職定着率

▶ 維持目標

令和7年5月
92.4%

令和12年度
90%

令和17年度
90%

障がい者福祉センターの
利用満足度

令和7年3月
86.4%

令和12年度
↗

令和17年度
↗

関連するSDGsのゴール



主な取組

相談支援の充実

障がいのある人やその家族のライフステージに応じた切れ目のない支援をするために、基幹相談支援センターの機能強化、児童発達支援センターの機能充実、そのほかの相談機関の連携強化などに取り組んでいます。

障がいのある人の就労の拡充

板橋区障がい者就労支援センターを運営し、区内の障がいのある人の一般就労と職場定着を支援するため、関係機関との連携強化、職能訓練や情報提供、就職後の職場定着支援などを行います。

障がい福祉サービスの充実と質の向上

障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスを充実させ、安定的に提供します。

障がい者福祉施設の整備・充実

障がいのある人の多様なニーズに対応するため、生活介護や就労支援サービスなどの日中活動系サービスやグループホームなどの場の確保・充実を図ります。

障がいのある人を支える経済的支援・家族への支援体制の充実

障がいのある人が必要とする自立を支える手当や助成などを充実させ、安定的に提供します。また、障がいのある人を支える家族を支援します。

現状・課題

- 障がいのある人の就労ニーズは、高まり多様化しています。就労選択の幅を広げ、定着率を向上させるため、就労支援機関に加え、特別支援学校や福祉系就労支援事業所、企業との連携を強化し、支援体制を充実させることが求められています。
- 障がいのある人やその家族は、高齢化が進む中、経済的・身体的・精神的な負担や、介護する家族が介護できなくなったとき、亡くなったときの生活に不安を抱えています。そのため、相談支援の強化やグループホームの整備を進め、地域で暮らし続けられるようライフステージに応じた切れ目のない支援や介護者の負担軽減やサービスの充実が必要です。
- 発達障がいや医療的ケア児※など、手帳を所有していなくても支援を必要とする潜在的なニーズの把握が難しい状況であり、適切な支援につなげるための環境整備が課題となっています。

施策

3-6

生活基盤の安定と自立の促進

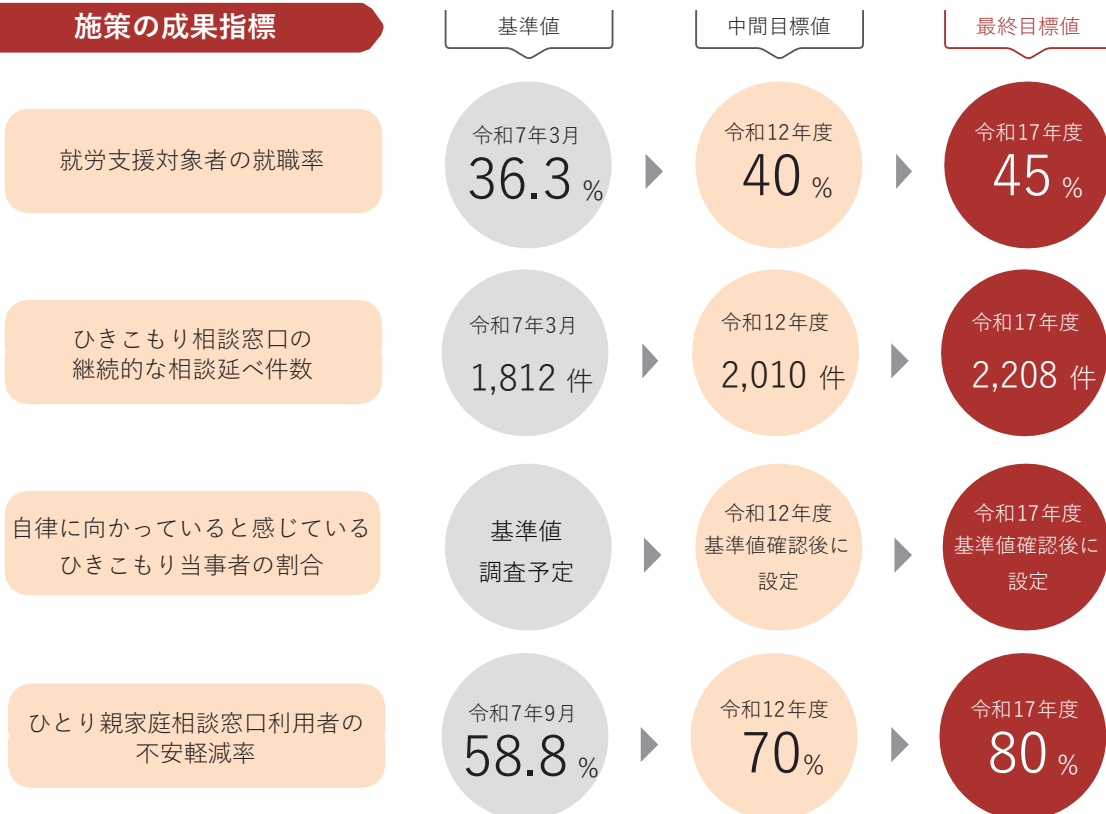
施策の目標

区民一人ひとりの課題などに応じた
支援施策が充実し、生活に様々な悩みを抱える
区民の自立が促進されています。

施策の概要

生活困窮者、ひきこもり、ひとり親家庭など、複雑・複合的な生活の悩み・困りごとを抱える方に対し、安定した生活基盤の上で、一人ひとりに応じた自立した日常生活が送れるように、個別的支援及び給付型支援を組み合わせながら切れ目なく実施していきます。

施策の成果指標



関連するSDGsのゴール



主な取組

就労支援の実施

生活困窮者自立支援事業利用者及び生活保護受給者のうち、就労支援対象者に対して、ハローワークなどと連携しての就労相談や就労準備事業として履歴書作成や面談の練習などを実施します。

ひきこもり相談支援の実施

ひきこもり相談窓口、ひきこもり本人居場所、ひきこもり支援に関する講演会を実施します。

ひとり親家庭支援の実施

ひとり親家庭などに向けた、相談支援、情報提供、各種給付金・補助金などを通じ、不安の軽減・自立の促進・生活の安定につなげる取組を実施します。

現状・課題

- 経済的自立を中心とした支援を実施してきましたが、区民を取り巻く社会情勢や生活・雇用環境などが大きく変わる中で、支援を必要とする方々の背景や課題なども複雑化かつ多様性を帯び、ひとり親家庭をはじめ、日常生活やひきこもりなどの社会や人とのつながりに関する相談も増加傾向にあり、支援内容が多岐に渡っています。
- 一人ひとりが置かれた背景や抱える課題などを的確に捉えることが課題となっています。
- 経済的な自立のほか、自らの健康、生活の管理といった日常生活の自立への支援も必要です。また、社会生活自立のため、社会や人とのつながりをつくっていくことも求められています。

すべての人が健康で 自分らしく輝けるまち

9つのめざす姿

人生100年時代を迎える中、誰もが生涯を通じて生きがいを感じ、幸せを実感するためには、一人ひとりが健康を持続できるまちづくりを進めることが大切です。すべての人が健康で自分らしく輝けるまちをめざします。



住み慣れた地域で誰もがスポーツや文化、ボランティアなど社会参加活動を通じて、心身ともに健やかであり続け、生きがいを実感しています。

医療機関、介護事業者、研究機関、民生・児童委員、地域で活動している様々な団体などの豊富な地域資源がまちを支え合い、一人ひとりの健康や生きがいづくりをともに支えています。

子どもから高齢者まで、健康状態に関わらず、誰もが自分にあった健康づくりに取り組める仕組みが整っています。また、コロナ禍の経験を踏まえ、今後起こりうる新たな感染症などによる健康危機への対策が講じられ、安心・安全に健康を維持できる体制が確保されています。

施策・主な取組

施策
4-1

健やかに暮らすことができる健康づくりの推進

主な取組 ▶ 地域全体での健康づくり、食育の推進など

施策
4-2

疾病の早期発見・早期治療の推進

主な取組 ▶ 各種健（検）診の実施、各種健（検）診の受診意識向上のための普及啓発活動

施策
4-3

健康を支える保健医療環境の整備

主な取組 ▶ 安心して健康面の相談が身近で受けられる環境の整備など

施策
4-4

国民健康保険・後期高齢者医療制度の適正な運営

主な取組 ▶ 国民健康保険運営、後期高齢者医療制度運営

施策
4-5

健やかなこころを育み支え合う環境づくり

主な取組 ▶ 相談窓口体制の強化と周知、セルフケアの普及と相互支援の充実など

施策
4-6

高齢者の社会参加の促進と生きがいづくり

主な取組 ▶ シニア世代の社会参加機会の促進、シニア世代の就業支援の充実など

施策
4-7

感染症対策などの強化

主な取組 ▶ 感染症の予防と拡大防止、結核患者への支援など

施策
4-8

食品・環境などの衛生力向上

主な取組 ▶ 食品営業施設の立入検査・是正指導実施など

関連する主な個別計画

調整中
(原案で示します)

施策

4-1

健やかに暮らすことができる 健康づくりの推進

施策の目標

多様化する社会に対応しながら病気の有無に関わらず、
誰もが主体的な健康づくりに取り組み、
健やかであることを実感して暮らしています。

施策の概要

区民一人ひとりが、ライフステージに応じて起こりやすい病気や健康に関する知識を持ち、自分自身の健康を常に意識して適切な栄養・食生活、運動習慣などを実践できるよう、健康教育や相談体制の充実、健康情報の発信、地域での健康づくり活動の場の提供などを通じて、主体的な健康づくりに向けた取組を推進します。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

健康のために普段から対策を
とっている人の割合

令和5年度
95.9%

令和12年度



令和17年度



バランスのよい食事を食べている
成人の割合

令和6年度
51.3%

令和12年度



令和17年度



関連するSDGsのゴール



主な取組

地域全体での健康づくり

いたPay健幸ポイント事業をはじめとする、区民の主体的な健康づくり活動を促進・支援する取組を行います。

食育の推進

関連部署などと連携を図りながら、ライフステージに応じた食育や食環境整備を行います。

女性の健康増進

女性健康支援センターの運営を通じて、女性特有の健康課題に対応し、生涯を通じた女性の健康づくりを総合的に推進します。

口腔環境の健康維持

歯科健診や歯科保健指導など、生涯にわたる歯と口の健康づくりのための取組を行います。

現状・課題

- 65歳健康寿命（男性80.84歳、女性82.90歳）が、東京全体（男性81.25歳、女性83.00歳）を下回っています。※令和5年都の統計
- 仕事と育児・介護との両立、多様な働き方の広まりなどによる社会の多様化が進む中で、年齢や性別、普段の生活習慣の違いなどによる多様な健康課題への対応や健康無関心層へのアプローチが必要となっています。
- 成人期の区民の一日の平均歩数は男性6,166歩、女性5,863歩であり、シニア期の区民の一日の平均歩数は男性5,036歩、女性4,854歩となっています。※令和6年区民健康意識調査
- 女性健康支援センターの利用者は増加傾向にあるものの、若い世代の女性の利用割合が低いため、上昇させることが課題となっています。

施策

4-2

疾病の早期発見・早期治療の推進

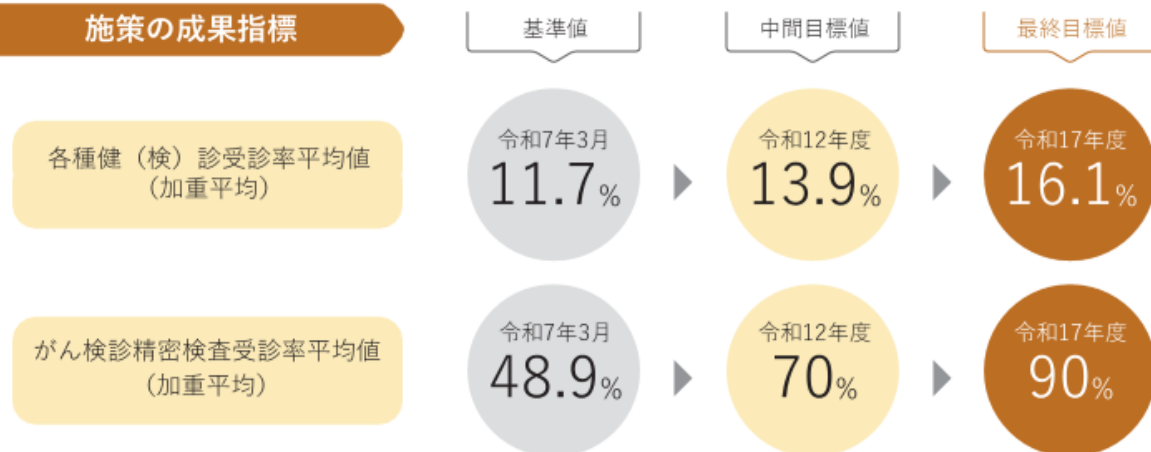
施策の目標

区民一人ひとりが、各種健（検）診の受診を通じて、
自身の健康管理を行い、健やかに暮らしています。

施策の概要

区民一人ひとりが、自身の疾病の早期発見・早期治療が可能となるように、受診率向上をめざしながら各種健（検）診を実施します。

施策の成果指標





主な取組

各種健（検）診の実施

疾病の早期発見・早期治療を推進するため、各種健（検）診を実施しつつ受診勧奨を拡大し、受診率向上に取り組めます。

各種健（検）診の受診意識向上のための普及啓発活動

区民の健康リテラシー向上と自発的な健康管理を促進するため、PHR※を利用した自身の健康情報の把握体制の整備や、SNSを活用した情報発信、健康イベントなどを通じた普及啓発活動を実施します。

現状・課題

- 国指針による5つのがん検診（胃・肺・乳・子宮頸・大腸）について、大腸がん検診以外の受診率が23区内で低い位置にあります。このことにより、がんの早期発見・早期治療の機会を逃し、治療の長期化や重症化、医療費の増大、さらには区民のQOL（生活の質）低下や就労機会の喪失などの問題が生じています。
- 成人歯科検診については対象年齢を拡大したものの、若年層の受診率が低く、歯周病などの早期発見・予防の機会が失われています。これにより将来的な口腔機能の低下や全身疾患のリスク増加につながることが懸念されます。

施策

4-3

健康を支える保健医療環境の整備

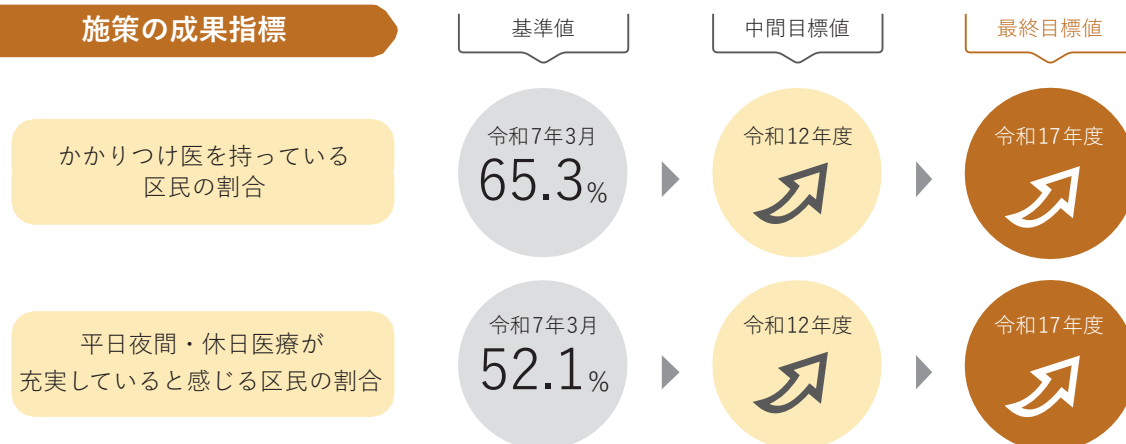
施策の目標

区民が自らの健康について
身近で相談できる環境が整い、
安心して健康的な生活を送っています。

施策の概要

区民が自らの健康について身近で相談できるよう、療養相談窓口の充実や休日・夜間診療など、区民の健康を支える保健医療環境を整備します。

施策の成果指標



関連するSDGsのゴール



主な取組

安心して健康面の相談が身近で受けられる環境の整備

療養相談室を設置し、専門職による個別相談を実施するとともに、在宅療養患者病床確保事業を導入し、急変時の入院体制を整えることで、区民の安心した療養生活を支援しています。

休日・平日夜間医科診療の整備

休日・平日夜間医科診療など、区民の健康や生命を守り、安心して生活ができる環境を整備します。

現状・課題

- かかりつけ医のいない人は、区民健診、職場健診を受ける割合が低いため、病気の早期発見を推進していくために、かかりつけ医を持つことが求められています。
- 成人期・シニア期におけるかかりつけ医がいる割合は65.3%です。
- 高齢化社会における持続可能な地域保健医療環境の整備のため、医療・介護・福祉など多様な専門機関と連携した事業展開が求められています。

施策

4-4

国民健康保険・後期高齢者医療制度の
適正な運営

施策の目標

持続可能な国民健康保険・後期高齢者医療制度が
適正に運営され、年齢に関わらず
安心して必要な医療を受けられる環境が整っています。

施策の概要

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者が、健康寿命の延伸と必要な医療サービスを安心して受けられるよう、保険給付の適正化や被保険者の健康レベルの改善による医療費の適正化、保険料の公平な賦課と収入確保に取り組めます。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

国民健康保険・後期高齢者医療
現年分保険料収納率

令和7年5月
国保89.15 %
後期98.9 %

令和12年度
国保92.18 %
後期99.1 %

令和17年度
国保94.20 %
後期99.4 %

特定健康診査受診率

令和6年11月
45.8%

令和12年度
60%

令和17年度
↗

特定保健指導実施率

令和6年11月
10.7%

令和12年度
20%

令和17年度
↗

関連するSDGsのゴール



主な取組

国民健康保険運営

国民健康保険の適正な運営のために、保険給付の適正化や被保険者の健康レベルの改善による医療費の適正化及び保険料の収入確保に取り組んでいます。

後期高齢者医療制度運営

後期高齢者医療制度の適正な運営のために、保険給付の適正化や保険料の収入確保に取り組んでいます。

現状・課題

- 被用者保険の適用拡大などによる稼働年齢層の被保険者数の減少や被保険者の高齢化・医療の高度化等に伴う医療費の増加により、国民健康保険の保険料率の上昇が見込まれており、持続可能な制度運営が課題となっています。
- 後期高齢者医療制度の被保険者数が直近3か年では毎年約3%増加しており、令和22（2040）年には団塊ジュニアの世代が65歳を迎えるため、さらなる高齢者人口及び被保険者数の増加が見込まれます。

施策
4-5

健やかなこころを育み支え合う 環境づくり

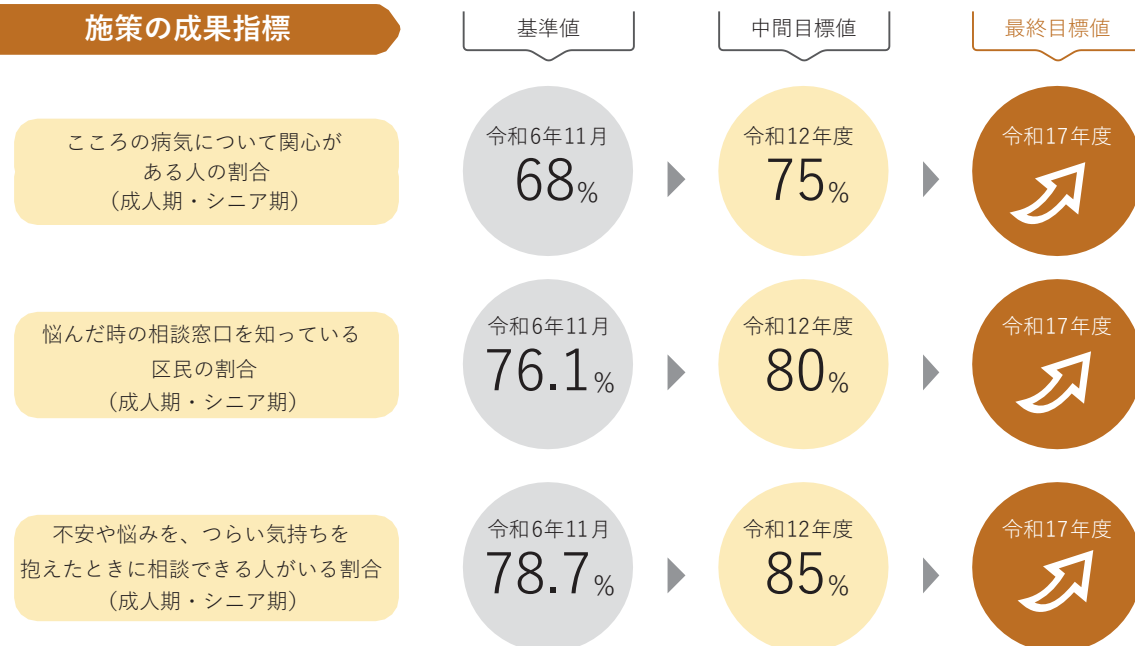
施策の目標

地域の支え合いにより、
だれもが健やかなこころを育んでいます。

施策の概要

区民一人ひとりが健やかなこころを育むことができるよう、地域全体で支え合う体制を構築します。そのために、メンタルヘルスの理解と学びを深める機会を提供し、こころの不調に早期に気づき適切な対処ができる相談支援の充実を図り、地域の相互支援を促進する体制整備に取り組みます。

施策の成果指標





主な取組

相談窓口体制の強化と周知

インターネットの活用、関係機関の連携を通して、板橋区こころと生活の相談窓口などを効果的に周知し、区民が活用しやすくなるよう工夫します。また、関係機関との連携を強化し、区民が状況に応じて適切な支援を受けられる体制を構築します。

セルフケアの普及と相互支援の充実

こころの健康に係る各種講座、事業を通してメンタルヘルスの理解と浸透、セルフケアや相互支援の充実を図ります。

多職種、多機関の連携と相談支援体制の充実

協議会や医療機関間情報交換会、関係機関連絡会などを通して、支援者の顔の見える関係とともに、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

現状・課題

- 社会の高度化や地域コミュニティの希薄化により孤独・孤立が問題となっています。
- 区では精神障害者保健福祉手帳所持者が5年間で約3,000人増加しています。また、子ども・若者の自殺念慮などが顕著で、全国的に小中高校生の自殺者も増加しています。区民健康意識調査の結果からも、多くの区民が悩みを相談せず抱え込む傾向があります。
- そのため、地域でのメンタルヘルスへの相互理解を深め、区民だれもが心の支えを感じられる環境づくりが必要です。

施策

4-6

高齢者の社会参加の促進と 生きがいのづくり

施策の目標

シニア世代が経験を活かし地域の担い手として活躍し、
多世代で支え合う社会が実現しています。

施策の概要

シニア世代に対して、生きがいをもって地域社会の担い手として活動できるよう、ふれあい館運営による社会参加機会の提供、アクティブシニア就業支援センター運営助成による就労支援の充実、シニア世代活躍促進事業による社会貢献活動の促進を実施します。これらの取組により、高齢者の健康増進と地域社会の活性化を図ります。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

過去1年間の地域活動などへの
参加状況（高齢者）

令和7年9月
62.5%

令和12年度



令和17年度



高齢者の就労状況

令和7年9月
28.0%

令和12年度



令和17年度



ふれあい館の社会参加活動に
参加した人数(延人数)

令和7年3月
172,426人

令和12年度

173,300人

令和17年度

173,300人

関連するSDGsのゴール



主な取組

シニア世代の社会参加機会の促進

シニア世代の健康の増進や教養の向上を図り、積極的な社会参加・社会貢献を促し、地域社会の担い手として活動する人材の育成など、総合的な支援を進めていきます。

シニア世代の就業支援の充実

就職を希望するおおむね55歳以上の方を対象として、就業相談、就業情報提供、職業紹介を行う窓口を設置するなど、就業支援の充実を図ります。

ふれあい館の運営

60歳以上の高齢者の意欲的な活動を支援する場として、地域活動や社会貢献への情報提供、健康寿命延伸のための運動や介護予防に関する講座などをふれあい館において開催します。

現状・課題

- 高齢化が進行する中、社会参加の機会が限られた高齢者や退職後の生きがいを見出せない方がいるとともに、地域活動の担い手不足という問題が生じています。この状況を改善するため、シニア世代の知識や経験を活かした活動を促進し、地域の担い手を増やしていくことが重要な課題です。

施策

4-7

感染症対策などの強化

施策の目標

感染症に対する万全な備えが整い、
区民の健康が適切に保持されています。

施策の概要

感染症に関する正しい知識の普及、感染症発生情報の迅速かつ適切な収集・伝達、予防接種の実施などにより、感染症の発生・重症化予防及びまん延の防止を図り、板橋区の公衆衛生の向上と区民の健康保持を推進します。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

区民の結核罹患率
(人口10万対)

▶ 低減目標

令和6年12月
10.8人

令和12年度
10.0人

令和17年度
9.5人

BCG接種率

令和7年6月
91.6%

令和12年度
95%

令和17年度
95%

麻しん風しん混合（第1期）
接種率

令和7年6月
94.8%

令和12年度
95%

令和17年度
95%

麻しん風しん混合（第2期）
接種率

令和7年6月
90.5%

令和12年度
95%

令和17年度
95%



主な取組

感染症の予防と拡大防止

感染症発生に伴う積極的疫学調査と検査、感染症予防に関する普及啓発を行います。

結核患者への支援

患者への服薬支援（DOTS：直接服薬確認療法）により治療中断・再発・薬剤耐性結核の発生を防止し、接触者健診を適切に実施することで、二次感染の拡大防止を図ります。

安全で確実な予防接種の実施

予防接種の正確な情報提供と予診票の個別送付により適切な接種機会を確保し、医療機関と連携して安全な接種環境を整備します。また、妊娠希望の女性などへの風しん抗体検査も実施しています。

現状・課題

- 新興・再興感染症の発生に対し、コロナ禍への対応を踏まえて、迅速な対応と関係機関との連携体制を強化していく必要があります。
- 区内の結核罹患率は徐々に減少傾向にあるものの、依然として国や都の罹患率を上回っており、継続的な対策が求められています。
- 近年、定期予防接種の追加など制度改正が多く、区民に対する接種機会の確保や正しい情報提供を行う必要があります。
- 公害健康被害認定者は新規の認定がないため、毎年減少し、高齢化が進行しています。

施策

4-8

食品・環境などの衛生力向上

施策の目標

区内の衛生水準が高く保たれ、人と動物の共生に適した
安全で快適な生活環境が実現しています。

施策の概要

区民の健康と安全な生活環境を守るため、食品関連事業者、環境衛生施設、医療機関への監視指導と衛生管理支援を行います。

飼い主や地域住民に向けて、動物の適正飼養の普及啓発や飼い主のいない猫対策を推進し、人と動物が共生できる環境づくりに取り組みます。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

区内製造・流通食品の検査に
おける違反・不良率

▶ 低減目標

令和6年度
1.83%令和12年度
0.92%令和17年度
0%

理化学検査（環境衛生関連施設）
に基づく指導件数の割合

▶ 低減目標

令和6年度
6.9%令和12年度
4.0%令和17年度
0%

薬局・医薬品店舗販売業等
違反率

▶ 低減目標

令和6年度
0.28%令和12年度
0.14%令和17年度
0%

猫に対する苦情の件数

▶ 低減目標

令和6年度
106件令和12年度
90件令和17年度
85件



主な取組

食品営業施設の立入検査・是正指導実施

食中毒事件や違反食品による事故を防ぐために、区内事業者に対しての食品衛生に関する指導を行います。また、事故が発生した場合は速やかに原因追及を行い、拡大防止を図ります。

環境営業施設の立入検査・是正指導実施

環境衛生施設の許可・届出の審査・受理を実施します。また、これらの施設に対する立入検査、これに基づく是正指導などを実施します。

医務・薬務取扱施設の立入検査・是正指導実施

医療施設などの許可・届出の審査・受理を実施します。また、これらの施設に対する立入検査、これに基づく是正指導などを実施します。薬物乱用防止推進板橋地区協議会と連携し、薬物の適正使用の普及啓発を実施します。

狂犬病予防及び動物の愛護・管理

狂犬病蔓延防止のため犬の登録・予防注射の推進、及び注射済票の発行を行います。また、愛護動物の適切な飼養のための普及啓発、衛生問題に起因する苦情対応などを行います。

現状・課題

- 区内には多数の食品関連施設があり、食中毒などの健康被害リスクが常に存在しているため、リスク対策及び食品衛生法改正によるHACCP※制度化に伴う事業者の衛生管理体制強化が必要となっています。
- 公衆浴場や理・美容所などの環境衛生施設では、衛生管理が不十分な場合にレジオネラ症などの健康被害が発生するリスクがあり、これらの施設に対する衛生管理の徹底と定期的な監視指導の継続が求められています。
- 区内の医療機関・薬局などは区民の健康を支える重要な役割を担っていますが、医薬品の誤使用や重複投与による健康被害のリスクが存在するため、医薬品の適正使用・販売や医療安全に関する普及啓発の強化が必要です。
- ペット飼育世帯が増加する一方、適正飼養の知識不足やマナー違反、さらに飼い主のいない猫への無責任な餌やりなどに起因する近隣トラブルも多発しており、適正な動物愛護管理の推進や地域環境問題への対応が課題です。

スポーツ・文化に親しみ 魅力へつなげるまち

9つのめざす姿

誰もが笑顔あふれるまちをみんなで作るためには、スポーツや文化を身近に感じることができ、次世代に板橋の文化を継承できるまちづくりを進めることが大切です。スポーツ・文化に親しみ魅力へつなげるまちをめざします。



誰もが自分らしく、スポーツや文化活動などに励むとともに、板橋を拠点として活動するアスリートやアーティストなどが活躍し、魅力を発信することで、板橋での暮らしに対する愛着と誇りにつながっています。

地域に根差したスポーツ施設、美術館、文化会館など、誰もが自分らしく活動できる魅力的な拠点がまちのにぎわいを創出しています。また、中山道や川越街道の宿場町として発展した歴史や、徳丸や赤塚の田遊びなどの伝統を若い世代へつなぎ、まち全体に郷土愛がはぐくまれています。

スポーツ施設や美術館などを利用しやすい環境が整備され、誰もがいつでも・どこでもスポーツと文化に親しめるまちが実現しています。また、文化交流や日々の生活を通して、言葉や文化の違いを互いに認め合い、尊重しながら生活できる環境が構築されています。

施策・主な取組

施策
5-1

スポーツに親しむまちづくりの推進

主な取組 ▶ スポーツを楽しめる環境・機会づくり、ユニバーサルスポーツの推進など

施策
5-2

文化財の保存・活用

主な取組 ▶ 文化財の保護と活用事業の推進、地域の歴史・文化を伝える郷土資料館の運営など

施策
5-3

多様な文化芸術を身近に感じ、つなげる環境づくり

主な取組 ▶ 文化芸術活動の発表、文化芸術の裾野の拡大など

施策
5-4

多文化共生を支える包摂的な社会づくり

主な取組 ▶ 外国人の生活・コミュニケーション支援、多文化共生・国際交流の推進

施策
5-5

平和都市の推進

主な取組 ▶ 平和意識を育む学習機会の創出

関連する主な個別計画

調整中
(原案で示します)

施策

5-1

スポーツに親しむまちづくりの推進

施策の目標

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる
環境が整っています。

施策の概要

区に住むすべての人が、スポーツに親しむことができ、かつスポーツによる地域の活性化とにぎわいの創出につながるよう、スポーツ競技を「する・観る・支える」環境を整えていくとともに、ユニバーサルスポーツ※の推進を通じて、誰もがスポーツに参加し、楽しさを知ることができる環境を整備します。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

運動を週1回以上行っている
区民の割合（スポーツ実施率）

令和7年9月
59.2%

令和12年度
70%

令和17年度
70%

スポーツ施設利用者満足度

令和7年3月
94%

令和12年度
94.9%

令和17年度
95.8%



主な取組

スポーツを楽しめる環境・機会づくり

老朽化が進んでいる区立体育館や周辺スポーツ施設を改修し、機能の向上を図ることで、地域のにぎわいの拠点として世代を超えて訪れやすい施設をめざします。

ユニバーサルスポーツの推進

誰もが参加できるユニバーサルスポーツを推進することにより、子どもや大人の運動意欲の向上やスポーツ参加促進を図り、参加者の自発的な運動への関心・運動意欲を高め、スポーツに親しむまちづくりを推進していきます。

スポーツを支える人・団体が活躍できる場づくり

指導者やスポーツイベントのボランティアとしての活動や、スポーツチームの応援など、「支える」活動への区民の参画を推進していきます。

スポーツ資源を活かしたまちづくり

スポーツが持つ「にぎわい創出」「地域のつながりづくり」の効果を発揮していくことをめざします。地域資源関連として、かわまちづくりや公園・中山道などの活用などを想定するほか、地域の企業、団体、大学なども資源と捉え、連携を推進していきます。

現状・課題

- 区民の週1回以上のスポーツ実施率は57.40%（令和5年度）であり、国の目標値（70%）や都民のスポーツ実施率（63.3%）と比較して低い状況にあります。特に、30～40代の働き盛り世代や子育て世代のスポーツ実施率が低く、日常的にスポーツをする習慣を定着させていくことが課題です。
- 障がいの有無や年齢、性別などに関わらず、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境を整備し、ユニバーサルスポーツを推進する必要があります。
- 区民がスポーツに親しむ機会は、様々な担い手の活動によってつくられています。一方で活動団体においては、場所や人材の確保などに関して問題を抱えているケースもあります。活動団体に対する側面的支援や各種情報の提供などを通し、スポーツを支える活動の担い手確保に努めることが求められます。
- 区民がスポーツに親しむ機会づくりとして、区では各種スポーツイベントを行っていますが、必ずしも認知度は高くない状況です。他分野とも連携し、区の魅力を区民に親しまれるイベントとしていくことが求められます。

施策

5-2

文化財の保存・活用

施策の目標

文化財が保存・継承され、
区民に親しまれるとともに、
区の特色として区内外に認識されています。

施策の概要

区内の価値ある歴史資料を未来に継承するため、専門的調査研究、文化財指定・登録、収集、保存、修復、後継者育成支援を通して保護します。また、文化財への区民の理解と愛着を深め、区外にも広く認知される地域の誇りとするため、新発見の文化財の展示、体験型や学校・他分野との連携事業、多世代向け発信、デジタルでの公開など活用事業を展開します。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

文化財指定・登録の進捗割合

令和6年度
3.0%令和12年度
5.2%令和17年度
7.0%過去1年間に文化財に触れた
区民の割合令和7年9月
8.9%令和12年度
11.9%令和17年度
16.4%



主な取組

文化財の保護と活用事業の推進

文化財の保存・継承のため、調査研究を行い価値を明らかにして、指定・登録し保護します。区民の文化財への理解や愛着を深め、区の歴史・文化が区の特色として認識されるよう、文化財を活用した事業を実施します。

地域の歴史・文化を伝える郷土資料館の運営

区に関わる考古、歴史、民俗などの資料を収集・保管するとともに、展示や講座、体験などの事業を通して紹介・解説し、区民の地域の歴史や文化に対する関心や理解、愛着を深めます。

埋蔵文化財などの収蔵施設の管理

区内での埋蔵文化財調査に伴う出土遺物、文化財調査に伴う実測図面・写真などを確実に保存・管理し、専門的な調査研究や区民が出土遺物に触れて実感できる講座などに幅広く活用します。

郷土芸能伝承館による民俗芸能・伝統文化の支援

区の特色である豊かな民俗芸能・芸能の継承のため、指定・登録文化財の保持団体を中心に練習拠点を提供するほか、地域行事との連携や、区民が民俗芸能・伝統文化に親しみ学べる事業を展開します。

近代化遺産としての史跡公園整備

国史跡「陸軍板橋火薬製造所跡」を、近代化・産業遺産の保存・活用による都内初の史跡公園として整備し、当地の歴史や区産業の発展・研究の軌跡などを通じた未来志向の学びの提供などの活用事業を展開します。

現状・課題

- 核家族化による世代間の関わりの減少、古文書を保存してきた旧家の建て替え、農業をはじめとする地元密着の就業の減少などの社会の変化に伴い、文化財に対する関心の低下、歴史資料の散逸の可能性、無形民俗文化財の生活の中での継承困難などの懸念があります。
- 文化財保護法の改正により、文化財行政の役割がこれまでの「保存」中心から「保存と活用」に転換し、文化財の価値や魅力を区民と共有することが一層求められています。

施策

5-3

多様な文化芸術を身近に感じ、
つなげる環境づくり

施策の目標

文化芸術を身近に感じることで、
次世代へ文化芸術の裾野が広がっています。

施策の概要

区民が文化芸術の担い手として活躍し、次世代へ継承される文化的風土を育むため、伝統芸能や音楽、美術、「絵本のまち板橋」の取組など、多様な文化芸術に触れる機会と活動の場を充実させ、文化芸術を通じた区民の創造性、地域への愛着形成、世代間・地域間の交流促進を図り、誰もが文化的豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

過去1年間で文化芸術に
ふれた区民の割合

令和7年9月

84%

令和12年度

87%

令和17年度

90%



主な取組

文化芸術活動の発表

文化芸術活動の発表機会及び鑑賞機会を求める区民に対して、文化団体連合会と連携し、区民文化祭を実施します。

文化芸術の裾野の拡大

（公財）板橋区文化・国際交流財団に対して、運営費の一部を助成し、文化芸術事業を企画・実施します。

文化芸術にふれる環境づくり

文化芸術活動及び鑑賞の場を求める区民に対して、安心して利用しやすい快適な施設環境を整え、文化芸術にふれる場を提供します。

特色ある美術館活動の推進

展覧会をはじめとする美術館活動を通し、文化芸術の担い手を生み出すきっかけをつくるとともに、美術館ならではの専門性とノウハウを活かし、「絵本のまち板橋」の推進を支えていきます。

現状・課題

- 文化会館の老朽化が進んでおり、文化芸術鑑賞を安心・快適に利用ができる環境を整えていくことが求められています。
- 文化芸術の担い手の高齢化が進んでいるため、次世代への担い手の育成や文化芸術の継承が課題です。
- 区民アンケートでは、身近な施設やまちなかなどで見られる公演・イベントのニーズは依然として高く、また文化施設の利用者数も増加傾向にあることから、区民の文化芸術への関心が高まっています。このニーズに応えるため、より身近な場所で文化芸術を楽しむ機会と環境の充実が必要です。

施策

5-4

多文化共生を支える包摂的な社会づくり

施策の目標

日本人と外国人が互いの文化や価値観をともに認め合い、
寄り添いながら、一区民として暮らし続けられる
地域社会づくりへ参画しています。

施策の概要

外国人区民と日本人区民が互いの文化や習慣を尊重し合い、ともに地域社会を築いていけるよう、「やさしい日本語」の普及や多言語対応の推進、交流の場の創出、地域活動への参画支援、友好・姉妹都市などとの国際交流などを通じて、多文化共生の環境づくりを進めます。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

過去1年間で外国人とコミュニケーションがあった人の割合
(挨拶や世間話、道案内など)

令和7年9月
58.7%

令和12年度
64%

令和17年度
70%

関連する SDGs のゴール



主な取組

外国人の生活・コミュニケーション支援

外国人に対して、行政窓口や学校などにおける通訳・翻訳のコミュニケーション支援や外国人向けの生活情報の提供などを行います。

多文化共生・国際交流の推進

多文化共生と国際交流を促進するため、日本語学習支援、多言語情報提供、国際理解推進、友好都市との交流など、多様な事業を企画・実施します。

現状・課題

- 区の人口推計では外国人住民のさらなる増加が見込まれており、多文化共生意識のより一層の浸透が求められています。
- 外国人とのコミュニケーションには言葉の壁があり、やさしい日本語などを通じて、外国人と日本人がともに言葉の壁を低くする努力を重ねる必要があります。
- 言語や文化の違いから地域活動などへの参加機会が少なく、地域の一員として役割と誇りを持ち、暮らし続ける環境づくりが求められています。

施策

5-5

平和都市の推進

施策の目標

戦争の記憶を継承し、
区民一人ひとりが平和の尊さを理解する
地域社会が実現しています。

施策の概要

次世代を担う子どもたちをはじめとしたすべての区民が平和の尊さを理解し、戦争の悲惨さや平和の大切さを次世代に伝えていく意識を高められるように、学校や教育委員会など様々な主体と連携を取りながら、平和都市の推進を図ります。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

平和啓発事業来場者の
平和意識向上率

令和7年4月
93%

令和12年度
97%

令和17年度
100%

戦争体験を語り継ぐことが
大切だと思う区民の割合

令和7年9月
94.1%

令和12年度
97%

令和17年度
100%

関連する SDGs のゴール



主な取組

平和意識を育む学習機会の創出

平和に対する意識の醸成に向けた取組を積極的に推進します。

現状・課題

- 戦争体験者の高齢化が進み、直接体験を聞く機会が減少しています。
- 若い世代は戦争を知らない世代となり、平和の尊さを実感として理解する機会が限られています。
- 国際的な武力衝突が現在も続く中、平和の大切さを改めて認識する必要性が高まっています。
- 戦争の記憶が社会全体で風化することのないよう、過去の教訓と現代の国際情勢を踏まえ、平和の尊さ・大切さを次世代へ継承していく必要があります。

板橋らしい産業の魅力を創造・ 発信するにぎわいあふれるまち

9つのめざす姿

板橋の特徴的な工業・商業・農業が持続的に発展し、区民の生活が豊かになるためには、業歴や業種などの垣根を越え、それぞれの強みを活かしてつながることで生まれる、これまでにない革新的な価値の創造、ひいては魅力あふれる板橋産業ブランドの確立に向けたまちづくりを進めることが大切です。板橋らしい産業の魅力を創造・発信するにぎわいあふれるまちをめざします。



生成AIなどを活用した技術革新が進み、新たな産業基盤が確立し、板橋の魅力創出につながっています。また、物理学の聖地である旧理化学研究所を含む国史跡の陸軍板橋火薬製造所跡を拠点とし、小中学校と連携した歴史や自然科学などの「学び」の相乗効果が創出され、地域におけるにぎわいや魅力が高まっています。

戦後の成長を支えてきた光学・精密機器産業や都内有数の印刷製本産業をはじめ、多様な産業がつながり、新たな産業が生まれることで持続的に発展しています。また、区内外に「板橋産業ブランド」が根付き、魅力的なイベントや商店街が地域に愛され、まちに活気とにぎわいがあふれています。

「光学の板橋」や「絵本のまち」など区内産業の魅力や文化が区内外へ浸透し、「板橋らしさ」あふれる魅力的なブランド価値が生み出されています。また、板橋独自のみどりや文化などの地域資源を活かした観光振興や農業振興が、板橋での暮らしに対する愛着と誇りをはぐくみ、楽しくこころ豊かに暮らせるまちが実現しています。

施策・主な取組

施策
6-1

時代の変化を乗り越える産業基盤の強化

主な取組 ▶ 産・官・学・金が一体となった産業推進体制の構築など

施策
6-2

イノベーションを起点とした成長志向の産業育成

主な取組 ▶ 多領域での連続したイノベーション創出支援など

施策
6-3

産業の成長と区民生活の融和

主な取組 ▶ 産業に共感する体験機会の創出、将来の区内産業を担う子供への次世代教育など

施策
6-4

魅力ある観光振興と都市交流の推進

主な取組 ▶ ボランティアガイドの育成・活用、魅力的なイベントの実施など

関連する主な個別計画

調整中
(原案で示します)

施策

6-1

時代の変化を乗り越える 産業基盤の強化

施策の目標

産・官・学・金が一体となった

産業推進体制のもと、多様な人材が育ち、高い競争力を
持ち続ける経営基盤が維持・強化されています。

施策の概要

区内事業者が高い競争力を維持し成長し続けるため、区が連携のハブとなり、区内事業者と支援機関が一体となった体制を構築します。区内事業者が多様な人材を採用・定着できるよう、採用・育成機会を創出し支援します。

施策の成果指標



関連するSDGsのゴール



主な取組

産・官・学・金が一体となった産業推進体制の構築

区内産業における課題を面的に把握し、時代の変化を捉えた産業振興施策の見直しや再構築をスピード感を持って実行するため、事業者・支援機関の連携を広げ、深める産業推進体制を構築します。

オールインワン相談窓口の整備

事業者の課題に対して包括的な伴走支援を可能にする支援体制の整備、それぞれの支援策が有機的につながるコーディネート機能などの強化などに取り組みます。

人材採用・育成などの支援

工業・商業・農業分野を中心とした様々な産業において、区内の若手や地域の人材を中心とした多様な人材の確保・定着支援や中核人材の育成機会を創出します。

現状・課題

- 複雑化し、急速に変化する社会経済情勢において、課題を面的に捉えた、産・官・学・金が一体となった産業推進体制の構築が求められます。
- 労働生産人口の減少により、中小事業者にとって人材確保・育成はますます困難となっています。
- 商店街数は年々減少し、担い手不足への対応とまちづくりと連動した魅力創出が求められます。
- 農業人材の育成を進めているものの、区内農地、農家戸数は減少傾向にあります。

施策

6-2

イノベーションを起点とした 成長志向の産業育成

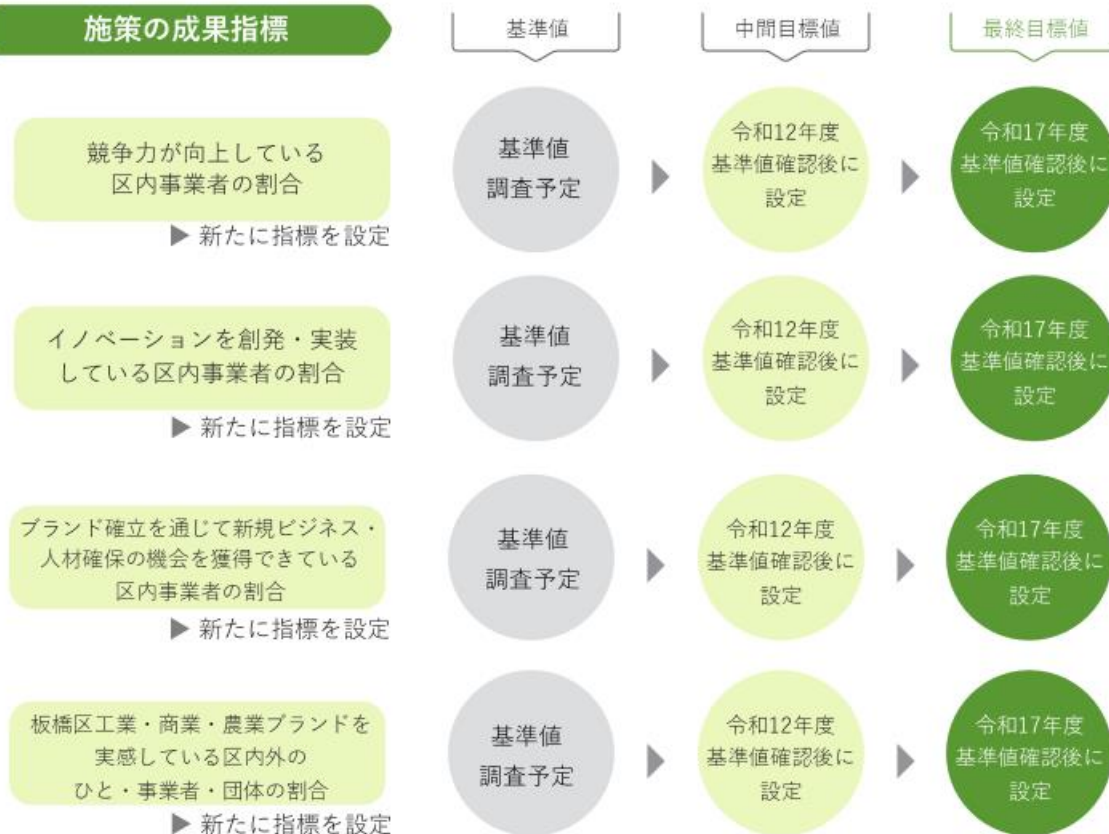
施策の目標

区内外の事業者や様々なプレイヤーが出会い、
生まれる板橋区産・板橋区発の新たな価値が創出され、
ブランドが確立しています。

施策の概要

区内事業者に対して、時代の変化に対応し事業内容を更新できるよう、成長志向の事業継続支援と業態転換・拡大支援を行います。また、区内外の事業者や多様なプレイヤーに、イノベーション創出のため、出会いと実証・実装の場を提供します。「板橋産・板橋発」自体が付加価値となるブランドを確立します。

施策の成果指標



関連するSDGsのゴール



主な取組

外部に開けた事業承継・新規創業支援と産業のトレンドをフル活用した事業継続支援

区内の廃業情報を広く連携し、幅広い人材を対象とした後継者マッチングによる事業承継支援や新規創業支援を実施する。またDXやカーボンニュートラル※など時代の潮流に対応するための導入支援を行い、区内事業者の持続的な発展をサポートします。

M&A※、データ活用、海外展開などを足掛かりとした業態転換・事業拡大支援

海外市場も視野に入れた販路拡大、M&Aなどを通じた事業拡大、新技術・データ活用による業態転換などの支援を行う。

イノベーション創出をリードするスタートアップの育成

地域や規模を問わない事業者間ネットワークの構築や社会実装の機会などを活用し、販路獲得支援や知財活用支援などを行います。

多領域での連続したイノベーション創出支援

産・官・学・金の連携機会の創出や、区内での研究・開発フィールドの提供を通して、イノベーションを生む土壌を強化します。

産業全体の付加価値向上と事業者の利益につながるブランディング

板橋の産業ブランドの整理を行い、効果的なブランドマネジメントを行います。

イノベーション・エコシステム※の形成・拡大につながる産業情報の発信

区内に立地するメリットを含む区内産業の情報発信や、イノベーション創出事例の区外への発信、さらに板橋産業ブランドの確立をめざした積極的な情報発信を通して、他地域を巻き込んだエコシステムの形成・拡大を図ります。

現状・課題

- デジタル化、高度なデータ活用と脱炭素社会に適応した経営が求められています。
- 人口減少社会において、高付加価値化による「質」の競争がより重要となります。
- 差別化、高付加価値化のためには、新たな価値を創造するイノベーションの創出が不可欠となります。
- イノベーション創出のためにはスタートアップの育成や産・官・学・金などによるエコシステムの形成やオープンイノベーションの促進が必要です。
- 製造業の実力は23区で高いものの、認知度が依然として低く、区内外へのブランディングに課題があります。
- 区内外に対する区内産業の情報発信が不足しています。

施策

6-3

産業の成長と区民生活の融和

施策の目標

区内事業者の技術や製品が区内において実装されることで、
区民生活の質の向上につながり、区民が区内産業の価値や
魅力を感じ、愛着や誇りを感じています。

施策の概要

区民に対して、区内産業への共感を生むため、生活と産業をつなぐ体験機会を提供します。
子どもたちに、区内就職率向上や起業家輩出を促すため、産業体験や起業家育成教育を行います。
イノベーションの区内実装を促進し、産業成長と区民生活向上の連動を図ります。

施策の成果指標



関連するSDGsのゴール



主な取組

産業に共感する体験機会の創出

区内で生まれた製品を体感する機会や展示、農業体験や地産地消の推進などを通じて次世代が区産業を体験・体感する機会を創出します。

将来の区内産業を担う子どもへの次世代教育

児童から大学生までターゲットごとに、産業と触れる機会から実践的な起業家育成まで幅広く取り組みます。

社会実証・実装フィールドの整備

規制緩和などによる他の実証フィールドとの差別化を図るとともに、区で生まれた技術や製品の実装フィールド整備や産業と生活が融和し、社会受容性が向上するための支援などを行います。

社会実装の仕組み構築

区内の社会課題とビジネスシーズを結びつけ、イノベーションと実証フィールドを活用した社会実装を推進します。事業者には経済利益や人材定着を、区民には生活課題解決と地域産業への誇りをもたらす仕組みを構築します。

現状・課題

- 区では工商農を中心とした伝統ある産業が根付いているものの、居住者の移り変わりや産業に触れる機会の減少などにより、転入してきた区民や子どもを中心として区民の産業への理解や愛着が薄れています。
- 上記により、地域アイデンティティの希薄化はもとより、地域内経済循環の弱体化や、区内産業の担い手不足への懸念、新規創業者の減少などが課題となっています。

施策

6-4

魅力ある観光振興と都市交流の推進

施策の目標

区民にとっては、訪れる人に思わず自慢したくなるまち、
来訪者にとっては、
もう一度訪れたくなるまちになっています。

施策の概要

区民や国内外からの来訪者にとって、魅力あふれるまちになるよう、歴史的・文化的資源を活用した観光プログラムの展開や四季折々の多彩なイベントの実施、観光情報の効果的な発信、交流自治体との相互連携による都市交流の促進を図ります。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

いたばし観光センター来館者数

令和6年3月
3,665人令和12年度
4,500人令和17年度
5,500人

板橋区民まつり満足度

令和7年9月
68.8%令和12年度
70%令和17年度
75%

いたばし花火大会満足度

令和7年9月
82.4%令和12年度
83%令和17年度
85%

区民の友好交流都市の認知度

—

令和12年度
↗令和17年度
↗

▶ 新たに指標を設定

関連する SDGs のゴール



主な取組

ボランティアガイドの育成・活用

研修を受けたボランティアガイドが、区内観光にガイドとして同行し、区の自然・歴史・文化などを紹介しながら案内します。

魅力的なイベントの実施

区民まつりや花火大会などの開催を通じて、自分たちの住むまちへの愛着を深めるとともに地域の活性化を図り、区の魅力を内外へ発信します。

交流自治体との相互連携事業の推進

都市交流事業を通じて、区及び交流自治体の魅力を発信します。

現状・課題

- 区内には歴史的建築物、文化施設、自然など多様な観光資源が存在していますが、区民や来訪者の認知度は十分とは言えず、いたばし観光センター来館者数も伸び悩んでいます。
- コロナ禍を経て観光ニーズが変化する中、区民や来訪者のニーズを的確に把握し、魅力的な観光プログラムとして磨き上げる必要があります。
- 都市交流においては、交流自治体との連携を深め、相互の魅力発信や経済・文化交流を促進することが求められています。

みどり豊かで 人と地球にやさしいまち

9つのめざす姿

板橋が誇る豊かな自然環境を未来へつなぐためには、一人ひとりがあたたかいところでみどりと共存できる人と地球にやさしいまちづくりを進めることが大切です。みどり豊かで人と地球にやさしいまちをめざします。



人と環境・地域が共生する「エコポリス板橋」の理念を踏まえ、人と人がふれあい、つながる、みどり豊かなまちづくりが進められています。それにより、一人ひとりの板橋での暮らしに対する愛着と誇りが高まっています。

武蔵野台地の崖線や広大な荒川河川敷など、板橋ならではの緑地や水辺をまち全体で保全し、その魅力をはぐくんでいます。また、生物多様性が尊重され、自然と共生・調和する豊かなまちづくりが進められています。

一人ひとりがゼロカーボンや、みどりを活かしたまちに向けて行動し、多様な主体が連携・協働することで、安心・安全な人と地球にやさしい社会が実現しています。

施策・主な取組

施策
7-1

ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進

主な取組 ▶ いたばしエコポイント事業の推進、建築物のゼロエミッション化の推進など

施策
7-2

環境ひとづくり

主な取組 ▶ 環境学習の場と機会の拡充、多様な主体による環境教育の推進

施策
7-3

快適で健康に暮らせる生活環境の実現に向けた取組の推進

主な取組 ▶ 大気汚染に係る環境基準の達成、騒音に係る環境基準の達成など

施策
7-4

循環型社会の実現に向けた取組の推進

主な取組 ▶ ごみの発生抑制の推進、リサイクルの推進 など

施策
7-5

自然・生物多様性の保全・活用の推進

主な取組 ▶ 河川の水質検査、生物多様性に関する普及啓発など

施策
7-6

みんなで育むみどりの未来

主な取組 ▶ みどりの保全・継承と機能向上、みどり豊かな水辺空間の創出など

関連する主な個別計画

調整中
(原案で示します)

施策

7-1

ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進

施策の目標

区民・事業者・区の協働により、
地域にゼロカーボンのライフスタイルが浸透し、
環境に優しい持続可能なまちで豊かに暮らしています。

施策の概要

区民、事業者、区の協働により、温室効果ガス排出量実質ゼロのゼロカーボンシティの実現に向けて、脱炭素や気候変動、資源循環、自然環境、生活環境、環境教育など、分野横断的に環境に配慮したまちづくりと、エネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの利用などに取り組みます。

施策の成果指標



関連するSDGsのゴール



主な取組

いたばしエコポイント事業の推進

環境に良い行動（環境行動）を実践した際に、エコポイントを付与、貯まったポイントを電子マネーに交換し、ライフスタイルの脱炭素化を推進します。

建築物（公共施設を含む）のゼロエミッション※化の推進

省エネルギーや創エネルギーに配慮した施設整備（断熱化、太陽光発電設備、高効率冷暖房、高効率給湯器など）を推進します。

ライフサイクルカーボンの推進

ゼロカーボンに向けた取組において、ライフサイクルカーボン（製品やサービス、建築物のライフサイクル全体を通して排出される二酸化炭素の総量）の削減を推進（普及）することで、温室効果ガス排出量の一層の削減を図ります。

現状・課題

- 区内の温室効果ガス排出量は、1,880kt-CO₂(令和4(2022)年度)であり、基準値から約18.9%の削減となっているものの、目標達成に向けては一層の取組強化が必要です。特に家庭から排出されるCO₂は、全体の40%を占めており、今後も区の人口が増える見込みの中、排出量の削減が課題となっています。

施策

7-2

環境ひとづくり

施策の目標

地球環境を守るための行動ができる人材が育ち、
各主体が連携・協働し、
環境の保全に取り組んでいます。

施策の概要

区民や団体が環境問題に主体的に取り組み、活動が継続・発展するように、「伝える」「学ぶ」「育てる」視点での環境教育・ESD（持続可能な開発のための教育）の推進、実践の場の提供、区民・事業者・教育機関などのステークホルダーとの連携を促進します。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

多主体連携プロジェクト実施数

▶ 新たに指標を設定

—

令和12年度
5回令和17年度
10回環境教育の参加者における
取組・行動の意識変容率

▶ 新たに指標を設定

—

令和12年度
86.9%令和17年度
90%

関連するSDGsのゴール



主な取組

環境学習の場と機会の拡充

環境学習施設の機能強化と利用促進や、出前授業による学校や地域での環境教育の実施、デジタル技術を活用した時間や場所を問わない学習機会の提供（オンライン講座、YouTubeアーカイブ等）などの取組を拡充します。

多様な主体による環境教育の推進

学校教育と連携した体験型環境学習プログラムの実施と改良や、区民・団体・事業者などとの協働による環境教育事業の推進、環境教育に関わる多様な主体間のネットワーク構築を実施します。

現状・課題

- 令和4(2022)年度の環境活動団体調査では、回答17団体の総会員数は587人で、令和2(2020)年5月実施の前回調査(696人)から減少しており、70代が最多、次いで50～60代と高齢化が進んでいます。この高齢化に伴う若い世代の人材不足を解消するため、団体、事業者、学校などとのネットワーク強化を図り、ボランティア連携や地域人材発掘を進める必要があります。
- 区私立保育園・幼稚園及び区立小中学校などにおける環境教育プログラムの実施率は回答施設中の約47.7%にとどまっており、環境教育の機会拡大が課題です。持続可能な社会の実現に向けて、区民が環境教育・学習に触れる機会を広げ、地域の特性を活かした多様な学びの場を創出することが重要です。
- 環境活動団体の高齢化が進む中、若い世代における環境意識を向上させるためには、地域環境資源の活用やデジタル技術の導入によるコンテンツ強化など、環境教育・学習の充実が不可欠です。

施策

7-3

快適で健康に暮らせる生活環境の実現に向けた取組の推進

施策の目標

都市環境に適した公害防止対策や

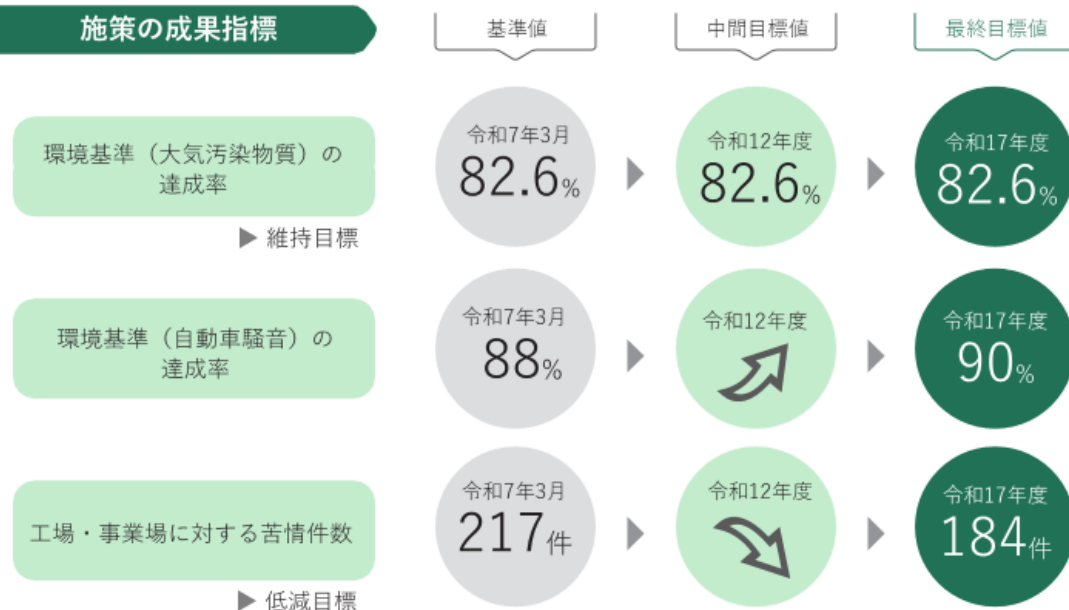
大気環境の保全、地域の環境美化活動により、

区民が快適で健康に暮らせる生活環境が整備されています。

施策の概要

事業者などに対して、区民の安心・安全な生活を支える生活環境を維持していくために、都市型公害への対策、大気環境の保全に取り組みます。また、地域の環境美化活動の一層の促進を図り、区民の良好な生活環境を確保していきます。

施策の成果指標



関連する SDGs のゴール



主な取組

大気汚染に係る環境基準の達成

大気汚染物質について、環境基準が達成できるよう監視・測定を行い、その結果を情報提供します。また、公害対策に関する普及啓発をしていきます。

騒音に係る環境基準の達成

自動車騒音について、環境基準が達成できるよう監視・測定を行い、その結果を国や都に提供することで道路沿道環境の改善を図り、公害対策に関する普及啓発をしていきます。

工場・事業場に対する公害対策

工場等事業場の許認可・届出及び公害発生源への規制・指導などについて環境法令に基づき指導を行い、公害の未然防止に努めます。

現状・課題

- 大気汚染や工場・事業場からの公害は減少傾向にありますが、近年ではマンション建設などによる公害問題が発生している状況にあります。こうした状況から、引き続き、大気環境の保全、土壌環境の保全、騒音・振動、悪臭などの公害に対する監視・指導、及び測定などの公害規制に取り組んでいく必要があります。公害対策の措置や未然防止にあたりとともに、事業者における公害関係法令の遵守及び公害対策の徹底に向けて、普及啓発（情報提供）を高めていく必要があります。
- 道路などの公共の場所における迷惑喫煙行為及びごみのポイ捨てについては減少傾向にありますが、依然として苦情は寄せられているため、引き続き、普及啓発など地域の環境美化活動に取り組んでいく必要があります。

施策
7-4循環型社会の実現に向けた
取組の推進

施策の目標

できるだけごみを出さない

生活・事業活動が浸透し、資源を循環的に
有効利用している社会が実現しています。

施策の概要

循環型社会の実現をめざし、区民・事業者に対して、食品ロスを含むごみの減量、リサイクル、適正処理といった取組が自発的になされるよう、2Rを優先した3R推進の意識醸成と、多様な主体による連携・協働の取組を推進するとともに、環境負荷の少ない、安全・安心な収集運搬、処理体制の構築を進めます。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

区民1人1日あたりの
ごみ・資源量

▶ 低減目標

令和6年度
579 g令和12年度
522 g令和17年度
466 g

ごみ・資源の年間排出量

▶ 低減目標

令和6年度
122,446
t/年令和12年度
112,873
t/年令和17年度
103,300
t/年

関連するSDGsのゴール



主な取組

ごみの発生抑制の推進

ごみを発生させない循環型社会の実現をめざし、多様な区民・事業者に対し、2 R（リデュース・リユース）を優先とした3 R（リデュース・リユース・リサイクル）推進についての意識醸成を行います。

リサイクルの推進

紙類や、令和6（2024）年度から区全域で開始したプラスチックなどの資源の確実な回収を行います。

食品ロス削減の推進

食べ物をごみにさせない社会をめざし、区民・事業者へ食品ロス削減に向けた情報発信を行うほか、事業者・団体と連携し、食品ロス削減キャンペーンやフードドライブ※事業の拡充を行います。

現状・課題

- 区民1人1日当たりのごみの排出量は減小（平成27年:689g→令和6年:579g）しているものの、継続して区民や事業者へ、ごみの減量、リサイクル、排出ルールについてわかりやすい普及啓発を行い、行動変容へ繋げる必要があります。
- 区のリサイクル率は概ね横ばいで推移していましたが、令和6（2024）年4月から区内全域に拡大したプラスチック回収により令和6（2024）年度は25.0%となりました（平成27年:21.5%→令和6年:25.0%）。紙類、プラスチックをはじめとする資源の適正な分別・回収量の増加を図る必要があります。
- 区では令和6（2024）年度比で令和17（2035）年度までに食品ロス量を25%削減（8,199トン→6,100トン）させるという目標を定めており、食品ロス削減に向けた取組を進める必要があります。

施策

7-5

自然・生物多様性の保全・活用の推進

施策の目標

区民一人ひとりが生物多様性を理解し、
環境保全に配慮した行動で、
自然と共生するまちが実現しています。

施策の概要

区は、区民一人ひとりが自然の恵みを享受し、自然と共生できるまちを実現するために、生物の種や生態系、水環境の調査及び保全に取り組み、その結果を区民に周知することによって、区民の生物多様性に関する保全意識を高め、生物多様性の損失を防ぎ、回復軌道につなげていきます。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

自然・生物多様性の
保全の状況

令和6年度



令和12年度



令和17年度

生物多様性に関する
区民への浸透度

令和7年9月

11.8%

令和12年度

25%

令和17年度

30%

環境基準（河川の水質）の達成

令和6年度

0.9
mg/L

令和12年度

0.9
mg/L

令和17年度

0.9
mg/L

▶ 維持目標

関連するSDGsのゴール



主な取組

河川の水質検査

区内の水環境保全のため、河川、地下水及び湧水について監視・測定を行い、その結果を区民に情報提供します。

雨水タンク設置補助

雨水タンク設置費を補助することで、雨水の有効利用及び流出抑制並びに水環境に配慮した生活様式の普及を図ります。

アライグマ・ハクビシンの捕獲駆除

家屋への侵入や庭の果樹などに食害を及ぼす、外来生物であるアライグマ・ハクビシンを捕獲し駆除します。

生物多様性に関する普及啓発

エコポリスセンターや熱帯環境植物館などを活用し、生物多様性の重要性に対する理解を深めるため、生物多様性について学ぶ機会を提供するほか、ネットワークを活用した情報収集や情報発信を行います。

生物生息調査及び情報提供

区内の生物多様性に関する実態を継続的に把握するため、生物生息調査を3年に1回行い、調査結果を公表します。

現状・課題

- 区内には崖線に沿って残る樹林地や湧水、自然とふれあえる公園、河川（荒川、新河岸川、石神井川、白子川）と水辺に沿って形成されるみどりの空間があり、これらは生物の生息・生育、移動の場となり、地域の生物多様性を支えています。
- 区内の水環境については、水質の改善が進んでいるものの、雨水浸透機能の低下や湧水量の減少など、水循環に関する課題があります。
- これらの自然環境と生物多様性を保全し、次世代に引き継いでいくためには、区の実施だけでなく、区民一人ひとりの意識向上と具体的な行動が不可欠です。

施策

7-6

みんなで育むみどりの未来

施策の目標

「"ひと"と"みどり"の共生で
ウェルビーイングが叶うまち"いたばし"」が
実現しています。

施策の概要

すべての区民と未来の子どもたちに対して、多様な主体が連携・協働し、みどりのまちづくり及びみどりの保全とみどりの持つ機能を発揮させるための取組を進めていくことで、「"ひと"と"みどり"の共生でウェルビーイングが叶うまち"いたばし"」を実現します。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

公園率

令和7年4月
5.89%令和12年度
5.91%令和17年度
5.92%

緑被率

▶ 維持目標

令和7年3月
18.76%令和12年度
18.76%令和17年度
18.76%

緑に対する区民満足度

令和7年9月
56.2%令和12年度
60.0%令和17年度
65.0%

関連するSDGsのゴール



主な取組

みどりの保全・継承と機能向上

みどりを保全し、次の世代に継承するとともに、樹林地や農、景観など、板橋らしいみどりの機能向上を図ります。

地域の特色を活かした魅力的なみどり・ひとをつなぐ公園の創出

まちなみの緑化推進など日常的にみどりとつながる環境や地域のにぎわい創出に向けて、まちづくりに伴うみどりやひとをつなぐ拠点となるような公園の改修や再整備を行います。

多様な主体との連携・協働及びみどりを通して豊かさを感じられる「仕組み」の構築

みどりと人をつなぐため、地域の実情に応じた公園などの運用やみどりの普及啓発及び実践を通じた支援を行い、多様な主体との連携・協働による仕組みを構築します。

みどり豊かな水辺空間の創出

荒川河川敷や親水公園などの魅力向上に取り組むとともに、生物多様性や湧水保全など自然環境にも配慮した、みどり豊かで親しめる水辺空間を創出します。

現状・課題

- 23区内でも比較的緑が多い状況ですが、公有地における樹木等や民有地におけるみどりが減少傾向であることから、みどりを将来に残すとともに、みどりの持つ機能向上を図りつつ快適な暮らしを実現させる必要があります。
- まちの魅力をさらに向上させるため、地域の特色を活かした魅力的なみどりや、ひとをつなぐ公園を創出していく必要があります。
- 公園などは様々な方の協働により維持管理されていますが、既存のボランティア団体は高齢化などにより担い手不足が懸念されており、区民・事業者・行政が一体となり、協働でみどりと関わりに取り組むことが必要です。

地域で支え合い 安心・安全に暮らせるまち

9つのめざす姿

災害、犯罪、事故などあらゆる危機から生命と財産を守り、誰もが安心・安全を実感するためには、みんなが「板橋を守る」意識を持ち、人と人、また人と地域のつながりを高められる強靱なまちづくりを進めることが大切です。地域で支え合い安心・安全に暮らせるまちをめざします。



気候変動による風水害の激甚化や、大規模な地震などの自然災害に備え、一人ひとりの防災意識の高まりが行動変容へつながり、被災後も安心して暮らし続けることができる環境が整っています。

地域で暮らす人たちがつながり、互いに支え合う「誰一人取り残さない」体制づくりが進められています。また、多様化する犯罪に対応するため、地域ぐるみで「板橋を守る」意識が高まっています。

人とまちのつながりを通じて共に支え合い、どんな時も助け合いながら行動できる質の高い安心・安全なまちづくりが進められています。また、災害時の被害を最小限に留めるため、建物や都市基盤の防災・減災機能の向上による強靱なまちが実現しています。さらに、車や自転車、公共交通機関など様々な移動手段が共存する中、人優先の交通環境が整備されるとともに、一人ひとりの交通への安全意識が高まり、交通事故のない安心・安全なまちが実現しています。

施策・主な取組

施策
8-1

地域防災力の向上

主な取組 ▶ 防災意識の啓発・向上、自主防災組織などへの活動支援など

施策
8-2

区民の命と生活環境を守る防災対策の推進

主な取組 ▶ 防災センターの機能強化、災害情報収集環境の拡充など

施策
8-3

防犯力の高いひと・まちづくりの推進

主な取組 ▶ 総合安心・安全パトロール、住民・事業者による防犯見守り活動支援など

施策
8-4

倒れない・燃え広がらないまちづくりの推進

主な取組 ▶ 建築物倒壊防止・不燃化の推進、建築物の耐震性・耐火性の向上など

関連する主な個別計画

調整中
(原案で示します)

施策

8-1

地域防災力の向上

施策の目標

災害への備えによる

自助の促進と地域連携による共助が推進されることで、
災害に強いまちが実現しています。

施策の概要

区民や事業者に対して、自助・共助の取組により災害時に迅速かつ的確に対応し、被害を最小限にとどめられる状態になるよう、家庭内の防災対策の推進、地域全体での防災活動の促進、若年期からの防災意識啓発に取り組むことで、地域の防災力向上を図ります。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

災害時に備えて家庭内での
対策を行っている区民の割合

令和7年9月
91%

令和12年度
92%

令和17年度
100%

避難所運営実践体制の整備率

令和7年3月
83.5%

令和12年度
91.7%

令和17年度
100%

防災意識の向上率

令和7年度
70%

令和12年度
80%

令和17年度
90%

関連するSDGsのゴール



主な取組

防災意識の啓発・向上

防災教育に関する事業・イベントなどを通して、区民の防災意識の啓発・向上につなげます。

自主防災組織などへの活動支援

防災訓練や災害に強い区民の育成や自主防災活動への支援、消防団員の確保などの活動支援や、地域の初期消火能力の向上などを行います。

要配慮者の支援の推進

福祉避難所の新規協定締結・備蓄物資の配備など、避難行動要支援者名簿の整備など、要配慮者に対する支援の推進を図ります。

現状・課題

- 能登半島地震などの全国の災害から得られた教訓を踏まえ、課題である自助・共助の取組を推進し、減災・防災対策を強化し、地域防災力の向上を図る必要があります。
- 災害時に区民が適切な対応ができるよう、日頃から防災意識を高める行動を促進する必要があります。
- 地域コミュニティの希薄化が進んでおり、地域防災活動の担い手不足が生じています。
- 若年層から防災意識の啓発、地域の防災活動への参画意欲を向上させる必要があります。
- 事業者などを地域防災の重要な担い手として位置づけ、人材・設備・ノウハウを活かした連携体制を構築する必要があります。

施策

8-2

区民の命と生活環境を守る 防災対策の推進

施策の目標

自助・共助の促進による予防対策や、
災害応急対応体制の強化及び早期復興支援体制の確保により、
誰もが安心・安全に暮らしています。

施策の概要

区民の生命と財産を、多発・激甚化する災害や危機から守るため、正確な災害情報の収集・発信に努めるほか、関係機関・協定事業者との連携強化や避難所の環境改善を図るなど、より実効性のある災害対応力の強化をめざします。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

災害情報の収集環境を
確保している区民の割合

令和7年9月
88.3%

令和12年度
↗

令和17年度
↗

板橋区防災メール及びいたばし
防災+アプリのダウンロード数

令和7年3月
22,871人

令和12年度
73,000人

令和17年度
75,000人

関連するSDGsのゴール



主な取組

防災センターの機能強化

防災対策支援システム、気象観測システム、防災カメラシステムなどの防災関係システムの更新による機能強化に合わせ、職員のオペレーション能力を向上させます。

災害情報収集環境の拡充

「いたばし防災+ポータル・アプリ」「板橋区防災メール」「板橋区LINE公式アカウント」などの登録者数を増やし、区民との災害情報送受信環境を確保します。

避難所の環境改善

備蓄品の確保、プライバシー配慮などを行うことで、避難者が安心して過ごせる避難所の環境改善に努めます。

民間事業者など協定団体との連携強化

関係機関や民間事業者などとの連携体制を構築し、災害時の機動力確保、及び災害対応の実行性の担保を図ります。

現状・課題

- 能登半島地震や全国で多発・激甚化する風水害などの教訓を踏まえ、自助・共助・公助の連携により首都直下地震や浸水被害を想定した防災対策の強化に取り組む必要があります。
- あらゆる災害や緊急事態に迅速かつ的確に対応する危機管理の体制を強化していく必要があります。
- 協定団体と災害時に迅速かつ効果的に連携できるよう、日頃より役割や体制を確認する必要があります。
- 区は区民に向け、災害情報などを適時的確に提供するほか、区民と区が災害情報などを双方向に共有する環境を構築する必要があります。

施策

8-3

防犯力の高いひと・まちづくりの推進

施策の目標

防犯意識が高い地域コミュニティと
まちの防犯環境の整備が進み、
安全・安心なまちが実現しています。

施策の概要

区民の安全が確保され、体感治安が向上するように、地域住民、事業者、関係機関・団体との連携により、地域の防犯活動と防犯対策の普及を推進します。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

治安が保たれていると感じる
区民の割合

令和7年9月
65.3%

令和12年度



令和17年度



区内の犯罪発生件数

令和6年度
3,420件

令和12年度



令和17年度



▶ 低減目標

関連するSDGsのゴール



主な取組

総合安心・安全パトロール

青色防犯パトロールカーによる通常巡回警備（24時間365日、児童の登下校路、公園、集積所などを巡回）に加え、警察との連携による特別巡回警備により、地域の犯罪抑止、治安維持を図ります。

住民・事業者による防犯見守り活動支援

区民や事業者などが、日常生活や日常業務のなかで見守り活動を実施し、地域の犯罪抑止、110番通報による早期解決の促進を図ります。

防犯カメラ設置費助成

町会・自治会及び商店街の防犯カメラ設置費用を一部補助することにより、地域の安全対策の推進・強化を支援します。

現状・課題

- 減少傾向にあった区内の犯罪発生件数は、令和4(2022)年以降、再び増加に転じています。特に、特殊詐欺の急増や侵入窃盗などの発生は、区民の体感治安の低下に繋がっており、地域の防犯力を強化するための有効な手段・対策について、警察署など関係機関・団体と連携して取り組む必要があります。

施策

8-4

倒れない・燃え広がらない
まちづくりの推進

施策の目標

建築物の耐震化・不燃化や
危険な老朽建築物等を解消することにより、
災害に強く、安全で快適な暮らしが実現しています。

施策の概要

老朽建築物や空き家、災害時に火災や倒壊の恐れがある建築物等に対して、建築物等による被害を防止し、区民の生命や財産を守り安全かつ良好な住環境を実現するため、建築物等の適切な維持管理や、耐震化・不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを総合的に推進します。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

木造住宅耐震化
助成件数

▶ 計画期間内における

令和8年4月
0件令和12年度
800件令和17年度
1,600件不燃化率
(区全体)令和3年度
66.5%令和12年度
68%令和17年度
70%危険な老朽建築物等を
解消した割合

▶ 計画期間内における

令和8年4月
0%令和12年度
50%令和17年度
100%
(105件)

関連するSDGsのゴール



主な取組

建築物倒壊防止・不燃化の推進

建築物の倒壊を防ぐとともに、不燃化を促進し延焼を防止します。

建築物の耐震性・耐火性の向上

建物の耐震化や耐火性を向上させるため、費用の一部助成などを実施します。

老朽建築物等の適切な維持管理・除却の促進

老朽建築物等の所有者に啓発、指導などを行い危険性を解消し、良好な生活環境の確保を図ります。

がけ・擁壁の適切な維持管理の促進

がけ・擁壁の所有者に啓発、指導などを行い危険性を解消し、区民の生命及び財産の保護を図ります。

現状・課題

- 自助・共助・公助の連携により、首都直下地震などを想定した減災・防災対策の強化に取り組む必要があります。
- 震災時に建築物の倒壊により、円滑な避難や消火活動が阻害される可能性があるため、建築物耐震化を進める必要があります。
- 震災時に延焼被害のおそれがある老朽木造住宅が密集している木造住宅密集地域が存在するため、老朽建築物の更新を促進し建築物の不燃化を進める必要があります。
- 空き家や適切に維持管理されていない危険な老朽建築物が増加し、倒壊や建築資材の飛散などの危険性高まっているため、これらの発生予防や啓発、解消を進める必要があります。
- 適切に維持管理されていないがけ・擁壁が存在し、近年、自然災害の多発による危険性が高まっているため、これらの発生予防や啓発、解消を進める必要があります。

身近な暮らしの中でこころの 豊かさを感じる魅力にあふれるまち

9つのめざす姿

持続可能なまちを未来へつなぐためには、一人ひとりが板橋に愛着を感じ、次世代に誇れるまちづくりを進めることが大切です。身近な暮らしの中でこころの豊かさを感じる魅力にあふれるまちをめざします。



板橋に住み、働き、訪れる人が身近な暮らしの中で人とのつながりを得られ、様々な交流や活動がまちの文化や魅力をさらに高め、幸福を感じられるまちが実現しています。

地域ごとの個性が際立ち、みどり豊かでうるおいのある空間が形成されているとともに、都市の活動を支える道路・交通環境が整備され、誰もが移動しやすく出かけたくなる環境が実現し、にぎわいの形成や地域経済の活性化にも結びつくまちづくりが進められています。

板橋が誇る自然豊かな環境と板橋ならではのみどりや水辺空間、文化と歴史を彩る豊かな街並みによって、人とみどりがつながり、こころ豊かに暮らし、誰もが自分らしく住み続けられるまちが実現しています。

施策・主な取組

施策
9-1

地域固有の資源を活かした板橋らしい風景づくりの推進

主な取組 ▶ 総合的なまちなみ誘導の推進、地域特性に応じたまちづくりの推進など

施策
9-2

安心・安全で利便性の高い交通環境の確保

主な取組 ▶ 東武東上線立体化及び駅の安全性向上の促進、公共交通サービス水準の維持向上など

施策
9-3

持続可能な都市基盤の整備・維持

主な取組 ▶ 都市計画道路の整備、道路などの補修・維持管理など

施策
9-4

駅周辺や商店街などを中心とした良好な市街地の形成促進

主な取組 ▶ 大山駅周辺地区まちづくりの推進、板橋駅西口周辺まちづくりの推進など

施策
9-5

多様で良質な住まい・住環境の確保

主な取組 ▶ 住宅確保要配慮者の居住支援、区営住宅などの適切な整備推進など

関連する主な個別計画

調整中
(原案で示します)

施策

9-1

地域固有の資源を活かした 板橋らしい風景づくりの推進

施策の目標

地域資源を活かした

良質な都市空間の確保や景観の向上により、

愛着と誇りを感じるまちなみが形成されています。

施策の概要

区民や区に滞在する人が、区の景観に魅力を感じ、愛着をはぐくめるよう、自然・歴史・文化などの地域固有の個性や強みを活かしながら、区民や事業者とともに、公共空間へのつらなりに配慮された板橋らしさあふれるまちなみ形成に取り組みます。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

建築物などが区のまちなみと
調和してまちの特徴が
際立っていると感じる割合

令和7年9月
37.3%

令和12年度



令和17年度



民間誘導制度により誘導した
広場などの整備面積

令和6年3月
4,308㎡

令和12年度



令和17年度



関連する SDGs のゴール



主な取組

総合的なまちなみ誘導の推進

都市づくりビジョンに基づき、自然・歴史・文化などの地域固有の資源を活かした土地利用を誘導します。

地域特性に応じたまちづくりの推進

区民が愛着を持って住み続けられるまちの実現をめざし、地域の特性に応じて、区民や事業者などとの協働によるまちづくりを進めます。

都市計画などの情報発信

板橋区の魅力・強みを発揮し、良好な開発誘導を行うため、効果的な情報発信を推進します。

都市景観計画の推進

景観計画に基づき、良好なまちなみ景観の形成に向けて、景観形成重点地区の追加指定や啓発事業（景観賞など）を推進します。

現状・課題

- 人口推計によると、区の人口増加はしばらく続きますが、将来的には減少に転じる見込みとなっていることから、持続可能なまちとしてあり続けるため、多様なひとを惹きつける魅力と活力のあるまちづくりが求められています。
- 令和7年度区民意識意向調査では、板橋区の暮らしに愛着・誇りを感じる理由として、「緑や公園など自然環境に恵まれている、又はまちなみ景観が美しいため」が多く挙げられています。愛着・誇りのさらなる醸成のため、地域資源・公共空間などの身近な生活圏を豊かにしていくためのまちづくりが求められています。

施策
9-2

安心・安全で利便性の高い 交通環境の確保

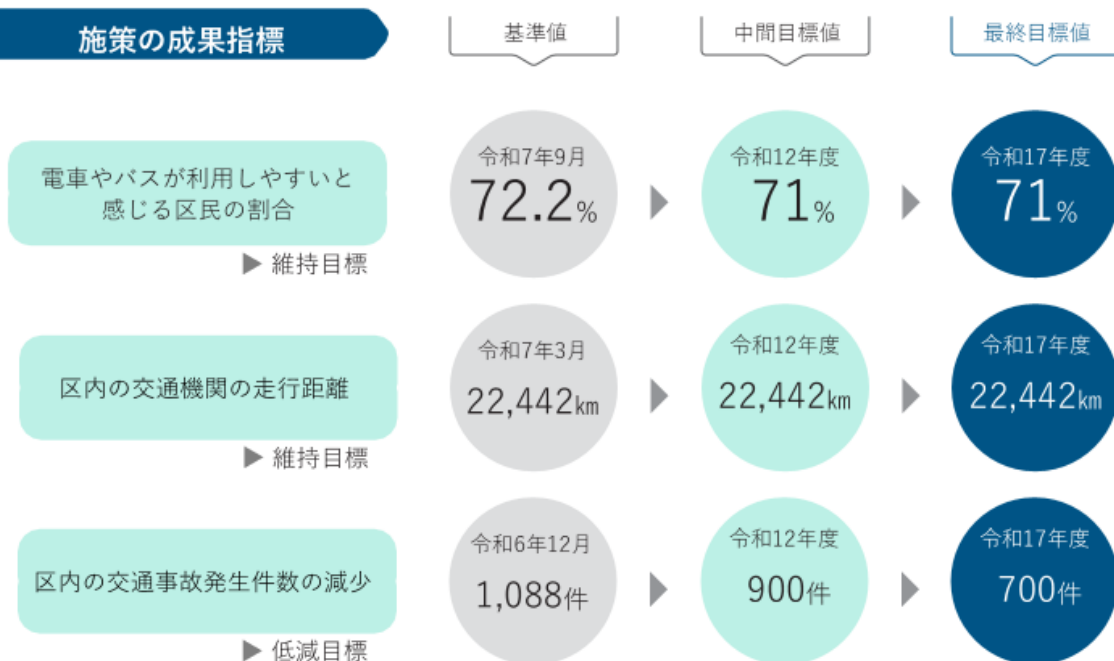
施策の目標

交通の円滑化及びソフト・ハードの両面から
安全性向上に取り組むことで、誰もが安心・安全で
かつ快適に移動できる交通環境が整っています。

施策の概要

区民・来訪者らが、区内を安心・安全でかつ快適に移動できるよう、鉄道やバスなどの既存の公共交通機関及び自転車やシェアサイクルなどの多様なモビリティの利用促進を図るとともに、道路交通環境の整備や交通安全教育・マナー啓発を行い、交通安全都市を実現します。また、鉄道立体化やエイトライナーの整備促進により、将来を見据えた交通環境の構築に取り組みます。

施策の成果指標



関連するSDGsのゴール



主な取組

東武東上線立体化及び駅の安全性向上の促進

鉄道立体化による道路交通渋滞の解消や鉄道駅ホームドアの整備による安全性向上の促進に取り組みます。

公共交通サービス水準の維持向上

既存の公共交通のサービス水準の維持向上を図るための利用促進や、相対的に公共交通サービス水準の低い地域に対する交通環境の改善に向けた対策について取り組みます。

新たな交通環境の整備促進

新しい公共交通機関「エイトライナー※」の整備促進や社会状況の変化に応じて、多様化したニーズに対応するためのシェアリングサービスやデマンド交通※、自動運転の導入検討などに取り組みます。

交通安全対策の推進

交通安全啓発活動を実施し、自転車通行空間の整備により道路交通環境を整えることで、ソフト・ハードの両面から安全性向上に取り組みます。また、自転車駐車場の整備を行い、交通環境の整備に取り組みます。

現状・課題

- 東武東上線は区内に36か所踏切が存在し、ピーク時に1時間当たり40分間以上開かない踏切があり、交通渋滞や歩行者の踏切待ちが発生するほか、踏切事故のリスクがあり、交通の円滑化や安全性の向上を妨げています。
- 区内には、公共交通サービス水準の相対的に低い地域が存在し、特に、高齢者や障がい者、妊婦などの公共交通機関に頼らざるを得ない交通弱者にとっては、移動のしづらさがあります。
- 運転士不足などによりバスの減便などが発生している中、公共交通サービス水準を維持する必要があります。
- 自転車の多様化やシェアモビリティ※の利用増加などに伴う自転車関連事故が増えており、自転車通行空間の整備や放置自転車対策など、より一層の交通安全対策の推進が必要です。

施策

9-3

持続可能な都市基盤の整備・維持

施策の目標

誰もが安心・安全で

快適に利用できる都市基盤が整備され、

将来にわたって維持されています。

施策の概要

誰もが安心・安全で快適に利用できる都市基盤が維持されるよう、災害に強い基盤整備や多様な交通手段が安全に通行できる道路環境の整備を進めるとともに、予防保全による維持管理について、新技術も活用しながら、行政、地域、民間企業を含めた関係機関との連携により、適切に進めていきます。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

区内の都市計画道路
整備延長の割合

▶ 事業中路線を含む

令和7年3月
76.8%

令和12年度
77.1%

令和17年度
78.3%

路面性状改善率

▶ 計画期間内における

令和8年4月
0%

令和12年度
50%

令和17年度
100%

道路損傷改善率

▶ 計画期間内における

令和8年4月
0%

令和12年度
50%

令和17年度
100%

関連するSDGsのゴール



主な取組

都市計画道路の整備

道路交通の円滑化や都市防災機能の向上に資する都市計画道路の整備を推進します。

道路などの補修・維持管理

路面性状調査や路面下空洞調査に基づく道路の補修、日常点検や通報に基づく道路の補修及び維持管理、街灯の維持管理、河川の表面管理、占用企業者との調整による舗装復旧、区で管理する道路区域の明確化などを行います。

橋りょう長寿命化の推進

橋りょう長寿命化修繕計画に基づく点検、工事（耐震補強、橋面防水、塗装）を計画的に進め、長寿命化修繕計画については、5年ごとに行う法定点検の結果を踏まえ、必要に応じて見直します。

無電柱化の推進

「都市防災機能の強化」「安全で快適な通行空間の確保」「都市景観の向上」を図るため、無電柱化事業を着実に推進します。

現状・課題

- 道路交通の円滑化や歩行者・自転車などの安全な通行空間の確保のため「東京における都市計画道路の整備方針」で優先整備路線に位置付けた都市計画道路や各地域で進めるまちづくりと、一体となった都市計画道路の整備促進が必要です。
- 道路のひび割れや窪みは転倒や事故の危険性を高め、安全な通行の妨げになるため、定期的な点検と維持補修が必要です。
- 道路環境の劣化による事故を防ぐため、予防保全を重視した対策が必要です。

施策

9-4

駅周辺や商店街などを中心とした 良好な市街地の形成促進

施策の目標

駅周辺や商店街などにおいて、
多様な人々が交流し、居心地の良いにぎわいのある
魅力的なまちが形成されています。

施策の概要

誰もが多様な活動や交流を通じてにぎわいあふれるまちを実感し、防災性が高く安全で快適な魅力ある都市空間を享受できるよう、駅周辺や商店街などにおけるまちづくり事業や公共空間の活用など、官民が連携したウォークブル※なまちづくりを推進します。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

公共空間の滞在人口割合
(高島平)

令和6年10月
4.15%

令和12年度
4.5%

令和17年度
4.85%

駅前広場及び周辺に
3分以上滞留した人の数
(板橋駅西口)

令和6年12月
394
人/11時間

令和12年度
500
人/11時間

令和17年度
600
人/11時間

まちづくりに期待する人の割合
(区全体)

—

令和12年度
↗

令和17年度
↗

▶ 新たに指標を設定

関連するSDGsのゴール



主な取組

大山駅周辺地区まちづくりの推進

交通結節点などの都市基盤を整備し、地域特性に応じた土地利用を誘導するとともに、市街地再開発事業などを行い、災害に強く、にぎわいと交流のあるウォーカブルなまちづくりを推進します。

板橋駅周辺まちづくりの推進

区の玄関口にふさわしい駅前空間を形成し、にぎわいのあるウォーカブルなまちを実現するため、市街地再開発事業や駅前広場の再整備などを行い、安心して安全なまちづくりを推進します。

上板橋駅南口駅前地区まちづくりの推進

駅南口へのアクセスを強化し、魅力ある駅前空間とウォーカブルなまちを実現するため、駅前広場整備を含む市街地再開発事業などを行い、災害に強いまちづくりを推進します。

高島平地域まちづくりの推進

U R 都市機構との連携による連鎖的都市再生を進め、子育て世帯に選ばれる機能を充実するとともに、高齢者を含む多様な世代がいきいきと暮らし続けられるまちづくりを推進します。

現状・課題

- まちづくり事業が行われている地区では、まちの姿が変わり新たな住民が増えることから、多様な人々が集い交流できる場を創出し、まちに対する愛着を醸成することが重要です。
- コロナ禍などにより人々の価値観が変化し、身近な空間への重要性が高まっていることから、車中心のまちづくりから、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりへの転換が重要です。
- 高島平地域など都市インフラの老朽化や少子高齢化の進行などの課題が一気に顕在化している地域では、持続可能な都市再生の取組が必要です。
- 上板橋駅南口周辺や大山駅周辺をはじめとする駅や商店街の周辺などでは、建物の老朽化や都市機能の低下が進んでいる場所があり、防災性の向上や安全な歩行空間の確保などが必要です。

施策

9-5

多様で良質な住まい・住環境の確保

施策の目標

だれもがいつまでも暮らしやすい
“住まい”が実現しています。

施策の概要

区民が、安心できる住まい・住環境のもと、区内でずっと暮らせるよう、ライフステージの変化などに伴う多様な住宅ニーズに対応しながら、区内の住宅・住環境の資源を有効活用し、魅力的な住環境を整えます。

施策の成果指標

基準値

中間目標値

最終目標値

良質な住居を理由に区内に
住み続けたいと思う区民の割合

令和7年度
5.4%

令和12年度
10%

令和17年度
10%

既存住宅ストックの活用率

令和6年度
24.9%

令和12年度
30%

令和17年度
35%

関連する SDGs のゴール



主な取組

住宅確保要配慮者の居住支援

住宅確保要配慮者の一人ひとりの状況に寄り添った支援を行うため、相談業務を充実させ、民間賃貸住宅の活用を促進します。

区営住宅などの適切な整備推進

住宅セーフティネットの中核を担う区営住宅などを安定的、継続的に整備供給します。

マンションの適正管理推進

築年数の長いマンションの増加、居住者の高齢化という2つの老いに対応するため、マンションの適正管理を支援します。

子育て世帯の住み替え支援

子育て世帯の定住化を図るため、既存住宅の流通促進や転居、リフォームなどを包括的に支援します。

現状・課題

- 高齢化に伴い単身の高齢者が増える一方、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅大家の入居拒否感などが問題となっているため、安心して住み続けられる住宅の供給を促進するとともに、公営住宅などを低額所得者のセーフティネットとして着実に整備する必要があります。
- 築年数が長い住宅が増えており、老朽化に伴う破損などの恐れがあるため、既存住宅を適正に維持管理し、再生を推進する必要があります。
- 子育て世帯の転出超過が課題となっており、住まいに対する価値観も多様化する中、区内に住み続ける区民を増やすためには、ライフステージの変化に合わせた住宅整備や住み替え支援が求められています。

第3章

計画を推進する区政経営

1 取組の方向性

2 公共施設の整備に関する基本方針

3 財政収支の見通し

4 評価・改善の仕組み

第3章 計画を推進する区政経営

- 先行きが不透明なVUCA※の時代において持続可能な区政を実現するためには、変化に即応できる柔軟な組織体制と高度な専門性を備えた区政経営が求められます。従来の効率化や最適化を超えた、予測困難な変化への対応の視点を踏まえながら、行政経営・地域経営・都市経営を推進していく必要があります。
- これらの区政経営を支える基盤として、先進技術の活用や多様な主体との協働・共創※による行政サービスの質の向上を図ります。また、社会環境の変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と、部門を超えた横断的な連携の強化に取り組み、持続可能な区政運営を実現します。
- 未来を切り拓く区政の担い手として、高い専門性と創造力を持つ人材の育成・確保を進めるとともに、職員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる環境づくりを推進し、組織全体の課題解決力と政策形成能力を高めていきます。
- 基礎自治体としての自主性・自立性を高め、地方分権をさらに推進していくとともに、地域の特性や区民ニーズに即した政策を展開できるよう、国や東京都との適切な役割分担のもと、他自治体との連携を強化し、多様化する行政課題に対応していきます。

1 取組の方向性

(1)持続可能な行財政運営と変化に強い組織づくり

行政経営、地域経営、都市経営の視点から区政を総合的に推進し、中長期的視点に立った戦略的な行財政運営と変化に対応できる柔軟な組織体制の構築に取り組みます。

《主な取組》

- 中長期的な財政見通しに基づく計画的な財政運営
- 公共施設の効率的な資産管理と長寿命化の推進
- 分野横断的な課題に対応できる柔軟な組織体制の構築
- 変化に対応できる専門性の高い職員の育成・確保
- 柔軟かつ多様なワークスタイルの推進

(2)共創による地域課題の解決と多様性を尊重した包摂的※な社会づくり

地域課題の解決に向けて、各主体の強みを活かして新たな価値・魅力を作り上げていく「共創」の取組を推進するとともに、多世代・多様な主体がつながる地域コミュニティの活性化を図ります。また、多様性が尊重され、誰もが排除されることなく自分らしく活躍できる包摂的な地域社会や、男女平等参画社会の実現に取り組みます。

《主な取組》

- 多世代・多様な主体がつながる居場所づくり
- 区民・NPO・企業・大学など多様な主体との連携強化
- 町会・自治会などの地域団体との「共創」による地域づくり

- ・ 性別、年齢、国籍・文化、障がいの有無などにかかわらず多様性を尊重した地域社会の構築
- ・ ユニバーサルデザイン※の推進
- ・ 子ども・若者から高齢者まで誰もが区政に参画しやすい環境の整備
- ・ 男女平等参画社会の実現・女性活躍のための取組の推進

(3)いたばしブランドの確立と戦略的・効果的な情報発信

「(仮称)いたばしブランド共創戦略」に基づき、区民や事業者が自らのまちを応援し、活動に参加したくなるような意欲を醸成するシティプロモーションを展開します。単に情報を発信するだけでなく、多様な主体と共に地域の魅力を発掘し、そこから生まれる共感の輪を戦略的な情報発信によって広げていきます。

《主な取組》

- ・ 区民一人ひとりの創造性を原動力として、新しい価値を生み出す「創造都市」の理念を具現化するブランディング
- ・ 「絵本のまち」など区の特徴を活かした各取組の展開
- ・ 区民との共創による魅力の再定義と、新たなブランド価値の創出
- ・ 体験型イベント企画など、魅力の価値を体感できる機会の充実
- ・ 魅力づくりに取り組む活動支援と、新たな担い手の発掘・育成
- ・ 多様な媒体の複合的な活用とSNS発信の強化
- ・ 地域メディアと連携した共感を広げる戦略的な情報発信
- ・ 全庁的な広報活動支援体制の整備

(4)デジタル技術などの活用による区政経営の高度化と区民サービスの向上

デジタル技術を積極的に活用し、区政経営の高度化を図るとともに、情報セキュリティの強化やデータに基づく政策形成を推進します。また、区民サービスの向上のため、区民相談体制の整備や窓口業務の改善などに取り組みます。

《主な取組》

- ・ AI※やRPA※などの活用による業務プロセスの高度化と職員の政策立案・課題解決力の強化
- ・ デジタルデバイド※対策と情報リテラシー※の向上支援
- ・ 情報セキュリティの強化と個人情報保護の徹底
- ・ データに基づく政策形成（EBPM※）の推進とオープンデータ※の活用
- ・ 先端技術を活用した地域課題解決に向けた取組の推進
- ・ 利用しやすい相談体制の整備
- ・ オンライン申請の拡大などによる区民の利便性向上

2 公共施設の整備に関する基本方針

区が保有する公共施設等については、半数以上が建設から40年以上を経過して老朽化しており、今後10年間にかかる更新経費は大きな負担となります。

経費の縮減・平準化と併せて、時代の要請に対応し、今後進んでいくまちづくりなどとも連動しながら、安心・安全で魅力の創造につながる公共施設へ再編し、次世代へ引き継いでいきます。

(1)施設総量(総延床面積)の最適化

- 新たな需要への対応については、既存施設の集約化や機能再編・統廃合、相乗効果を生み出す複合化による有効活用を図ることで対応します。
- 新規整備が必要な場合は、施設総量抑制の視点を踏まえ、中長期的な総量最適化の考えに基づき、集約・複合化による費用対効果も含め、慎重に検討します。

(2)計画的な管理・保全による耐用年数の延伸

- 将来にわたり利用する施設については、ユニバーサルデザインや環境性能向上などの対応も含め、計画的・効率的な改修・更新を推進します。
- 計画的な管理・保全や適切な改修を行うことで施設の長寿命化を図り、耐用年数を延長することで改築周期を延ばし、全体コストを抑制します。

(3)区有財産の有効活用

- 活用が可能な行政財産については、本来の用途・目的を妨げない限度での使用許可及び地方自治法に基づく貸付を検討し、財産の有効活用に努めます。
- 普通財産の貸付や処分に取り組み、これら財産の活用による収益の確保に努めます。
- 貸付にあたっては、民間活力の活用によって地代やテナント収入を確保するなどの施設の有効活用を検討します。

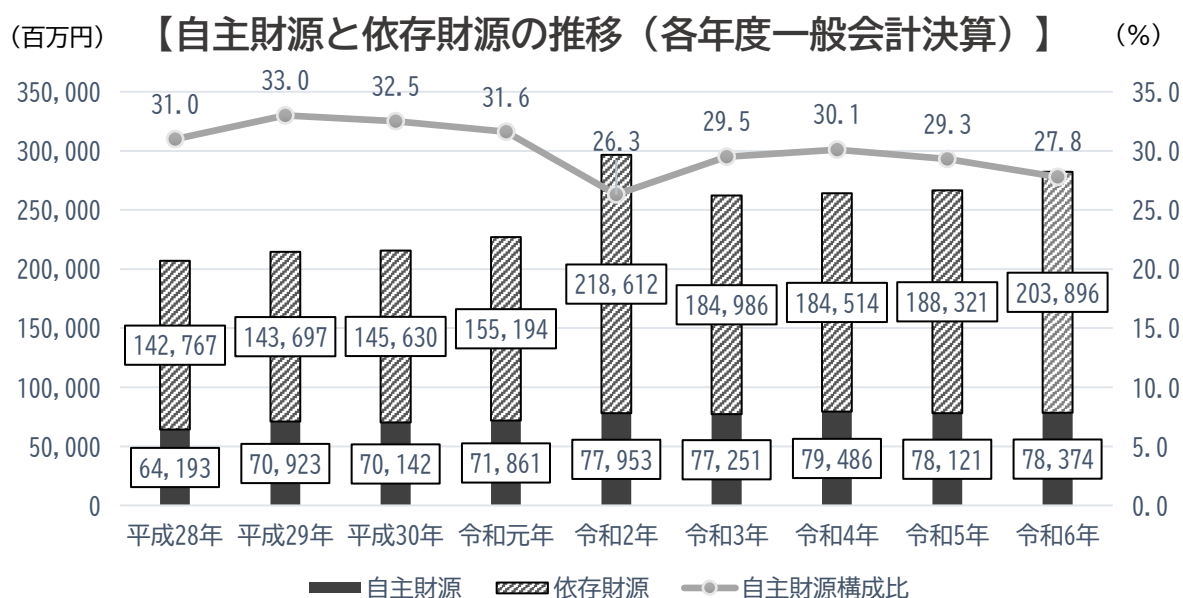
(4)集約・複合化による多機能化と魅力ある公共施設への再編

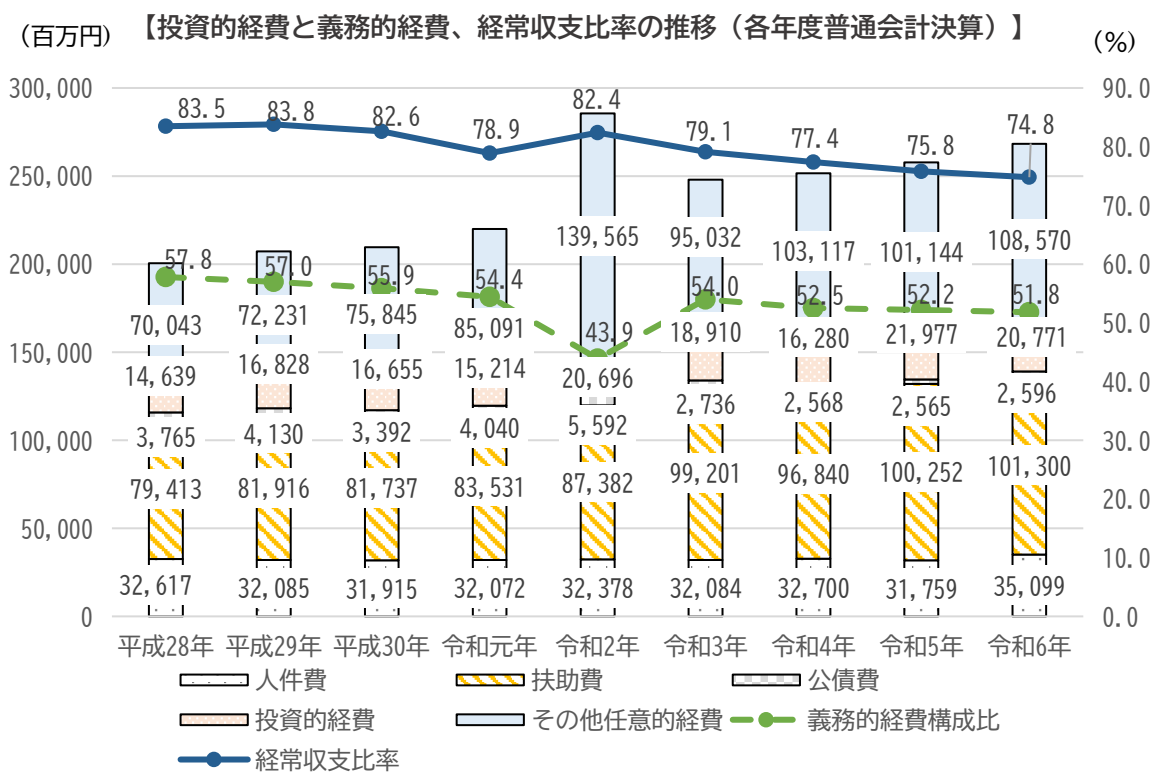
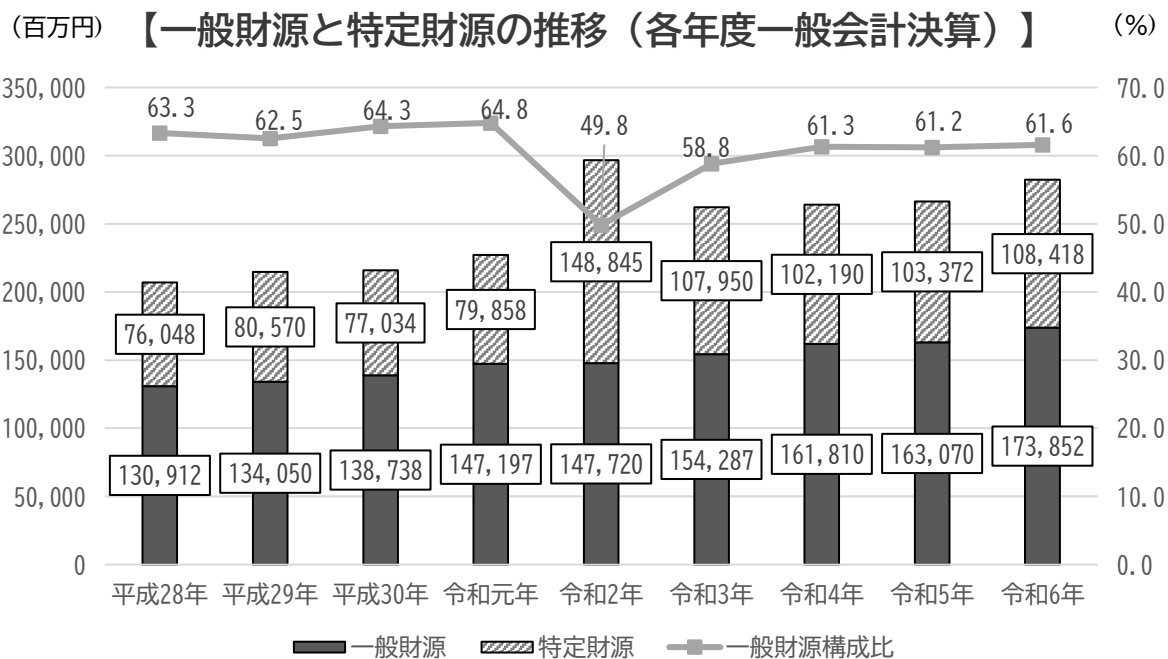
- 施設の耐用年数に余裕があり、かつ、他に転用可能な未利用、低利用スペースがある場合には、他用途・機能の受け入れを検討します。
- 耐用年数を迎えている施設で、引き続き行政需要がある場合は、周辺施設への集約・複合化の可能性を検討します。また、当該施設の敷地に高度利用が可能な状況がある場合は、周辺施設との集約・複合化の候補用地として検討します。
- 一つの建物内で提供するサービスの多機能化によって、行政サービスの利便性向上、さらなる地域交流や世代間交流を促すとともに、施策横断的な相乗効果を生み出し、にぎわいの創出や地域の活性化へつなげていきます。
- ハード面の集約・複合化によって、空間的・時間的に効率よく施設を活用し、管理運営経費の縮減を図ります。

3 財政収支の見通し

(1) 財政状況

- 区の経常収支比率は、平成 20（2008）年に発生した世界同時不況の影響で、歳入は大幅に落ち込むとともに、歳出は長期化する景気低迷の影響を受け、生活保護費を含めた扶助費が増加し、平成 23（2011）年度決算では経常収支比率が 91.1%にまで悪化しました。
- その後、経営革新の着実な推進と企業収益の復調などを背景とした歳入環境の改善によって、令和元（2019）年度には 78.9%と一般的に適正な水準（70～80%）に達しました。
- 令和 2（2020）年度は、法人住民税の一部国税化の影響を受け、特別区交付金が大幅に減少したことから 82.4%に悪化しましたが、令和 3（2021）年度以降は、特別区交付金や特別区税などの増収により改善が見られ、令和 6（2024）年度には 74.8%となりました。
- 景気は緩やかな回復基調が続く中、ふるさと納税をはじめとした国による不合理な税制改正の恒常化に加え、物価高、海外の通商政策などの社会経済情勢の変動が、今後の区の財政運営に大きな影響を及ぼす要因となることから、その動向を注視する必要があります。





(2) 財政収支見通しの基本的考え方

原案で示します

区では、基本計画に基づく施策体系に沿って成果指標で進捗を把握し、事務事業を必要妥当性・有効性・効率性の観点から評価してきました。

この評価結果は、次期基本計画の策定、予算編成、職員定数管理、組織管理、事務執行といった行政活動全般の改善に活用されており、将来に向けてこれらの評価を基盤とするとともに、以下の仕組みを取り入れ、より効果的で持続可能な施策推進に取り組んでまいります。

(1)EBPMとロジックモデルによる施策の推進

EBPMの観点からロジックモデル※を活用し、基本計画における施策と成果の因果関係を明確にします。また、分野横断的評価を取り入れ、政策形成と連動させることで、説明責任を担保し、透明性の高い行政運営を実現します。

(2)PDCAサイクルとOODAループの併用による行政サービスの質の向上

スパイラルアップ※構造を前提としたPDCAサイクル※で継続的改善を行うとともに、VUCA時代に対応できるよう、OODAループ※を取り入れ、区民ニーズや社会経済情勢を踏まえた迅速な対応を取り入れることにより、行政サービスにスピードを持たせ、質の向上を図ります。

(3)行政評価制度の改善と職員意識改革

行政評価制度の改善に継続的に努め、区職員の経営意識・改革意識を向上させていきます。

【イメージ図】



第4章

人材戦略基本方針

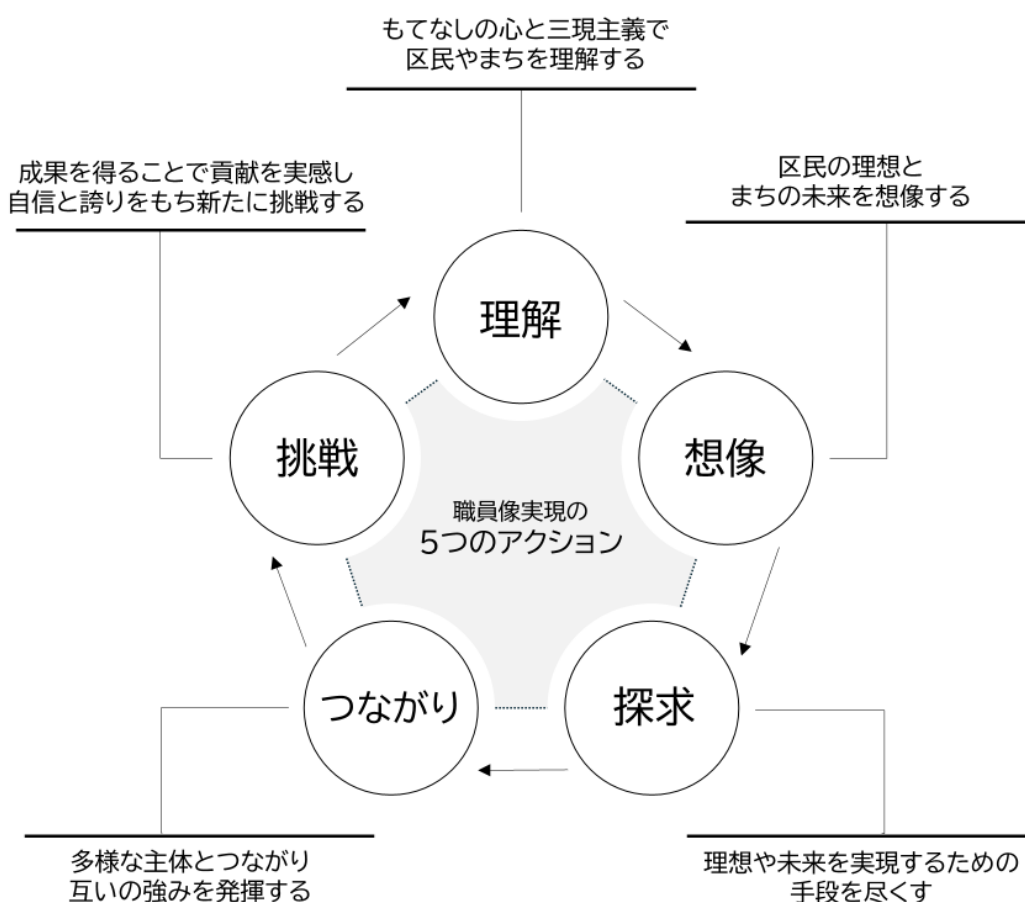
〇めざす職員像

もてなしの心と 高い使命感で とともに未来をつくる職員

基本構想で掲げる将来像「未来をひらく 緑と文化のかがやくまち “板橋”」の実現に向け、もてなしの心と高い使命感で、未来への責任を果たす“ひと創り”に努めます。

デジタル技術を活用した課題解決や生産性の向上に取り組みます。新たに生まれた時間は「ひと」にしかできない業務にあて、もてなしの心が作り出す“つながり”で、互いの強みを活かしながら地域課題の解決を図ります。

貢献実感から自信と誇りを持ち、それが新たな挑戦に取り組む意欲となり、さらなる成長へとつながり職員の成長が循環します。

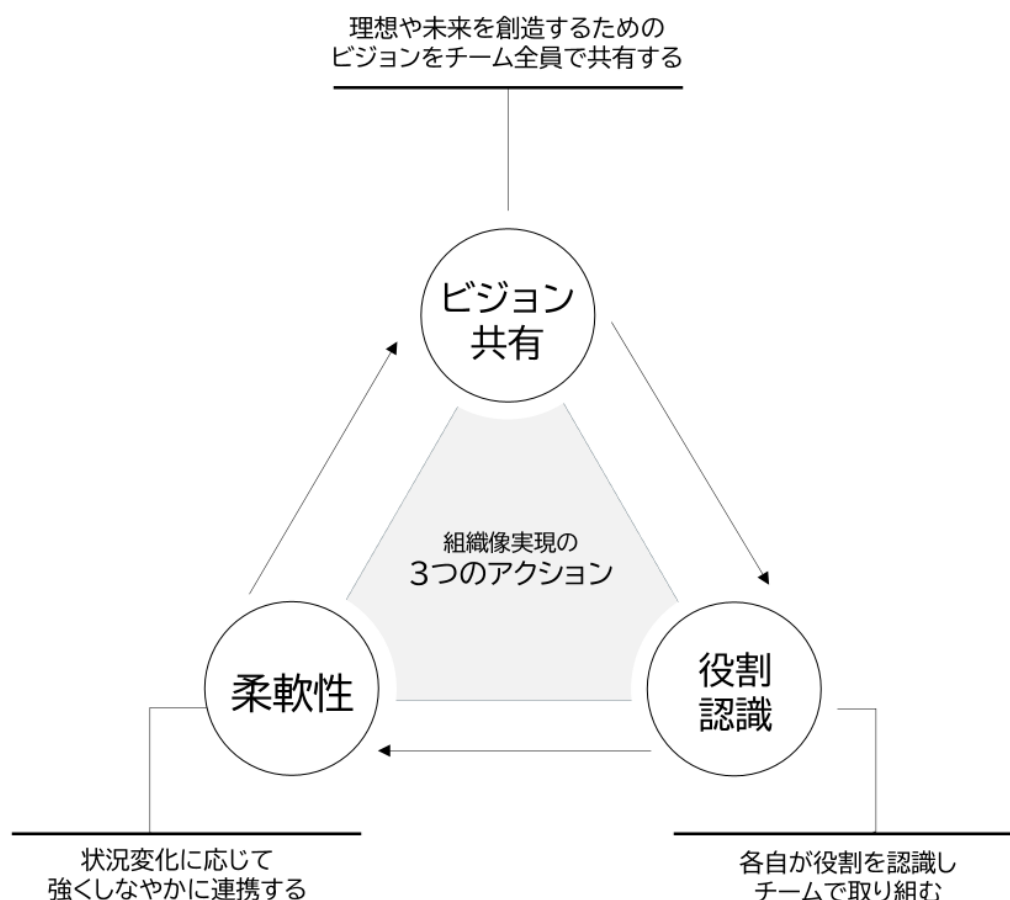


ビジョン をともし チェレンジ しつづける組織

生産年齢人口の減少や人材の流動化による影響が広がる社会情勢においても複雑化する地域課題にチームで対応し、相手本意の区政を実現する“組織づくり”に努めます。

ビジョンの共有で職員一人ひとりの目的意識と役割認識を高め、主体性を引き出す職場環境をととのえ、さらには互いの強みをみがきながら支え合い、積極的にチャレンジする文化を育みます。また、他部署とのつながりにより、幅広い視点で課題解決を図ります。

職員が自分らしさや強みを発揮しながら貢献実感することが職員として働く魅力となり、区職員や就職希望者からえらばれる組織をめざします。



第5章

計画の策定について

1 計画の目的

2 計画の位置付け

3 計画の期間

第5章 計画の策定について

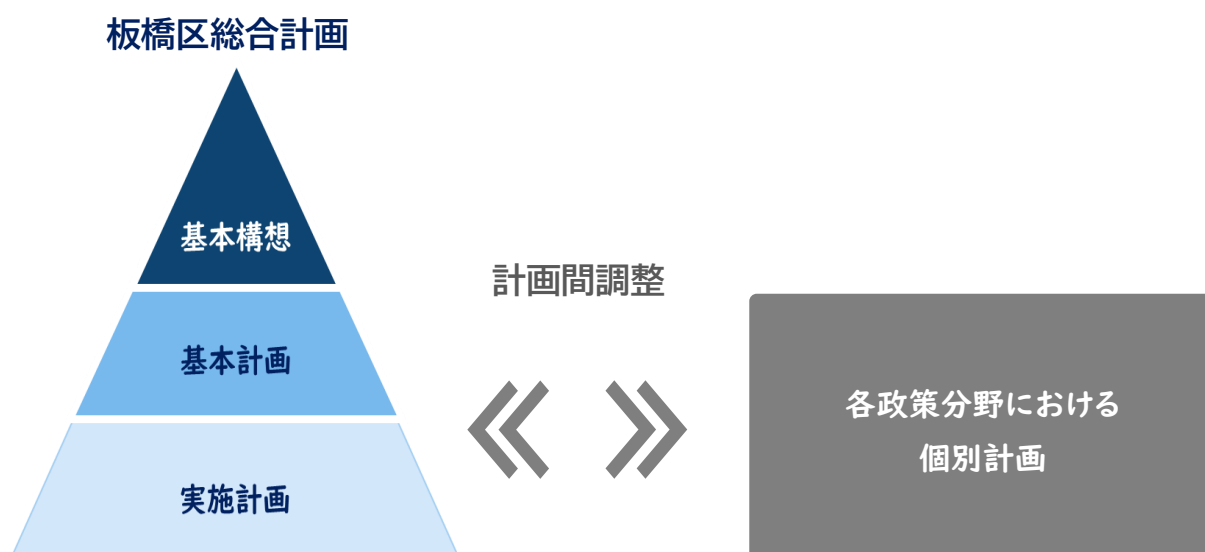
1 計画の目的

- 板橋区では、令和7（2025）年に区議会の議決を経て基本構想を改定し、「未来をひらく 緑と文化のかがやくまち”板橋”」を将来像として掲げました。この基本構想で掲げた将来像の実現に向け、区政を総合的・計画的に推進していくための方向性と目標を示すため、基本計画を策定します。
- 基本計画は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間ににおける区の最上位計画として、予測困難なVUCAの時代においても、持続可能な区政運営を実現するための施策体系を明らかにするものです。また、令和14（2032）年に迎える区制施行100周年という節目を見据え、「ひと・まち・みらい」の視点から、区民、地域、事業者、関係機関など多様な主体との共創により、「東京で一番住みたくなるまち」の実現をめざします。

2 計画の位置付け

- 基本計画は、基本構想で掲げた「未来をひらく 緑と文化のかがやくまち”板橋”」という「将来像」と将来像につながる「9つのめざす姿」を実現するための区政運営の基本的な指針であり、区の最上位の行政計画となります。
- 区政全般にわたる総合的な計画として、実施計画や経営戦略推進プランなどの総合実施計画の基幹となるとともに、区の各行政分野の個別計画を総合的に調整する指針の役割を果たします。

【板橋区の計画体系イメージ】



※なお、本計画は国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づく地方版総合戦略としての内容を備えていることから、地方版総合戦略を兼ねるものとして位置付けます。

3 計画の期間

- 基本計画の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。計画期間の中で社会経済状況等に大きな変化が生じた場合には、見直しを行うものとします。

	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
基本構想	基本構想【目標年次：R17年ごろ（2035年ごろ）】									
基本計画	基本計画【計画期間：R8年度～R17年度（2035年度）】									
実施計画	実施計画 【R8年度～R10年度】			中期・後期計画 【R10年度～】						

第6章

計画策定の背景

1 板橋区の特徴と現況

2 人口動向

3 区民意識意向調査の結果

第6章 計画策定の背景

1 板橋区の特徴と現況

(1) 区の位置・面積

板橋区は、東京23区の北西部に位置しています。

- 23区では、北区、豊島区、練馬区と隣接しており、北側は埼玉県和光市及び一級河川荒川をはさんで埼玉県戸田市と接しています。
- 面積は 32.22km² で、23 区中9番目の大きさです。これは東京都総面積の 1.5%、23 区面積の 5.1%にあたります。

【板橋区の5地域別の説明】

区北部に位置し、都営三田線により都心部への交通利便性が高い。荒川河川敷は板橋 City マラソンやいたばし花火大会などのイベントを毎年開催している。5エリアの中で高齢化率が最も高くなっており、日本最大規模の団地である高島平団地を有するエリア

区の工業の中心地として印刷・機械工業などが立地していたが、近年は住商工混在する市街地を形成している。中台地区はすり鉢状の谷地形になっており、台地と低地が複雑に入り組んでいる。ファミリー世帯・2人世帯が多く、志村一里塚などの歴史資源も点在するエリア

区西部に位置し、東武東上線や東京メトロなどが利用可能で、川越街道や新大宮バイパスが地域の骨格を形成。武蔵野台地の自然林や農地が残る緑豊かな環境で、年少人口や生産年齢人口の若い世代が多い。赤塚城址や美術館・郷土資料館など文化施設が集積しているエリア

昭和初期に東武鉄道が開発した住宅地で、プロムナード（散歩道）等の独特の街並みが特徴。世帯数・人口は最少だが、都市型に近い人口構成。東武東上線や川越街道と環状7号線が交差しており、平和公園や都立城北中央公園など緑豊かな環境にも恵まれたエリア

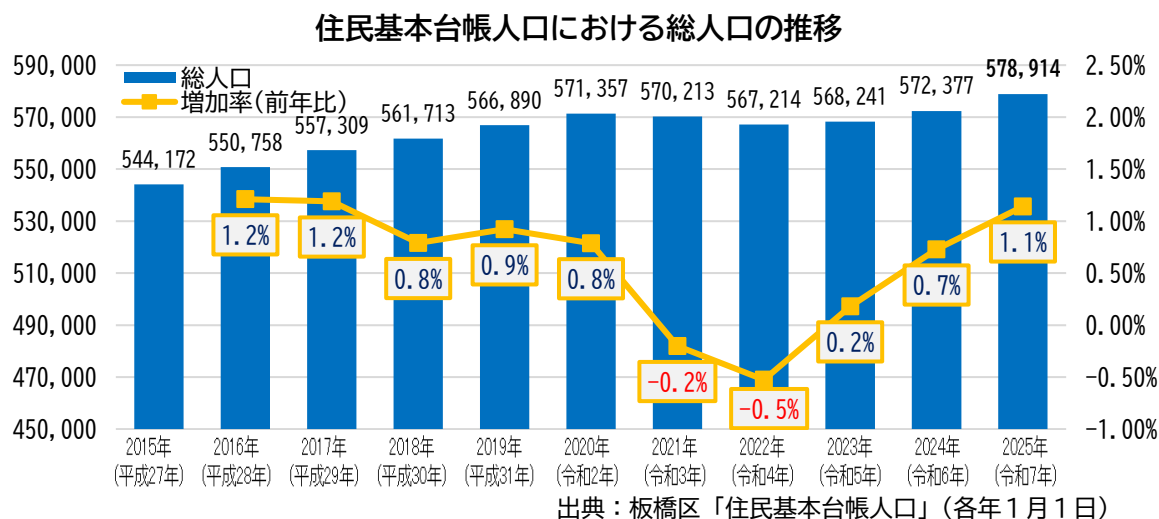
公共施設が集積し、JR埼京線・都営三田線・東武東上線の3路線が利用可能な南の玄関口である。世帯数・人口が最も多く、若年単身世帯中心の人口構成。江戸時代の宿場町から区を中心商業地へ発展。石神井川沿いの桜並木や加賀藩下屋敷跡なども点在する歴史豊かなエリア



(2)区の人口

区の人口は増加しています。

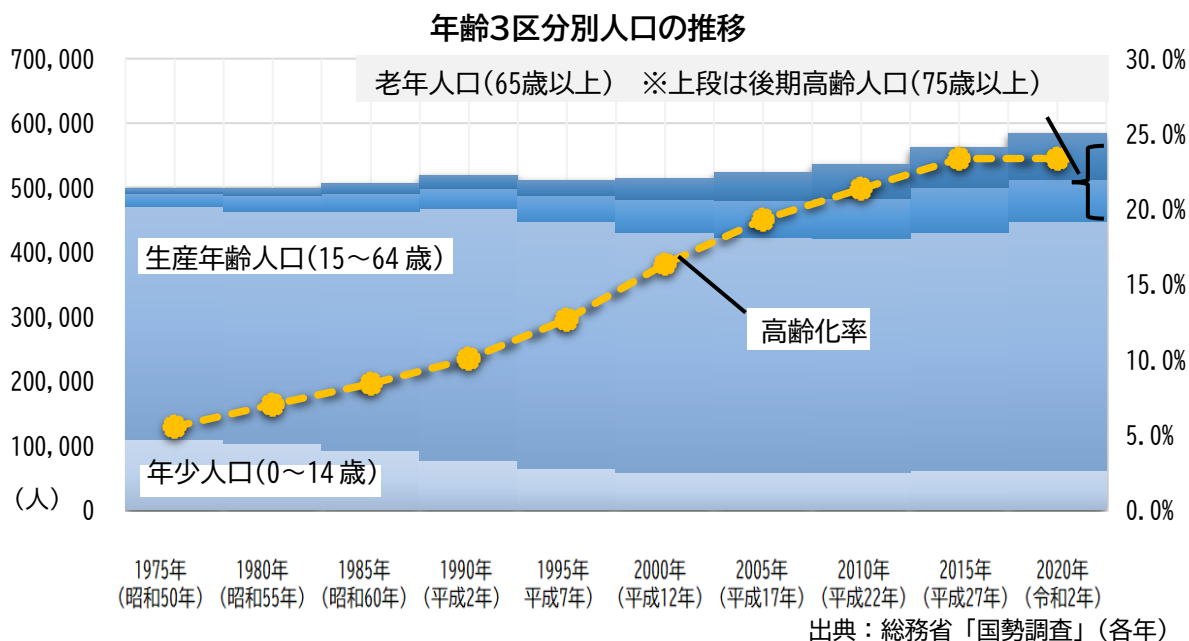
- 住民基本台帳における近年の区の総人口は、増加傾向となっています。平成31(2019)年から令和3(2021)年の期間に一旦減少しましたが、これはコロナ禍の影響によるものと推察されます。
- 令和4(2022)年からは再び増加傾向に転じ、令和5(2023)年には、コロナ禍前の人口を上回っています。



(3)年齢3区分別人口

65歳以上人口の割合が増加し、高齢化率が進行しています。

- 生産年齢人口は増減を繰り返しながら緩やかに増加し、年少人口も平成22(2010)年以降増加に転じています。一方、65歳以上人口は一貫して増加を続け、平成22(2010)年以降は年少人口の2倍以上となり、高齢化が進行しています。

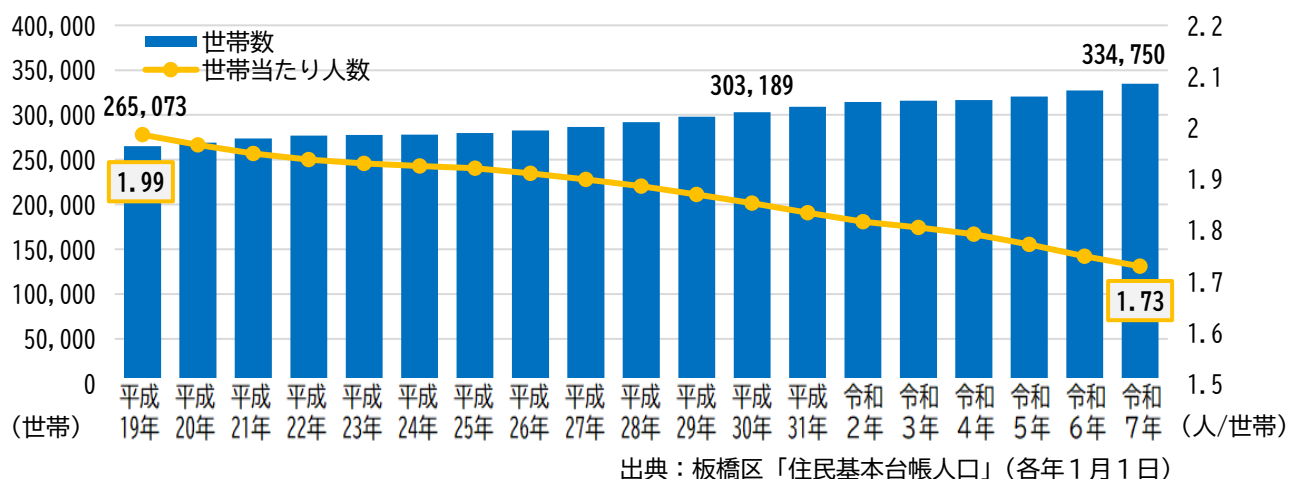


(4)世帯構成

1世帯当たりの人数は減少しています。

- 区内の世帯数は、増加傾向で平成 30（2018）年に 300,000 世帯を超えました。以降も増え続け、令和 7（2025）年には約 335,000 世帯となっています。一方、1 世帯当たりの人数は平成 19（2007）年には 1.99 人でしたが、減少傾向が続き、令和 7（2025）年には 1.73 人となっています。

世帯数と世帯当たり人員の推移

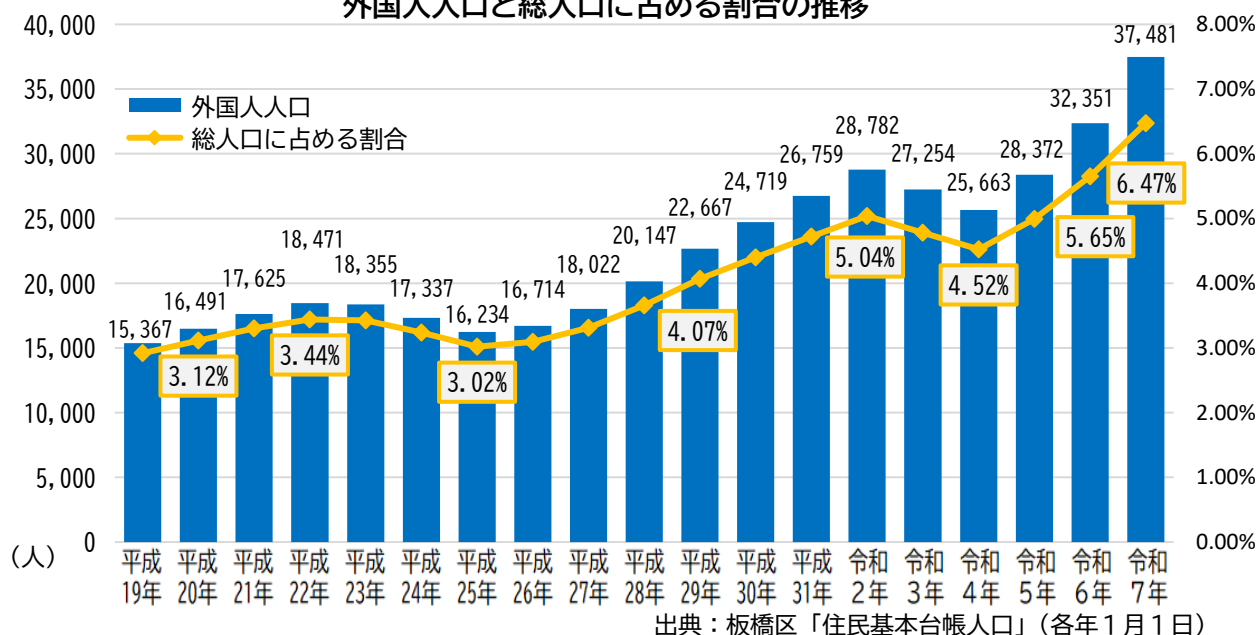


(5)外国人人口

外国籍の住民の割合が増加しています。

- 外国人人口は平成 22（2010）年まで緩やかに上昇し、平成 23（2011）年から一時減少したものの平成 26（2014）年以降上昇し、令和 2（2020）年には総人口の 5 % を超えました。コロナ禍の入国制限で一時減少しましたが、令和 5（2023）年 5 月の入国制限終了後再び増加し、令和 7（2025）年には約 6.5% となっています。

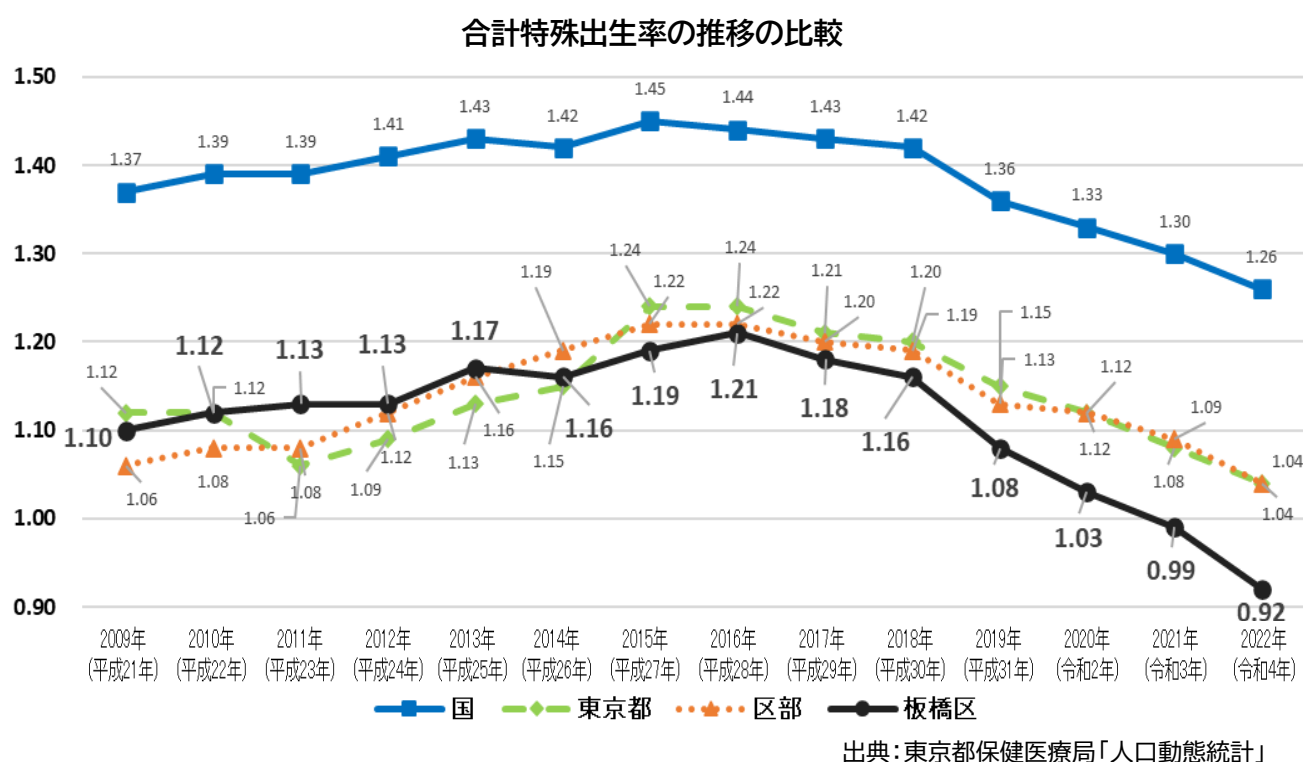
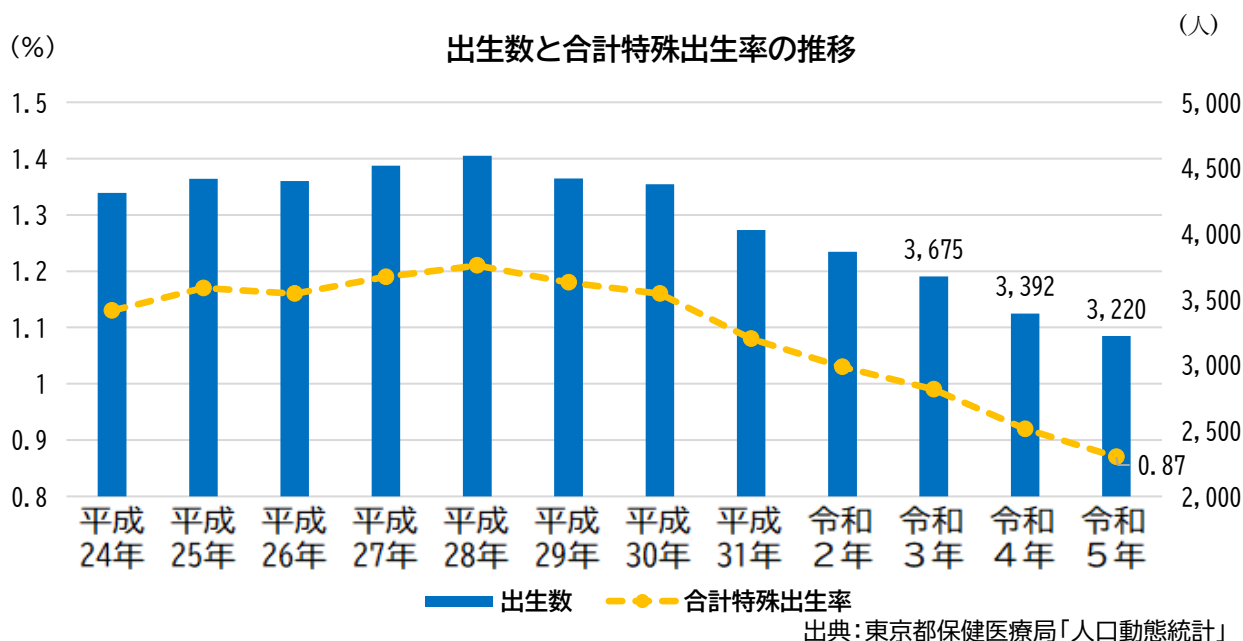
外国人人口と総人口に占める割合の推移



(6)出生数、合計特殊出生率

出生数と合計特殊出生率は減少しています。

- 出生数は平成 28（2016）年をピークに減少に転じています。令和 4（2022）年は 3,392 人となり、平成 28（2016）年と比較すると、1,200 人以上も減少しています。
- 合計特殊出生率は、平成 28（2016）年をピークに減少に転じています。国や東京都、特別区の平均と比較しても低水準となっています。



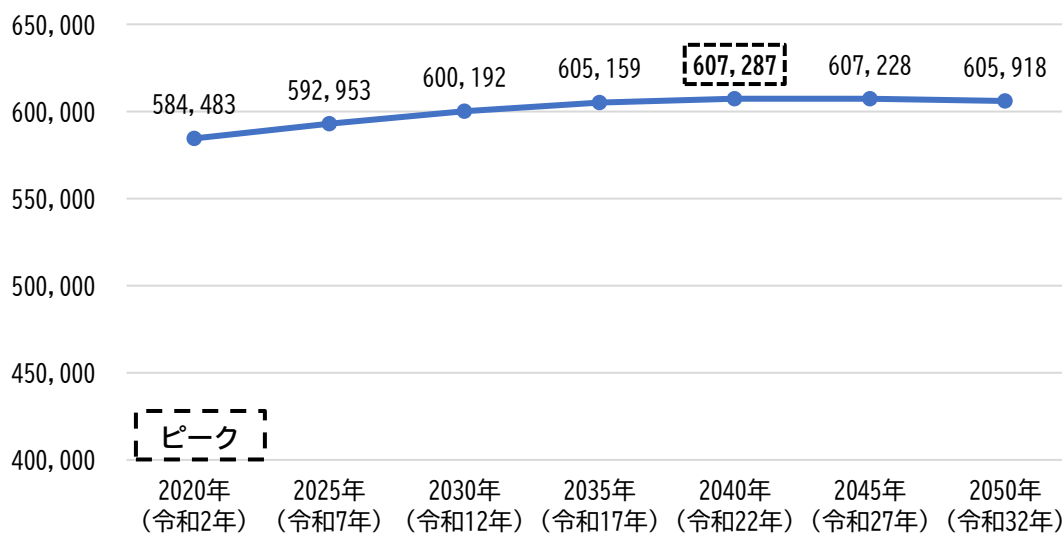
2 人口動向

(1)人口推計

人口は令和22(2040)年まで増加する見込みです。

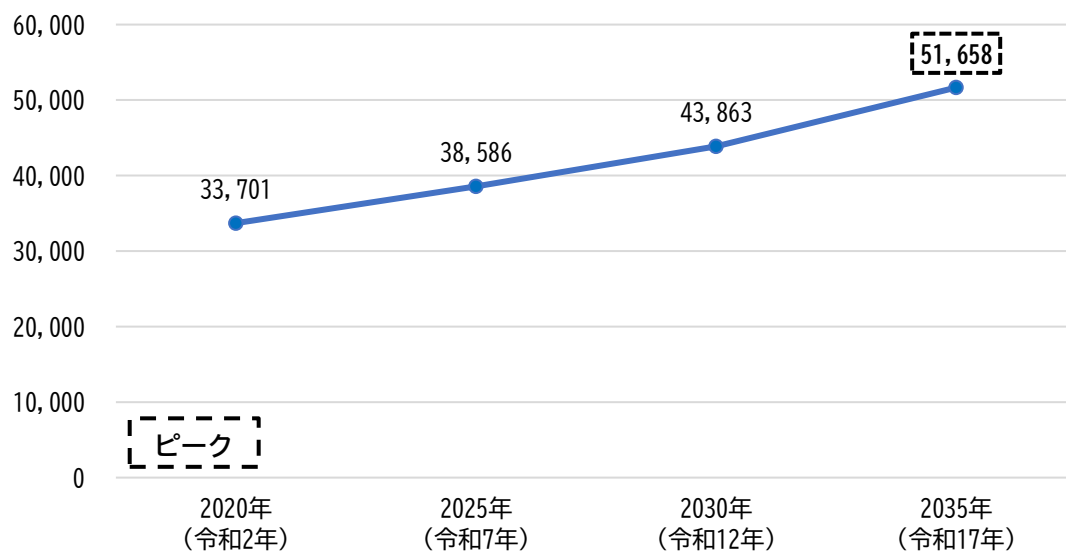
- 国勢調査をもとにした将来の総人口の推計結果をみると、令和 12 (2030) 年に 60 万人を突破し、令和 22(2040)年にピークを迎え、その後、減少に転じる見込みです。
- 外国人人口の推移は、令和 17 (2035) 年には 5.1 万人を超え、令和 2 (2020) 年と比べて約 1.8 万人増加し、板橋区の総人口に占める割合が、約 8.5%となる見込みです。

区の総人口の将来推計



出典：板橋区「板橋区人口ビジョン(2025 年～2050 年)」

区の外国人人口の将来推計



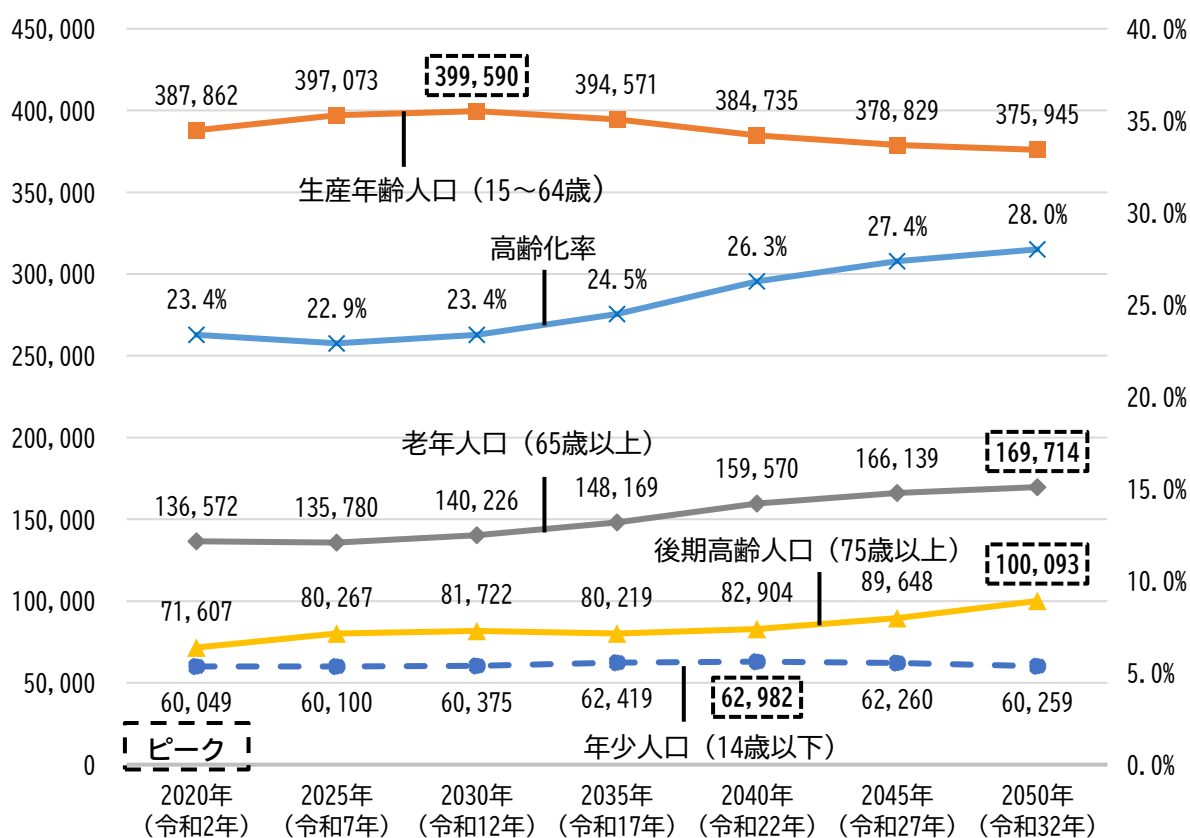
出典：板橋区「板橋区人口ビジョン(2025 年～2050 年)」

(2)年齢3区分別の人口推計

生産年齢人口のピークは早く、老年人口は増加し続ける見込みです。

- 年齢3区分別人口をみると、年少人口は総人口と同じく令和 22(2040)年にピークを迎え、その後減少に転じる見込みです。
- 生産年齢人口のピークは総人口よりも早く、令和 12(2030)年に到来し、令和 32(2050)年までに約 2.4 万人減少する見込みです。
- 一方、老年人口は、令和 7 (2025) 年以降、令和 32(2050)年まで増加し続け、令和 2 (2020)年と比べて約 3.3 万人増加し、17 万人近くとなり、高齢化率は 28.0% となる見込みです。

年齢3区分別人口の将来推計

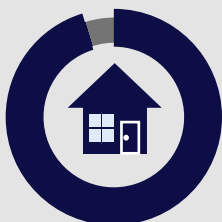


出典：板橋区「板橋区人口ビジョン(2025 年～2050 年)」

(1) 区の住みやすさなどに関する満足度

区民の暮らしなどに対する満足度は、上昇が続いています。

- 令和7年度板橋区区民意識意向調査の結果を見ると、住みやすさ、定住意向、区への愛着・誇りに関する区民の満足度は、10年前に比べて高まっています。



「住みやすい」と答えた区民の割合

令和7(2025)年 **95.3%**

平成27(2015)年 93.8%



「今後も住み続けたい」と答えた区民の割合

令和7(2025)年 **86.4%**

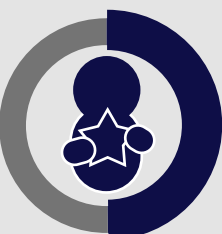
平成27(2015)年 84.7%



「区に愛着を感じる」と答えた区民の割合

令和7(2025)年 **84.1%**

平成27(2015)年 76.4%



「区に誇りを感じる」と答えた区民の割合

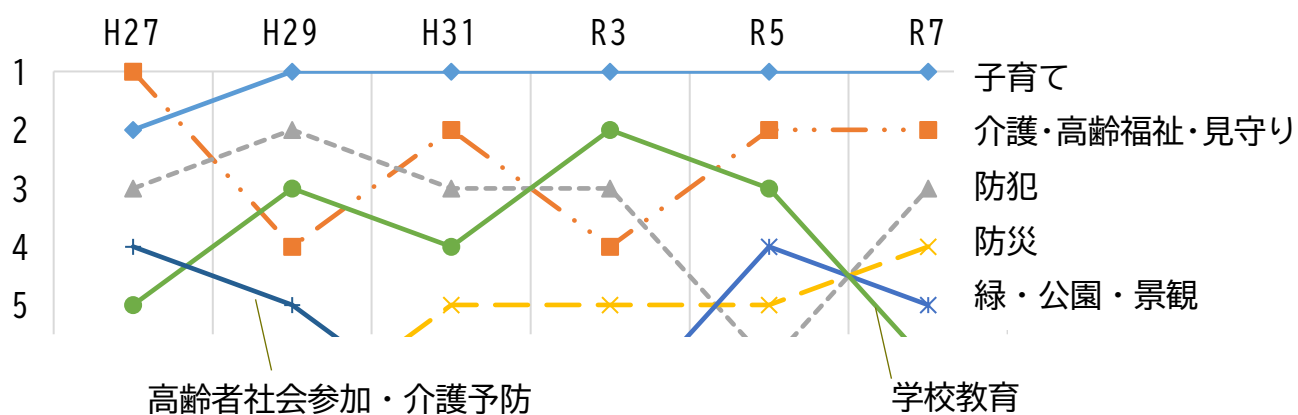
令和7(2025)年 **49.8%**

平成27(2015)年 39.1%

(2)区民が特に重要と思う施策

子育て施策は特に重要と考えられています。

- 区民が特に重要と思う施策を見ると、令和7（2025）年の調査では、子育て、介護・高齢福祉・見守り、防犯、防災、緑・公園・景観が上位5位までに挙げられています。子育ては平成29（2017）年以降、1位であり、子育て世帯を中心に关心が高いことが伺えます。合わせて介護・高齢福祉・見守りも常に高い順位であることから、少子高齢社会に対する課題認識が伺えます。また、防災が少しずつ順位を上げてきており、昨今の風水害や地震などへの備えに関しても関心が高くなってきていることが伺えます。



－ あ －

- イノベーション・エコシステム
大学・研究機関、スタートアップ、事業会社、ベンチャーキャピタル・金融機関が相互につながり、協力関係を保ちながら継続的にイノベーションを創出するネットワークのこと。
- 医療的ケア児
日常生活などを営むために、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理などの医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。
- インクルーシブ教育
障がいの有無や、国籍、性別などの違いを超えて、すべての子どもたちが同じ環境で一緒に学び合う教育のこと。
- ウォークابل
居心地がよく、出かけて歩きたくなるまちの状態を表した概念のこと。
- エイトライナー
エイトライナー構想とは、環状第8号線を想定した北区・板橋区・練馬区・杉並区・世田谷区・大田区の6区を結ぶ環状鉄道構想のこと。
- オープンデータ
政府や自治体が持つ情報を、営利・非営利を問わず誰でも自由に利用・加工・再配布できるルールのもとで公開したデータのこと。

－ か －

- カーボンニュートラル
生産や人為的活動で排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量であるという概念のこと。
- 共創
行政と民間などの多様な主体が、それぞれの得意分野や持っている知恵・資源を持ち寄って、一緒に新しい価値をつくること。

－ さ －

- シェアモビリティ
車や自転車などを複数の利用者で共有して利用できるサービスのこと。

- シティプロモーション
区の有する地域資源をブランド化し、戦略的に発信することにより、魅力ある地域社会の形成をめざす広報活動のこと。
- 情報リテラシー（情報活用能力）
インターネットやテレビなどの情報源から正確で信頼できる情報を見極め、有効に活用する能力のこと。
- スパイラルアップ
継続的な改善を繰り返すことで、全体の成果や質が段階的に向上していく考え方のこと。
- ゼロエミッション
生産や消費に伴って発生する温室効果ガスをはじめとする廃棄物を別の産業が再利用することで最終的にゼロにすること。

－ た －

- デジタルデバイド（情報格差）
インターネットなどのデジタル技術を利用できる人とできない人の間に生じる格差のこと。
- デマンド交通
利用者の予約に基づいて運行される、バスや乗合タクシーのような事前予約制の交通サービスのこと。

－ な －

- 認知症フレンドリー社会
認知症になっても、自らの権利や意思が尊重され、能力を発揮し、希望を持って暮らし続けることができる社会のこと。
- ノーマライゼーション
高齢者や障がい者を区別しないで、あらゆる人々がともに暮らす社会が正常とする考え方のこと。

－ は －

- ファシリテーター
議論などの集団活動において、中立的な立場で舵取りをし、参加者などの意見を引き出して合意形成を促進する役割を担う人のこと。
- フードドライブ
家庭で使いきれない食品や飲料を持ち寄り、フードバンクなどを通じて、広く地域の福祉団体や施設などに提供する活動のこと。

■包摂的（な社会）

年齢、性別、人種、障がいの有無などに関わらず、すべての人々が社会の一員として排除されることなく、平等に参加できる社会のこと。

－ や －

■ユニバーサルスポーツ

障がいの有無や年齢、性別、国籍などを問わず、誰もが楽しんでできるスポーツのこと。

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性が尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えること。

－ ら －

■ロジックモデル

施策が目標とする成果を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化したもの。

－ A～Z －

■A I (Artificial Intelligence)

人工知能のことで、人間の知能を模倣し、学習、推論、認識、判断などを行うコンピューターシステムやプログラムのこと。

■E B P M (Evidence Based Policy Making)

統計や業務データなどの客観的な証拠に基づいて政策を立案するとともに、施策実施後は、事実・課題を把握した上で評価を行い、施策を更新していくこと。

■H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point)

食品の安全を確保するための国際的な衛生管理手法のこと。

■I C T (Information and Communication Technology)

情報通信技術のことで、情報や知識を共有・伝達する技術や方法のこと。

■M & A (Mergers and Acquisitions)

企業の合併・買収のこと。

■OODAループ

Observe（観察）、Orient（状況判断）、Decide（意思決定）、Act（行動）で構成されており、変化が早く、不確実性の高い状況下で迅速な意思決定をするための思考方法のこと。

■P D C Aサイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返して業務を継続的に改善する方法のこと。

■P H R (Personal Health Record)

生涯にわたる個人の健康・医療に関わる情報のこと。

■R P A (Robotic Process Automation)

パソコンでのデータ入力や転記作業などの定型作業を自動で処理させるソフトウェアのこと。

■S N S (Social Networking Service)

インターネット上で人々が交流し、情報などの共有ができる社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。

■V U C A

Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字をとった言葉で、目まぐるしく変転する予測困難な状況のこと。